

教育委員会定例会議事日程

令和4年9月2日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市立特別支援学校において発生した事故について

今後の中学校給食の在り方の検討状況について

令和4年度 横浜市教育課程研究協議会の開催について

3 審議案件

教委第23号議案 横浜市教育委員会会議規則の一部改正について

教委第24号議案 横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

教委第25号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の
一部改正について

教委第26号議案 第4期横浜市教育振興基本計画の素案について

教委第27号議案 第29期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第28号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

教委第29号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

4 報告案件

教委報第4号 令和4年度歳入歳出予算案（9月補正）に関する意見の申出に係る

臨時代理報告について

5 その他

令和4年9月2日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○8/26 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○8/30～9/2 令和4年度「横浜子ども会議」区交流会

(2) 報告事項

○横浜市立特別支援学校において発生した事故について

○今後の中学校給食の在り方の検討状況について

○令和4年度 横浜市教育課程研究協議会の開催について

3 その他

横浜市立特別支援学校において発生した事故について

平成29年11月29日、市立東俣野特別支援学校内において、生徒が骨折する事故がありました。このことについて、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下「部会」という。）において、事故の状況、原因の調査を行うとともに再発防止に向けた提言を詳細調査報告書としていただきました。本報告書の概要を報告するとともに再発防止に取り組んでまいります。

【事故の概要】

発生：平成29年11月29日（水）11時から13時40分の間のいずれか

被害生徒：高等部2年女子（重度の肢体不自由）

（以下「当該生徒」という。）

関係教諭：教員A、教員B、養護教諭、看護師等

平成29年11月29日11時20分頃、教員Aがトイレ介助を行った時や、教員Bが水分補給をした時に当該生徒に震えがありました。その後、教員Aが指導中に体位変換をした時などに当該生徒が全身を緊張させ、青ざめた表情で涙を流して震えました。（12時10分、学校から保護者に連絡）

当初は発熱の前兆を疑い、毛布等を使用して保温をしましたが、その後のトイレ介助の時に当該生徒の右足の先から右股関節に軽く触れると痛がることがわかり、学校に到着した保護者の希望により、13時40分に救急搬送を要請しました。

学校は12月4日以降、救急搬送された病院の医師や特別支援教育総合センターの理学療法士、臨床指導医等への意見聴取を行うなどの事故調査・検証を行いました。その結果、骨折の原因について、「上からの圧による骨折」「本人の伸展による骨折」などの複数の可能性を導き出しながらも、結果として1月19日には「本人の伸展による可能性が高い」と結論付けて、保護者に報告しました。

1 部会の概要

（1）調査委員会

第1回：令和2年6月26日（金）、第2回：令和3年3月4日（木）、

第3回：令和3年7月7日（水）

（2）関係者等へのヒアリング

令和2年6月26日（金）から12月22日（火）までの間、計5回

関係者：特別支援教育課（学校所管課）、当該生徒の保護者、事故発生当時の当該特別支援学校の校長、副校長及び特別支援教育コーディネーター、県立こども医療センター整形外科部長

（3）部会の構成

氏名	職名
佐藤 豊（部会長）	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部スポーツ教育学科 教授
大久保 辰雄	横浜市医師会常任理事・学校医部会副部会長
青木 治人	横浜市スポーツ医科学センター長 整形外科医
高岡 香	弁護士・茨城県立医療大学客員教授
根本 明宜	横浜市立大学附属病院 リハビリテーション部部長

(4) 本詳細調査で明らかとなった主な事実と考察

ア 骨折場面について

ヒアリングにより、関係教職員は当初、当該生徒の痛みが骨折によるものだと気づくことができなかつたことがわかりました。また、事故発生後、学校側は、骨折の要因について様々な可能性を検討しながらも、県立こども医療センターの医師へ2回目の意見聴取を行った際に聞いた話から、上からの圧で骨折したのではなく、ねじれて折れた、伸展による骨折であると理解し、保護者に報告しました。

【考察】

どのような場面で骨折したのか、直接的な要因が分からぬ中では、学校は全ての可能性を等しく検討、検証する必要があります。その際、県立こども医療センターの医師があくまでも可能性の問題として挙げた「外力によるもの」か「自らの伸展によるものか」といった骨折の原因について、学校側が解釈・理解する過程で希望的なフィルターをかけてしまい、早々に「本人の伸展による骨折」が結論であると断定しています。その結果、これ以上の検証を妨げてしまったのではないかと考えられます。

なお、骨折した直後の該当部位のレントゲン写真をもってしても、外力による骨折か伸展による骨折かのいずれかに決定することは不可能な部分があり、どちらの可能性も否定できないとされています。

イ 担当教員の介助方法について

事故発生後、教員Aの介助方法等について、複数の教員で調査・検証を行い、ヒアリングにおいても教員Aの日頃の介助方法等に不安はなかったとの話がありました。

【考察】

事故後、まず校内の複数の教員で調査・検証を行ったことは評価できるが、ヒアリングの中で、もしも同僚の介助方法が危険を伴うのではないかと思っても指摘できないという趣旨の話がありました。また、当該校においてはヒヤリハット事案の検証と蓄積を行い、事故を未然に防ぐというリスクマネジメントの取組が不足していたことが確認できました。さらに学校で検証することが困難な事案が発生した際には、第三者による事故調査チームを立ち上げ、客観的に事故を記録し検証していく必要がありますが、その役割を果たすべき教育委員会が学校で事故が起きた際の安全管理を支援する具体的な仕組みや体制も不十分な状況です。

ウ 事故発生後の学校の対応について

ヒアリングにおいて、学校は次のような対応をしていたことが分かっています。

- ・校長をはじめとした管理職に報告せずに、個人の判断により保護者を訪ね、事故の概要等を伝えた教職員が複数いた。
- ・学校が保管している保護者の携帯電話番号について、保護者の許可を得ないまま個人的にショートメールを送信した教職員がいた。
- ・学校内部での話し合いや研修の内容等について、保護者に個人的に連絡し、都度、報告を行う教職員がいた。

- ・また、当初から、保護者は、教員Aに話を聞きたいと何度も学校に要望していたが、学校は保護者が納得するような場を設定しないまま、同年12月に教員Aが退職したことから、保護者は、学校が何かを隠蔽しているのではないかと考えた。また、学校長の謝罪に対して、保護者は全く誠意を感じていなかった。

【考察】

事故発生後に行われた一連の対応は、保護者への早期の情報提供という側面はあるものの、組織としての責任を伴って行われたものでないという点では不適切ともいえ、部分的で、憶測を含む情報が複数もたらされて錯綜することにより、学校への保護者の不信感を増大させる要因となりました。

さらに、学校長の謝罪は、結果の如何にかかわらず学校管理下において発生した事故に対する責任を果たしていくという学校長の立場を保護者に感じさせるものではなかったことも大きな問題です。

(5) 再発防止に向けた提言

本事案は特に重度重複障害児が多く在籍する学校で発生していますが、特別支援学校ではこうした過失責任の判定が難しい事案が発生しうる可能性が常にあり、リスクマネジメントの考え方を取り入れていくことが不可欠であるといったことなどを踏まえ、部会として以下の提言が出されました。

提言1：事故防止に向け自律的な業務改善ができる仕組みづくりをすべき

日ごろの児童生徒への指導等において気づいたことを、ヒヤリハットの事例として収集・蓄積・共有していくことや、経験年数等に基づいたレベル別校内研修の定期的な実施など、リスクマネジメントの観点から個々人の気づき等を組織として共有する、ボトムアップで業務改善する仕組みづくりを徹底すべきである。

提言2：日ごろからの安全管理体制と事故発生時に備えた体制づくりをすべき

学校長を中心とした、校内の安全管理体制を校内の校務分掌に位置付け、体制を整備すること、その際には学校看護師や臨床指導医、学校医なども安全管理体制の一員に加えていくことを検討する必要がある。また、事故発生時には校内の教職員に加え、必要に応じて外部人材も加えるなど、調査体制づくりにあたり教育委員会が強力にバックアップすべきである。加えて、学校現場のニーズを踏まえ、事故を未然に防ぐためのハード改修に取り組み、学校現場を下支えすべきである。

提言3：教職員全体として組織的な対応を行うことを目標に、一人ひとりが意識を共有させていくべき

事故発生時における組織としての対応方法や考え方について、意思統一をさせていくために外部講師を招くなどして意識の共有を目指すべきである。また、学校長は校内にいる様々な職種や校務分掌を所管する教職員を、全体として整合性の取れた行動につなげられるよう、リーダーシップを發揮して統括していくこと。

2 再発防止に向けた取組

(1) 当該校における取組

ア ヒヤリハットの蓄積・検証と校内研修の実施

- 当該校の校務分掌に位置付けられた保健安全部が中心となり、ヒヤリハットや事故などが起きた際の事例の蓄積やそれに基づく検証までの一連の流れをルール化しています。検証を実施したものについては、臨時職員打合せ等において、全ての教職員が自分事として捉えられるよう、全体周知、注意喚起を図っています。
- 今後は抱きかかえや車いすからの移乗等に伴う介助や、むせこみの多い児童生徒への摂食の方法など、重度重複障害児特有の介助、指導等について、教職員が課題に感じていることやスキルアップを図っていきたいことを整理し、それらに応じた具体的な研修を実施していきます。実施にあたっては教職員の経験値やキャリアステージに応じ、PTやST等の専門家を招き、より専門性の高い研修をレベル別に実施します。
- さらに、全ての教職員が、特別支援教育総合センター主催の研修等に積極的に参加し、学校全体の専門性が向上できるよう、一人ひとりの教職員に管理職が指導助言を行っていきます。

イ 緊急時対応のルール化

- 事故等があった場合は、管理職や教務主任、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などが中心の「対応チーム」を改めて組織し、対応しています。また、医療との連携が不可欠であることを意識し、臨床指導医と顔の見える関係を築き、必要に応じて速やかに意見を伺う体制をつくっています。
- 保健安全部が事故発生時の対応フローを作成し、年1回の全体研修とクラスごとの緊急時シミュレーションを実施しています。その際には学校看護師も参加し、より多角的な視点で検討しています。

ウ 事故の未然防止に向けた取組と風通しの良い職場風土の醸成

- 児童生徒一人ひとりの身体や障害の状態、保護者からの引継ぎ事項、担当教員の見取りなどについて、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を通じて、クラスの教職員間や保護者で情報を共有します。その上でチームとして先を見通した個別最適な支援を行うことで、事故を未然に防ぐとともに、いつもと違う様子が見られた際にはすぐに適切な対応につなげるなど、学校として危機対応力の向上を図ります。
- また、放課後に実施する、日々の児童生徒の健康観察や体調の変化にかかる情報共有、授業の振り返りを通して、同僚の介助や指導の危険性はもちろん、ちょっとした気づきなども指摘しあえるような風通しの良い職場風土を醸成していきます。

エ 組織機能の強化

- 教務主任や主幹教諭、学級代表、特別支援教育コーディネーターといったミドルマネジメント層の教職員の学校組織における役割や業務を明確に位置付けます。管理職が日常的な授業観察を通して、課題に感じていることや将来の学校経営の方向性につい

て、ミドルマネジメント層と定期的に情報交換や課題解決に向けた方策を検討し、着実に実践を積み重ねていくなど、ミドルマネジメント層の強化を図り、組織的な学校運営のための体制を構築していきます。

- ・その上で、事故や危機管理が必要な場面が発生した時など、管理職のリーダーシップのもと、組織的な対応ができるよう外部講師などを招き、校内研修を実施します。

(2) 市教委における取組

ア 介助スキル等のマニュアルの策定

- ・肢体不自由特別支援学校においては、重度重複障害や医療的ケアのある児童生徒が多く在籍しており、また、校内の教職員については肢体不自由児教育の経験値も幅広くなっています。現在はOJTや各校内での研修により、身体介助等にかかるスキルアップを図っておりますが、その内容、方法が学校ごとに様々です。そこで各校で実施する研修について、その項目や内容、方法などについて統一を図り、どの肢体不自由特別支援学校に勤務しても、一定のスキルをもって介助ができるよう、その基礎となる研修マニュアルを新たに策定します。

イ 初動対応の強化

- ・肢体不自由特別支援学校に在籍する児童生徒は自ら異変を訴えることが難しい場合が多いため、教職員は少しの変化も見逃すことなく、その変化にすぐに対応する必要があります。本事案は当該生徒の変化には気づいていたものの、その後の保護者への連絡、救急車の要請判断等に時間を要し、十分な初動対応ができていませんでした。改めて、教職員一人ひとりが児童生徒の身体的変化をキャッチし、的確な初動対応につなげができるよう各校に指導するとともに、管理職の危機管理や事件事故発生時の対応力の強化に取り組みます。

ウ 学校管理職のマネジメント力強化

- ・本年6月、全特別支援学校長に本事案にかかる詳細調査報告に加え、事故当時の保護者の率直な意見について周知し、各校に自分事として捉えてもらえるよう指導を実施しました。前述のように本事案で教職員がとった学校組織としては非常に不適切と言わざるを得ない一連の行動が再び起こることないよう、管理職のマネジメント力の向上にむけた研修を拡充し、あわせて保護者の思いをしっかりと受け止めつつ、適切なリーダーシップが發揮できる管理職の育成に取り組みます。

エ 事故発生後の教育委員会事務局による学校支援

- ・特別支援学校で事故等が発生した際には、当該校が主体となって基本調査を行った後、必要に応じて第三者で構成される学校事故調査委員会で再発防止に向けた検証等を実施しています。今後は基本調査実施時においても必要に応じて、学校が医療や心理等の専門職人材等を活用できるよう支援をしていきます。また、事故防止や教職員の負担軽減等を念頭におき、児童生徒が安全安心に学習ができるよう、設備等の環境整備を進めます。

平成29年11月29日横浜市立特別支援学校において発生した
事故に関する詳細調査報告書

令和4年4月26日

横浜市学校保健審議会

学校安全部会

1 はじめに

本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下、「安全部会」という。）において、平成29年11月29日、横浜市立特別支援学校の校内で発生した事故について、その原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものである。

学校教育の現場において、児童生徒の安全を確保することは基本的事項である。しかし、このたびの事故は、本来、安全安心なはずの校内で発生しており、実態を把握し、学校の環境を整えることが必要である。

横浜市教育委員会においては、本報告書の提言を十分に踏まえた上で、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践することを求める。

(1) 詳細調査の趣旨

平成29年11月29日、市立特別支援学校において発生した事故及びその後の対応に関し、事故の状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止、事故後の適切な対応に資するための提言を行う。

(2) 詳細調査の目的

「学校事故対応に関する指針」（文部科学省 平成28年3月）に基づき、詳細調査の目的は次のとおりとする。

- ア 日頃の安全管理の在り方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。
- イ 被害生徒やその保護者の、事実に向き合いたいという希望に応える。

ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めた。

2 安全部会の開催状況

(1) 開催日時等について

ア 調査委員会

- | | |
|------------------|------------|
| 第1回 令和2年6月26日(金) | 横浜市庁舎共用会議室 |
| 第2回 令和3年3月4日(木) | 横浜市庁舎共用会議室 |
| 第3回 令和3年7月7日(水) | 横浜市庁舎共用会議室 |

イ 関係者等へのヒアリング

(ア)令和2年6月26日（金） 横浜市庁舎共用会議室

【対象】教育委員会事務局特別支援教育課

※調査委員会時に実施

(イ)令和2年8月3日（月） 横浜市庁舎共用会議室

【対象】保護者2名（父、母）

(ウ)令和2年9月11日（金） 横浜市庁舎共用会議室

【対象】当該特別支援学校の事故発生当時の副校長及び
事故発生当時の特別支援教育コーディネーター

(エ)令和2年10月22日（木） 神奈川県立こども医療センター

【対象】整形外科部長兼肢体不自由児施設長

(オ)令和2年12月22日（火） 横浜市庁舎共用会議室

【対象】当該特別支援学校の事故発生当時の校長

(2)学校安全部会の構成

氏名	職名	委嘱日
佐藤 豊 (部会長)	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部 スポーツ教育学科 教授	平成31年3月1日
大久保 辰雄	横浜市医師会常任理事 学校医部会副部会長	平成31年3月1日
青木 治人	横浜市スポーツ医科学センター長 整形外科医	平成31年3月1日
高岡 香	弁護士 茨城県立医療大学客員教授	平成31年3月1日
根本 明宣	横浜市立大学附属病院 リハビリテーション部部長	平成31年3月1日

(3)検証方法

当該特別支援学校が作成した基本調査報告書に基づいた事故当時の時系列の確認等原因の究明及び保護者、学校、教育委員会事務局所管課、神奈川県立こども医療センターにヒアリングを行った。

3 事故の発生状況

平成29年11月29日に、特別支援学校高等部教室内において、高等部生徒が不快な表情となり痛がる様子があつたため救急搬送した。翌日、右大腿骨頸上骨折と診断された。

骨折後、伸展変形により右膝過伸展及び右下肢短縮増悪となつた。

(1) 発生日時

平成29年11月29日（水）11:00～13:40の間のいずれか

(2) 被害生徒（当時）

高等部2年女子（重度の肢体不自由）

(3) 関係教諭

教員A、教員B（当時の特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、看護師等

(4) 当日の状況

11時00分 当該生徒は、朝の会に参加した。本人はいつもと変わりない様子であった。笑顔や発声があった。

11時20分 教員Aがトイレ介助を行った。本人に震えがあった。トイレ介助については、車いす座位 → 仰臥位 → 便座での座位（後ろから抱きかかえ）→ 仰臥位 → 車いす座位と体位を変換した。

教員Bが当該生徒の衣服を緩め水分摂取（胃ろう注入）をした。本人に震えがあった。笑顔や発声があった。

教員Aがうんどうの活動を行った。うんどうについては、車いす座位 → 横抱きで5メートル程度移動 → 仰臥位 → 右下側臥位 → 仰臥位と体位を変換した。

次に、膝立ちで横抱き、向きを変えようとしたところで、当該生徒が全身を緊張した。本人は笑顔なく不快な表情となつた。

体幹装具がずれていたため、教員Aが装着し直した。本人は青ざめた表情となり、涙を流して震えた。

教員A及び養護教諭等が、本人の体調を確認した。（37.6°C、SpO₂ 97%、HR 93回/分）

- 12時10分 発熱の前兆を疑い、教員Aが毛布等を使用して保温した。
同時に保護者に連絡した。
- 13時15分 教員A、B及び養護教諭等がトイレ介助を行った。トイレ介助については、仰臥位 → 毛布を取りズボンを下ろした。本人に身体の震えがあった。
何らかの痛みが身体にあることに気づき、右足の先から右股関節に軽く触れていくと痛がることが分かった。
- 13時40分 保護者が学校に到着した。
保護者に、右股関節周辺に痛みが強いのではないかと報告した。保護者の希望により、救急搬送を要請した。
- 13時50分 救急車が到着した。救急隊と保護者が様子を観察後、救急車で神奈川県立こども医療センターに搬送された。

(5) 事故後の学校による対応

- 12月4日（月）
• 学校による調査・検証を開始した。
• 神奈川県立こども医療センターの医師（救急搬送の際に診察をした医師の上級医）へ意見聴取を行った。
• 特別支援教育総合センターの理学療法士へ意見聴取を行った。
- 12月5日（火）
• 当該校の臨床指導医へ意見聴取を行った。
- 12月7日（木）
• 教員Aへ意見聴取を行った。
- 12月8日（金）
• 学校による調査・検証の結果、次の①から③の可能性が高いとした。
① 上からの圧力による骨折
② トイレ等の場面での骨折
③ 伸展による骨折
- 12月13日（水）
• 神奈川県立こども医療センターの医師（救急搬送の際に診察をした医師の上級医）へ再度、意見聴取を行った
- 1月19日（金）
• 調査・検証の結果を踏まえ、学校は「伸展による骨折の可能性が高い」と結論付け、保護者に報告した。

4 本詳細調査で明らかになった事実と考察

(1) 骨折場面について

- ア 当該特別支援学校の事故発生当時の教職員へのヒアリングにおいて、「当日、生徒が不快な表情をし始めた当初は発熱を疑うなど見立てを誤ってしまった部分は申し訳ないと思う」、「例えば（ストレッチャーの）ベルトを締め忘れて落ちてしまった、壁にぶつけてしまったなどの具体的な要因が思い当たらなかったので、何が起きたのか分からなかった」、「学校としては、骨折がどのように発生したのか分からなかった」と発言しているように、関係教職員は、当初、当該生徒の痛みが骨折によるものだと気づくことができなかつた。
- イ 事故発生後、学校側は、骨折の要因について様々な可能性を模索した。12月13日（水）に神奈川県立こども医療センターの医師へ再度意見聴取を行った際、医師から話を聞き、「上からの圧で骨折したのではなく、ねじれて折れた、伸展による骨折である」と理解した。

【考察】

どのような場面で骨折したのかについては、直接的な要因が分からぬ中、学校は全ての可能性を等しく検討・検証する必要がある。事故直後の段階では、複数の医師への意見聴取や理学療法士を交えた現場検証を行うなど適切な対応がとられ、原因についていくつかの可能性を挙げていた。

しかし、再び、神奈川県立こども医療センターの医師に意見聴取を行った際、あくまでも可能性の問題として医師が挙げた外力によるものか自らの伸展によるものかといった原因について、学校側が解釈・理解する過程で希望的なフィルターをかけてしまい、早々に「本人の伸展による骨折」が結論と断定してしまった。そのために、これ以上の検証を妨げてしまったのではないかと考えられる。

当部会において、改めて当該医師にヒアリングを行うと、骨折の原因は明らかではなく、外力によるものか伸展によるものかは、あくまで推測や可能性の話として語られていた。同じ話を保護者は外力によるものと理解し、学校は伸展によるものと理解したようである。

骨折した直後の該当部位のレントゲン写真をもってしても、外力による骨折か伸展による骨折かのいずれかに決定することは不可能な部分がある。一般的には、重度の肢体不自由児の骨は脆弱であるため、外部からの軽い圧でも骨折が起こることが十分にあるし、一方で、足を突っ張った際に自力で生じたような骨折の可能性も否定できない。

(2) 担当教員の介助方法について

- ア 事故発生後、教員Aが当該生徒に対してどのような介助をしていたのか、校内の複数の教員で適切な介護を行っていたのか確認を行った。
- イ 当該特別支援学校の事故発生当時の教職員へのヒアリングにおいて、学校関係者からは、「教員Aの日ごろの介助方法やスキルに関して不安はなかった」との話があった。

【考察】

事故後、まず校内の複数の教員で調査・検証を行ったことは評価できる点である。しかし、ヒアリングでは、もしも同僚の介助方法が危険を伴うのではないかと思っても指摘できないという趣旨の話があった。当該校においては、日ごろからヒヤリハット事案の検証と蓄積を行い、こうした事故を未然に防いでいくというリスクマネジメントの取組が不足していることが調査で確認でき、本件においても十分機能していなかったと考えられる。また、検証困難なケースが発生した際には、第三者による事故調査チームを立ち上げ、客観的に事故を記録し検証していく必要があるが、その役割を果たすべき教育委員会が具体的に学校で事故が起きた際の安全管理を支援する仕組みや体制もいまだ不十分と言える。

(3) 事故発生後の学校の対応について

- ア 当該特別支援学校の事故発生当時の教職員へのヒアリングにおいて、次のような対応をしていたことが分かった。
- <対応1>校長をはじめとした管理職に報告せず、個人の判断により保護者を訪ね、事故の概要等を伝えた教職員が複数いた。
- <対応2>学校が保管している保護者の携帯電話番号について、保護者の許可を得ないまま個人的にショートメールを送信した教職員がいた。
- <対応3>学校内部での話し合いや研修の内容等について、保護者に個人的に連絡し、都度、報告を行う教職員がいた。
- イ 当初から、保護者は、教員Aに話を聞きたいと何度も学校に要望していた。しかし、学校は保護者が納得するような場を設定しないまま、同年12月に教員Aが退職したことから、保護者は、学校が何かを隠蔽しているのではないかと考えた。また、学校長の謝罪に対して、保護者は全く誠意を感じていなかった。

【考察】

事故発生後に行われた上記の対応は、保護者への早期の情報提供という

側面はあるものの、組織としての責任を伴って行われたものでないという点では不適切ともいえ、部分的で、憶測を含む情報が複数もたらされて錯綜することにより、学校への保護者の不信感を増大させる要因となった。

さらに、校長の謝罪は、結果の如何にかかわらず学校管理下において発生した事故に対する責任を果たしていくという校長の立場を保護者に感じさせるものではなかったことも大きな問題であった。

5 再発防止に向けた提言

本事案は特に重度重複障害児が多く在籍する学校で発生した。特別支援学校ではこうした過失責任の判定が難しい事案が発生しうる可能性が常にあり、リスクマネジメントの考え方を取り入れていくことが不可欠である。このことを念頭に置きながら、以下の提言をまとめる。

【提言 1】

事故防止に向けて自律的な業務改善ができる仕組みづくりをすべき

校内における事故を未然に防ぐためには、日ごろから、自律的に自分たちに足りないところを見つけ、自ら改善していく姿勢が何よりも求められる。最善を尽くしていたとしても、さらに安全・安心な学校づくりに取り組むことで、事故の発生を未然に防げることを校内で高く意識を持たなければならない。

日ごろの児童生徒への指導等において気づいたことを、ヒヤリハットの事例として収集・蓄積していくことや、経験年数等に基づいたレベル別校内研修の定期的な実施など、リスクマネジメントの観点から個々人の気づき等を組織として共有する、ボトムアップで業務改善する仕組みづくりを徹底すべきである。

【提言 2】

日ごろからの安全管理体制と事故発生時に備えた体制づくりをすべき

学校長を中心とした、校内の安全管理体制を校内の校務分掌に位置付け、体制を整備する必要がある。提言 1 とも関連するが、医療機関における安全管理委員会に類する体制で、日常的にヒヤリハットの共有や職員への周知等を行うことを検討されたい。

加えて、例えばリフトの導入など、ハード面の整備も重要となってくることから、教育委員会は現場のニーズを踏まえた、事故を未然に防ぐための改修等にしっかりと取り組み、学校現場を下支えするべきである。

昨今、医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアが必要な児童生徒が増えていることも踏まえ、事故を未然に防ぎ、校内での安全を確保するためには、学校看護師や臨床指導医、学校医なども安全管理体制の一員に加えていくことを検討する必要がある。

また、事故発生時には、日ごろの安全管理を担当する教職員に加え、必要に応じて外部の人材を加えるなどして、事故調査チームをすぐに発足させるなどの体制づくりも行う必要がある。体制づくりにあたっては、事故調査チームを教育委員会が強力にバックアップすることを念頭に検討していくべきである。

【提言 3】

教職員全体として組織的な対応を行うことを目標に、一人ひとりが意識を共有させていくべき

このたびの学校の一連の対応については、教職員一人ひとりが組織の一員として責任を伴って対応していくという意識が不足していた。保護者への早期の情報提供の重要性は言うまでもないが、部分的で推測を含む可能性のある情報の錯綜は、組織としての判断を損なうことにもなりかねない。事故発生時における組織としての対応方法や考え方について、改めて意思を統一させていくために、外部講師を招くなどして意識

の共有を目指すべきである。

校内には、様々な職種、様々な校務分掌を所管する教職員があり、それぞれ自らの立場で業務に取り組んでいる。校長は教職員各々の立ち位置と役割を、全体として整合性の取れた行動につなげられるよう、リーダーシップを発揮して統括していくかなくてはならない。

学校安全部会まとめ

特別支援学校においては、障害のある児童生徒を支えるため、多くの教職員が感度を高く保ち、熱意を持って日々の教育活動に取り組んでいる。

しかし、当該事故においては学校が調査・検証を十分に果たしたと保護者が納得する前に、「本人の伸展による骨折の可能性が高い」という学校側に都合が良いと受け取られかねない解釈での説明がされてしまったなど、適切とは言えない対応があった。

複数の医療従事者に話を聞き、検証を進めたことは評価できるが、保護者の心情に寄り添った丁寧な対応だったとは言えないというのが当部会の意見である。

事故発生後の対応も組織としては統一性を欠いた不適切なものとなり、保護者に根強い不信の気持ちを抱かせてしまった要因となった。

危険を感じた際に個人の責任追及をするのではなく、全員が注意しているこうというリスクマネジメントの取組が行われていなかつたと言わざるをえない。

さらに、当該学校の改善にとどまらず、教育委員会事務局が特別支援学校各校の教育活動と学校運営の状況を詳細に把握し、必要な支援・指導を行っていくことも課題としてあげておく。

今後の中学校給食の在り方の検討状況について

今後の中学校給食の在り方については、学校給食法の趣旨を踏まえ、より多くの生徒に中学校給食を提供することを目指し、全生徒・教職員分（約83,000食）の供給体制の確保に向けた検討を進めています。

この度、中学校給食の利用対象者（生徒・保護者）へのアンケート調査、現在の契約期間が終了する令和8年度以降を見据えた事業者へのサウンディング調査、長期財政負担の推計等を加えた実施方式の検証等を進めてまいりましたので、報告いたします。

(横浜市が目指す学校給食の目的)

生徒の成長に必要な栄養バランスのとれた食事を毎日提供することとあわせ、様々な食材や料理を食べることや、食べることの楽しさ・様々な国や地域の食文化を学ぶことを通して、将来の食生活を豊かにすることなどを目的としています。

1 生徒・保護者へのアンケート調査結果について

(1) 調査結果

別紙1のとおり

(2) アンケート結果を踏まえた中学校給食の改善について

アンケート調査等を踏まえ、より多くの生徒に給食を提供するために、副菜の献立や味付けの工夫、量の調整、配膳方法の改善や食育の推進等の方策について、更に検討を進めます。

また、生徒や保護者からは、「栄養バランス」「温かさ」「おいしくワクワクする」のニーズが高いことも分かりましたので、これらのニーズを踏まえ、今後の中学校給食の在り方を検討してまいります。

さらに、アレルギー等への対応についても実現に向けた検討を進めるとともに、中学校給食への理解促進をはかるため、「給食の魅力を伝える広報」や保護者等を対象にした試食会を拡充してまいります。

【アンケート調査による現状分析と、実施方式に関わらず今後の中学校給食に求められる取組】

アンケート調査による現状分析	今後の取組
・副菜の評価が分かれている	<u>献立の改善や味付けの工夫、一人ひとりに合わせた量の調整</u> などに取り組みます。 <u>温かい状態での提供</u> については、どのような対応策が可能か、引き続き検討してまいります。
・量が多い・少ない	生徒達にとって「 <u>楽しい給食時間</u> 」となることをを目指し、一層の充実に取り組みます。
・「栄養バランス」「おいしくワクワクする」「温かさ」が求められている	生徒が大切に思う「中学校給食」に近づけ、 <u>満足度向上に努める</u> とともに、 <u>食育の一層の推進</u> に取り組み、食への関心を高め、自ら健全な食生活を実践するための資質・能力の育成につながるよう、取り組みます。
・給食の満足度が高い生徒ほど、栄養バランスを重視する傾向	学校の <u>施設状況等で配膳環境が異なる</u> ことから、ハード面、ソフト面で <u>配膳環境の充実</u> に取り組みます。
・喫食率の低い学校ほど、「取りに行くのが面倒」という回答が多い	

2 事業者へのサウンディング調査結果について

実施方式のうち、センター方式とデリバリー方式での実施の実現性を確認するため、横浜市の中学校給食事業に関心のある事業者の皆様を対象に実施しました。

※自校方式・親子方式については、市が実施主体であることから今回のサウンディング調査の対象としません。

(1) 事業者へのサウンディング調査結果

別紙2のとおり

(2) サウンディング調査結果の考察

サウンディング調査の実施に加え、この間、工業系以外の用途地域も含め、市有地の活用可能性についての検討を進めてきました。現時点では、センター方式・ミックス方式では、2時間以内に配達可能な給食センターを6か所整備するための土地（1か所あたり5,500m²～8,500m²程度）の確保できる見通しは立っていません。一方で、デリバリー方式は、既存施設で41,300食～61,000食の供給を確保でき、民有地も含め市内に工場を新設（1～2か所）できれば、さらに30,000食～40,000食の供給量を確保でき、全生徒・教職員分の供給体制が確保できることから、令和8年度に向けた実現可能性が最も高い方式です。また、民設民営の手法により、民間ノウハウの活用が図れるとともに、民間事業者による事業用地の確保の可能性もあります。引き続き、府内関係局と連携して検討を進めます。

※「学校給食衛生管理基準」では、食缶方式の場合、調理終了後2時間以内での喫食に努めることとされています。

3 実施方式の検証結果と長期推計の試算

令和4年4月21日に実施した中間報告以降に実施した、サウンディング調査の結果等を踏まえ実施方式の再検証の更新を行いました。また、現在の契約期間終了後の令和8年度以降を見据え、実現可能な実施方式について施設の修繕等を考慮した長期推計（30年）を試算しました。

【参考】実施方式の検証結果（令和4年8月26日更新）

実施方式	整備概要等	課題	全校実施期間※
自校方式 (食缶)	<ul style="list-style-type: none"> 中学校敷地内に、新たに 300 m²程度の給食室※を整備。 ※25m プールと同程度の面積 1校あたりの設計・工事等期間は4年程度。 	学校の敷地に余裕がないことから、 <u>106校（73%）で実施困難。</u>	30年 以上
親子方式 (食缶)	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の給食室で調理した給食を中学校に配達。 中学校に配膳室(1CR)、小学校に食缶置場等を整備(0.5CR)。 1校あたりの設計・工事等期間は3年程度。 	小学校の調理余裕がなく <u>102校で実施困難</u> 。また、小学校敷地に余裕がなく <u>18校で食缶置場の整備が難しい（計120校（83%）で実施困難）</u> 。小学校の給食室が工場扱いになるため、 <u>用途地域の整理が必要</u> 。	30年 以上
センター方式 (食缶)	<ul style="list-style-type: none"> 市内に 8,500 m²程度（1か所 14,000 食）のセンターを 6 か所整備。 中学校に配膳室等を整備(1~1.5CR)。 センター1か所あたりの設計・工事等期間は5年程度。 <p>※調理終了後2時間以内に配達・喫食が必要</p>	<u>(1か所 14,000 食)のセンターを 6 か所整備する必要がある</u> 。参入意欲のある事業者は <u>13社</u> あったが、いずれも市の事業用地の活用が前提。給食センターは工場扱いになるため、 <u>6カ所（8,500 m²程度）の市有地の活用に向けて用途地域の整理など更なる検討が必要</u> 。	10年 程度
デリバリー方式 (ランチボックス)	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の製造工場で調理した給食を中学校に配達（ランチボックスに盛り付け）。 中学校に配膳室等を整備(0.5~1CR程度)。 1校あたりの設計・工事等期間は2年程度。 民間事業者が工場を新設する場合、1か所あたりの設計・工事等期間は1年半~2年。 <p>※温度管理を徹底し、盛り付け終了後4時間以内に配達・喫食が必要</p>	参入意欲のある事業者は <u>10社</u> あり、既存工場での製造上限は <u>41,300 食～61,000 食（喫食率 50%～70%程度）</u> 。うち、市内に製造工場を新設する意向がある事業者は <u>7社</u> あり、 <u>30,000 食～40,000 食（喫食率 30%～50%程度）</u> の製造が見込まれるが、工場誘致等のための <u>市有地の活用に向けた各種調整（1～2か所程度）</u> や <u>支援策（整備費補助・長期間契約など）</u> の検討が必要。	3年 程度
ミックス方式 (食缶)	<ul style="list-style-type: none"> 自校方式、親子方式、中学校で作った給食を他の中学校に配達するきょうだい方式、センター方式を組み合わせて実施する方式。 1校（1か所）あたりの設計・工事期間は上記のとおり <p>※調理終了後2時間以内に配達・喫食が必要</p>	<u>自校・親子方式での実施困難校が 84校（58%）</u> 。その他、給食室を整備した中学校から別の中学校に配達する方式（きょうだい方式）を加えた実施困難校 73校（50%）に対し、別途市内に 5,500 m ² 程度の給食センター（1か所 8,200 食規模）が 6 か所必要。	10年 程度

※実現の可能性を考慮せず、全校で実施した場合の期間

【参考】実施方式別の施設整備費等の長期推計（事務局試算）

実施方式	初期投資費用（A）		長期運営費用（B）		修繕費（C）	A+B+C
	施設整備費等（推計）	土地取得費※2	30年間年間運営費	30年間※3		長期推計（30年）合計
センター方式	約 418 億円 ※1 (うち国庫補助金 約 43 億円)	約 65 億円	約 1,587 億円	約 53 億円	約 243 億円	約 2,247 億円 +約 65 億円（土地） (うち国庫補助金 約 43 億円) ※実現の可能性は考慮せず
デリバリーウェイ	約 47 億円	約 22 億円	約 1,885 億円	約 63 億円	約 27 億円	約 1,959 億円 +約 22 億円（土地）
ミックス方式	約 405 億円 ※1 (うち国庫補助金 約 49 億円)	約 42 億円	約 1,660 億円	約 55 億円	約 287 億円	約 2,352 億円 +約 42 億円（土地） (うち国庫補助金 約 49 億円) ※実現の可能性は考慮せず

※1 実現の可能性を考慮せず、全校で整備した場合を仮定して推計（設計・工事監理費、調理器具等を含む）

※2 土地取得費については、市内の工業地域の単価を参考に算出。市有地活用の可能性もありますが、必要な民有地等を取得できた場合を仮定して推計

※3 耐用年数を参考に30年間で必要となる施設の修繕費（外壁改修・屋上防水・調理器具の更新等を含む）

4 今後のスケジュールについて

9月～	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会報告（新たな次期中期計画素案の中で方向性※を公表） ※中学校給食の実施方式、「より多くの生徒」の範囲 等 (新たな次期中期計画素案へのパブリックコメント)
10月～	<ul style="list-style-type: none"> (サウンディング調査 《第2回目》) ⇒具体的な実施方式を示したうえで、参入意欲等を確認
12月	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会報告 (新たな次期中期計画原案とあわせて、今後の中学校給食の在り方※を公表) ※方向性を踏まえた目指すべき将来像、実現に向けたロードマップ 等 ・第4回市会定例会本会議 (新たな次期中期計画原案の議決)

生徒・保護者へのアンケート調査結果

1 調査概要

(1) 実施日程

令和4年6月21日(火)から7月4日(月)

(2) 対象者

デリバリー型給食を実施している全145校の生徒とその保護者

※各学年から1クラス抽出(1校あたり3クラス)

(3) 調査項目

- ・中学校の昼食の利用状況(利用の有無、利用頻度、利用した理由、利用しなかった理由)
- ・さくらプログラムの取組状況(給食の印象、受渡しの状況など)※1年生及び1年生保護者のみ
- ・現在のデリバリー型給食の評価、食育の取組状況
- ・今後の中学校給食を検討するうえで大切に思うこと

※なお、アンケートの調査項目については、外部有識者のご意見を踏まえ確定しました。

(4) 回答率

生徒 87.4%(13,633人/15,603人)

保護者 54.7%(8,532人/15,603人)

(5) 主なアンケート結果

2ページ目以降参照

(6) アンケート調査結果の現状分析

- ・給食を利用している理由では、生徒は「家庭弁当を作る負担を減らしたいから(62%)」「便利だから(38%)」、保護者は「弁当作りが負担だから(71%)」「便利だから(38%)」との回答が多く、『家庭弁当を作ることを負担』だと捉えている割合が高い【P3 グラフ3参照】。
- ・給食を利用しなかった理由では、生徒は「家庭弁当を用意してくれるから(63%)」「家の弁当等が好きだから(50%)」、保護者は「給食を食べて欲しいが子どもが利用したくないと言っているから(42%)」「取りに行くのが面倒と聞いたから(36%)」との回答が多い【P4 グラフ4参照】。
- ・中学校給食の評価では、主菜の味の満足度は高い一方、副菜は評価が分かれている。また、おかずの量は、量が多いと感じている生徒と少ないと感じている生徒の合計が50%となっている【P5 グラフ5～7参照】。
- ・生徒、保護者ともに今後の中学校給食を検討する上で大切に思うこととして、「栄養バランス」「おいしくワクワクする」「温かさ」の3つが多い【P6～7 グラフ10参照】。
- ・中学校給食の満足度別にみると、給食の満足度が高い生徒ほど、給食を通して学んだことが多く、栄養バランスを重要視する傾向となっている【P8～9 グラフ13、14参照】。
- ・給食を利用しなかった理由では、喫食率の低い学校の生徒の方が、高い学校よりも「取りに行くのが面倒だから」と回答した割合が10ポイント以上高くなっている(低い学校:26%、高い学校:15%)【P10 グラフ15参照】。

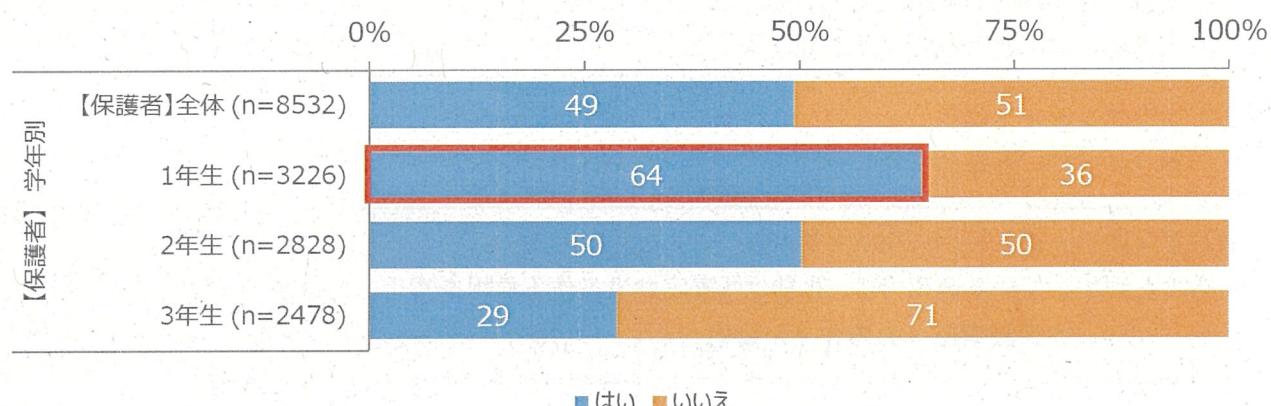
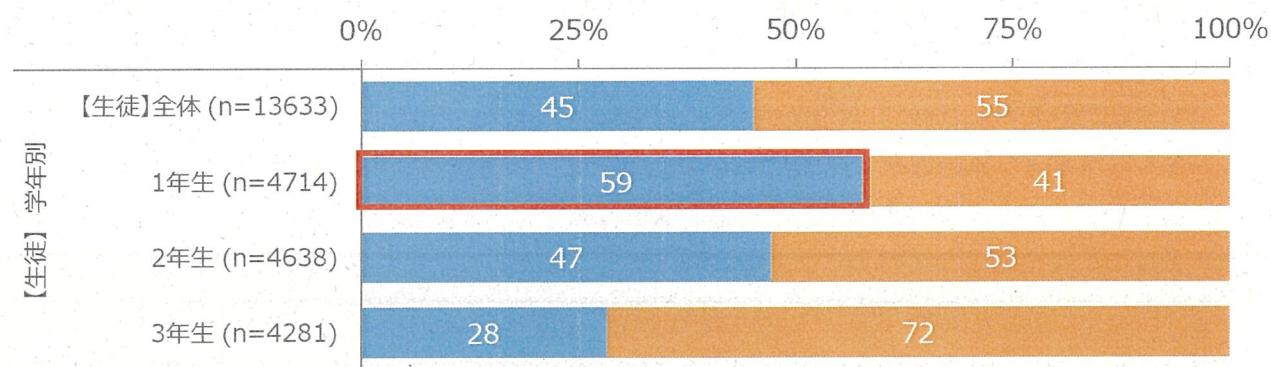
主なアンケート結果

SA : 1つのみ回答
MA: 複数回答

1 単純集計結果

【グラフ1】給食利用の有無 (SA)

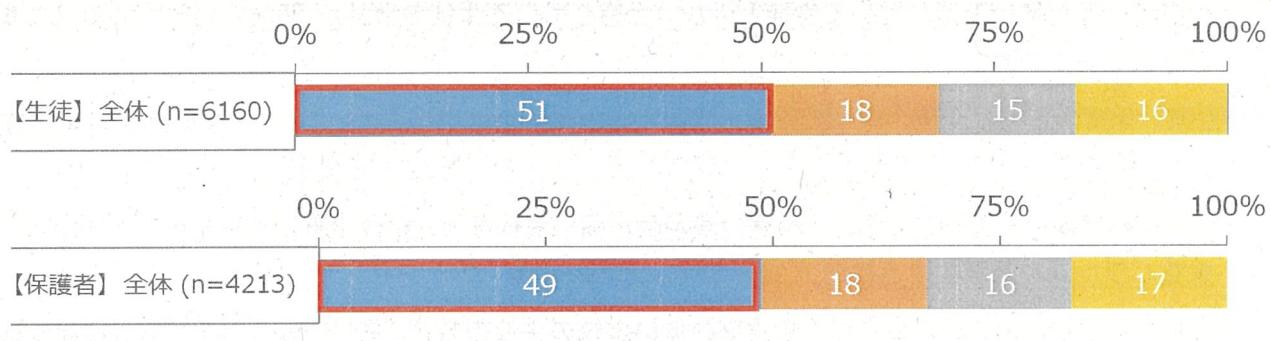
給食を利用したことがあると回答した生徒全体は45%、保護者全体は49%となっており、学年別では1年生が生徒(59%)・保護者(64%)ともに一番高い。



■ はい ■ いいえ

【グラフ2】給食の利用頻度 (SA) ※給食を利用したことがある生徒・保護者が回答

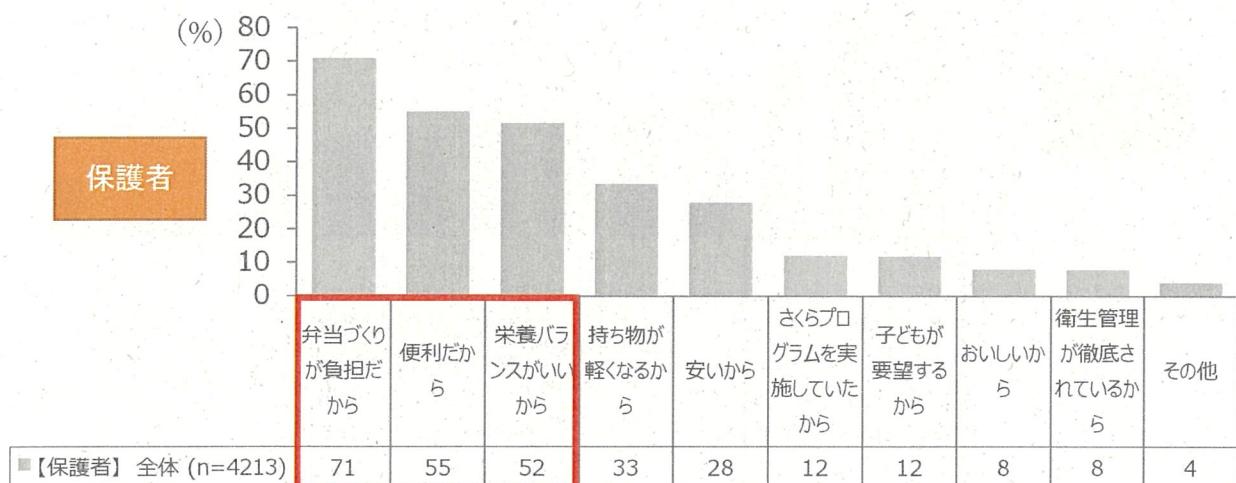
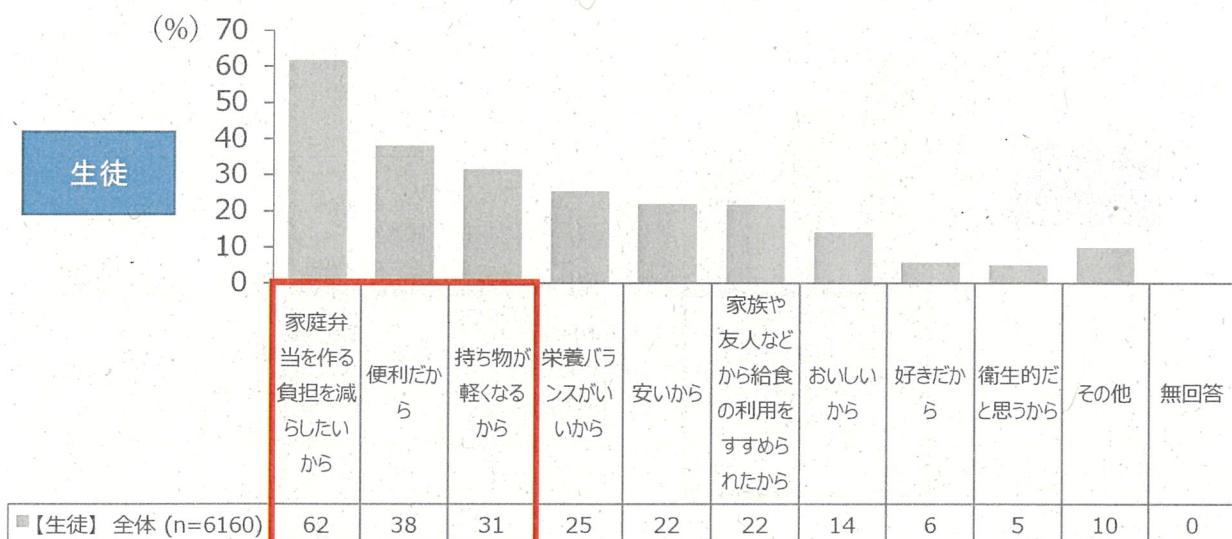
給食を利用したことがある方の利用頻度は、「給食のある日は毎日」との回答が生徒(51%)、保護者(49%)とともに一番高い。



■ 給食のある日は毎日 ■ 週3~4日 ■ 週1~2日 ■ 月2~3日程度

【グラフ3】中学校給食を利用した理由 (MA) ※給食を利用したことがある生徒・保護者が回答

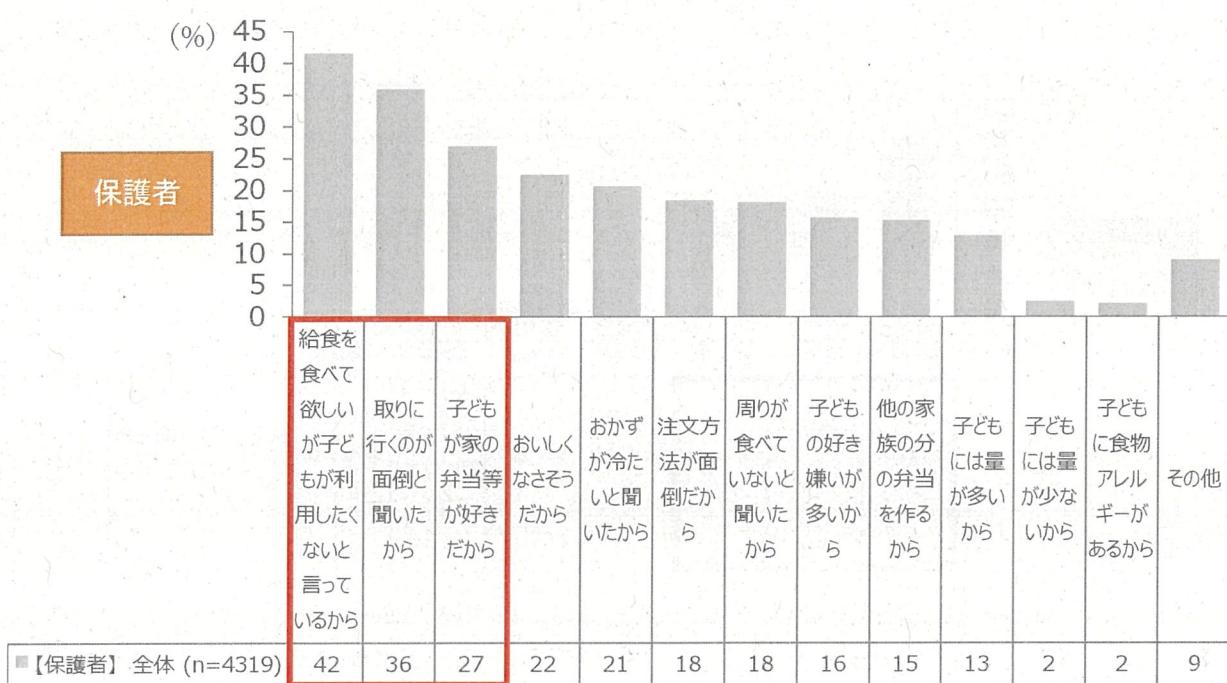
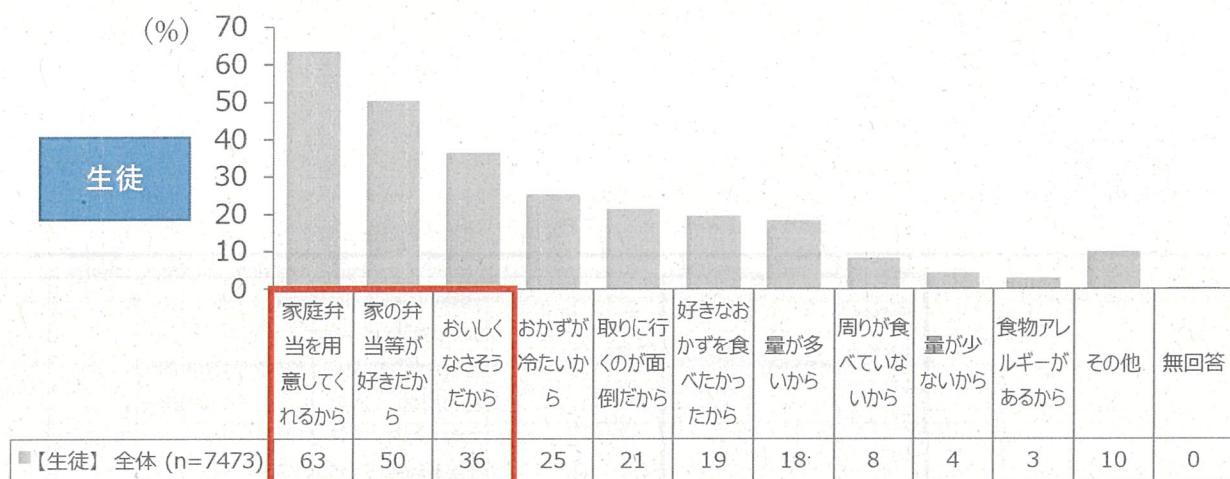
- ・生徒は「家庭弁当を作る負担を減らしたいから (62%)」が最も多く、「便利だから (38%)」、「持ち物が軽くなるから (31%)」との回答が多くあった。
- ・保護者は「弁当作りが負担だから (71%)」が最も多く、「便利だから (55%)」、「栄養バランスがいいから (52%)」との回答が多くあった。



【グラフ4】中学校給食を利用しなかった理由 (MA)

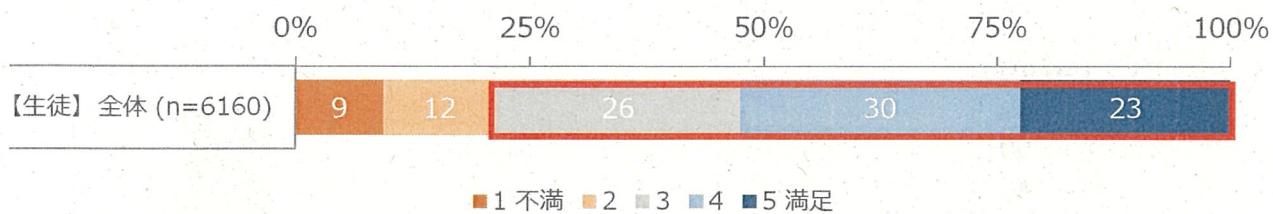
※給食を利用したことがない生徒・保護者が回答

- ・生徒は「家庭弁当を用意してくれるから(63%)」が最も多く、「家の弁当等が好きだから(50%)」、「おいしくなさそうだから(36%)」との回答も多くあった。
- ・保護者は「給食を食べて欲しいが子どもが利用したくないと言っているから(42%)」が最も多く、「取りに行くのが面倒と聞いたから(36%)」、「子どもが家の弁当等が好きだから(27%)」との回答が多くあった。



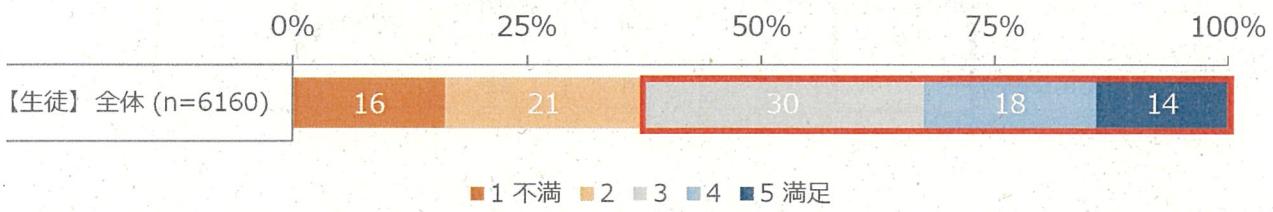
【グラフ5】中学校給食の主菜の味（生徒）（S A） ※給食を利用したことがある生徒が回答

満足度が高い「5」「4」と回答した生徒が53%となっており、「3以上」と回答した生徒は79%となっている。一方、満足度が低い「1」「2」と回答した生徒が21%となっている。



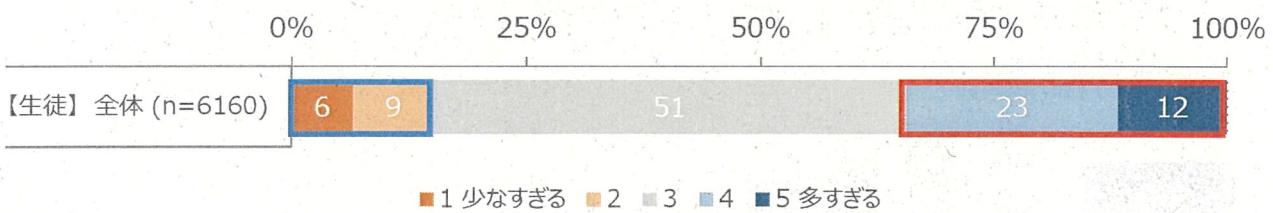
【グラフ6】中学校給食の副菜の味（生徒）（S A） ※給食を利用したことがある生徒が回答

満足度が高い「5」「4」と回答した生徒が32%となっており、「3以上」と回答した生徒は62%となっている。一方、満足度が低い「1」「2」と回答した生徒が37%となっている。



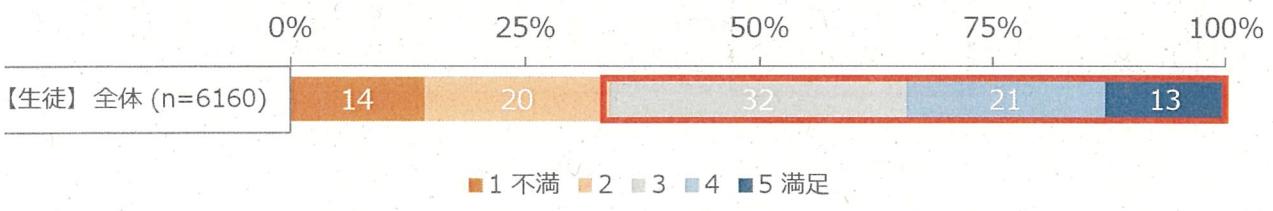
【グラフ7】中学校給食の量（生徒）（S A） ※給食を利用したことがある生徒が回答

中間の「3」と回答した生徒が51%となっている。一方、量が多いと感じている「5」「4」と回答した生徒が35%、量が少ないと感じている「1」「2」と回答した生徒が15%となっている。



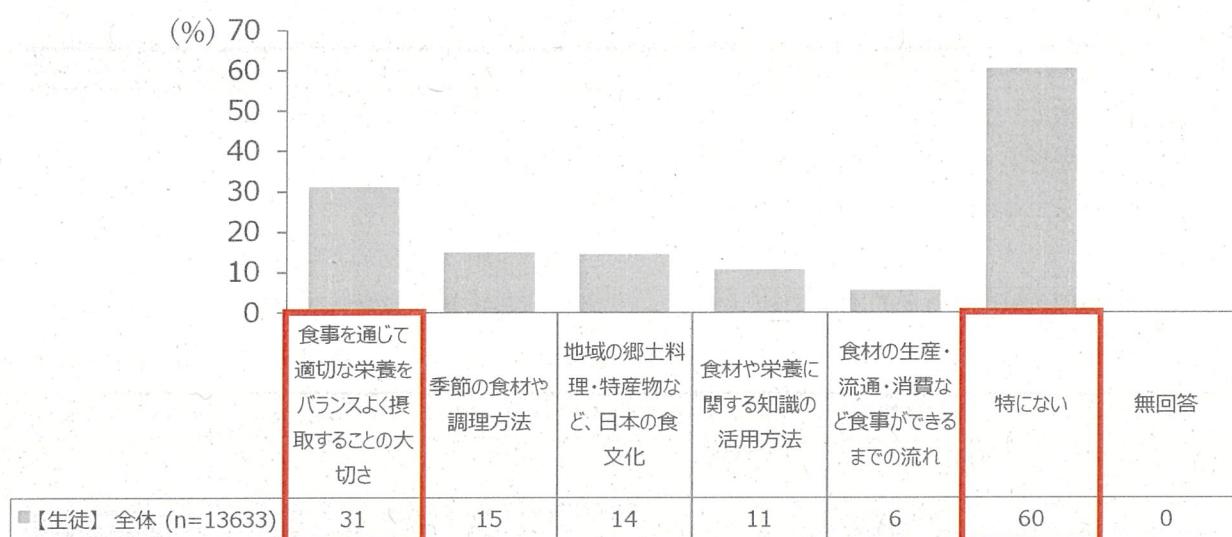
【グラフ8】中学校給食の満足度（生徒）（S A） ※給食を利用したことがある生徒が回答

満足度が高い「5」「4」と回答した生徒が34%となっており、「3以上」と回答した生徒が66%となっている。一方、満足度が低い「1」「2」と回答した生徒が34%となっている。



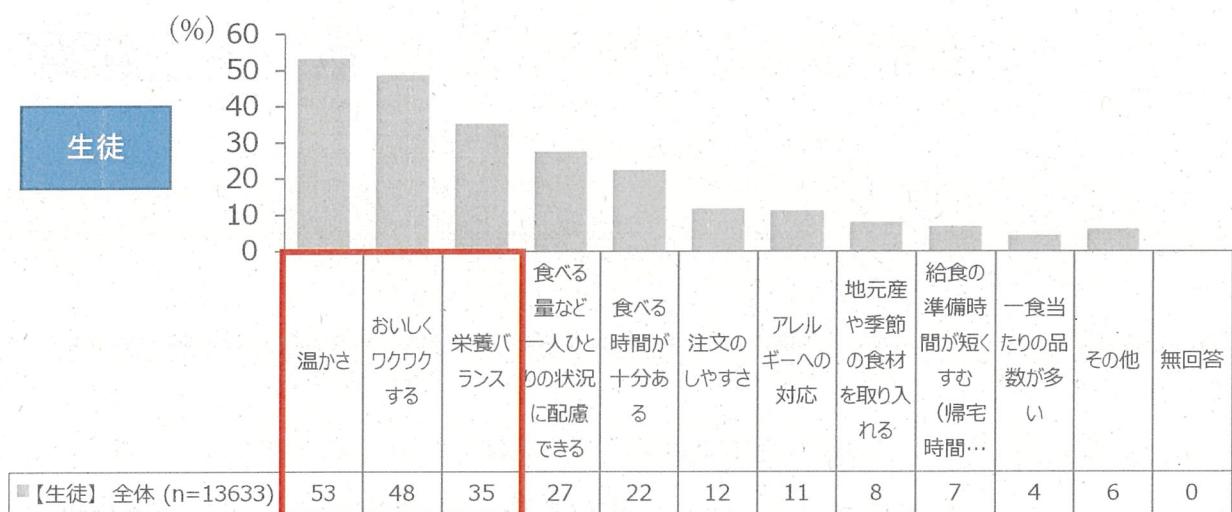
【グラフ9】これまでの中学校給食を通して知ったこと、学んだこと（生徒）（MA）

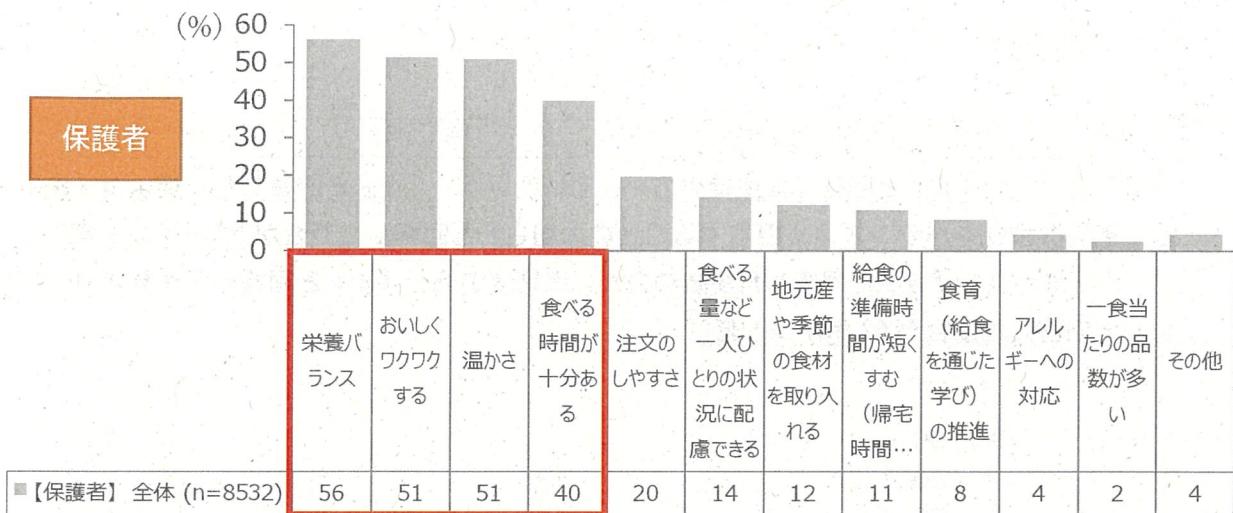
「特にない(60%)」が最も多く、「食事を通じて適切な栄養をバランスよく摂取することの大切さ(31%)」も多く回答された。



【グラフ10】（生徒）中学校給食をより良く変えていくために大切に思うこと（3つ以内）
（保護者）今後の中学校給食を検討するうえで大切に思うこと（3つ以内）

- 生徒は「温かさ(53%)」が最も多く、「おいしくワクワクする(48%)」、「栄養バランス(35%)」との回答が多かった。
- 保護者は「栄養バランス(56%)」が最も多く、「おいしくワクワクする(51%)」「温かさ(51%)」「食べる時間が十分ある(40%)」との回答が多かった。

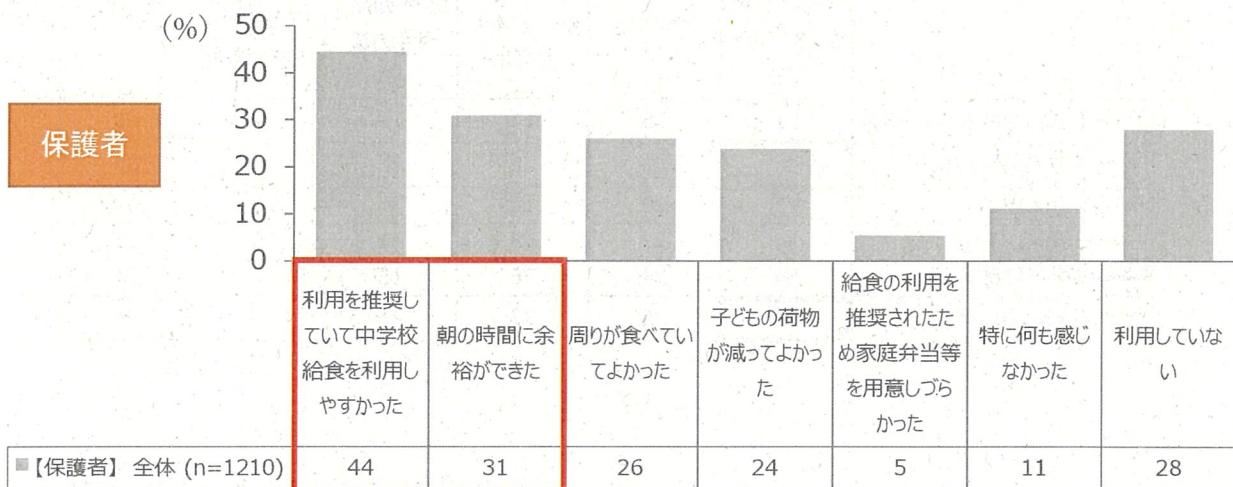




【グラフ 11】さくらプログラムの取組について感じたこと（保護者）（S A）

※1年生の保護者が回答

「利用を推奨していて中学校給食を利用しやすかった(44%)」が最も多く、「朝の時間に余裕ができた(31%)」との回答も多くあった。



【グラフ 12】さくらプログラムの取組を知っていましたか（保護者）（S A）

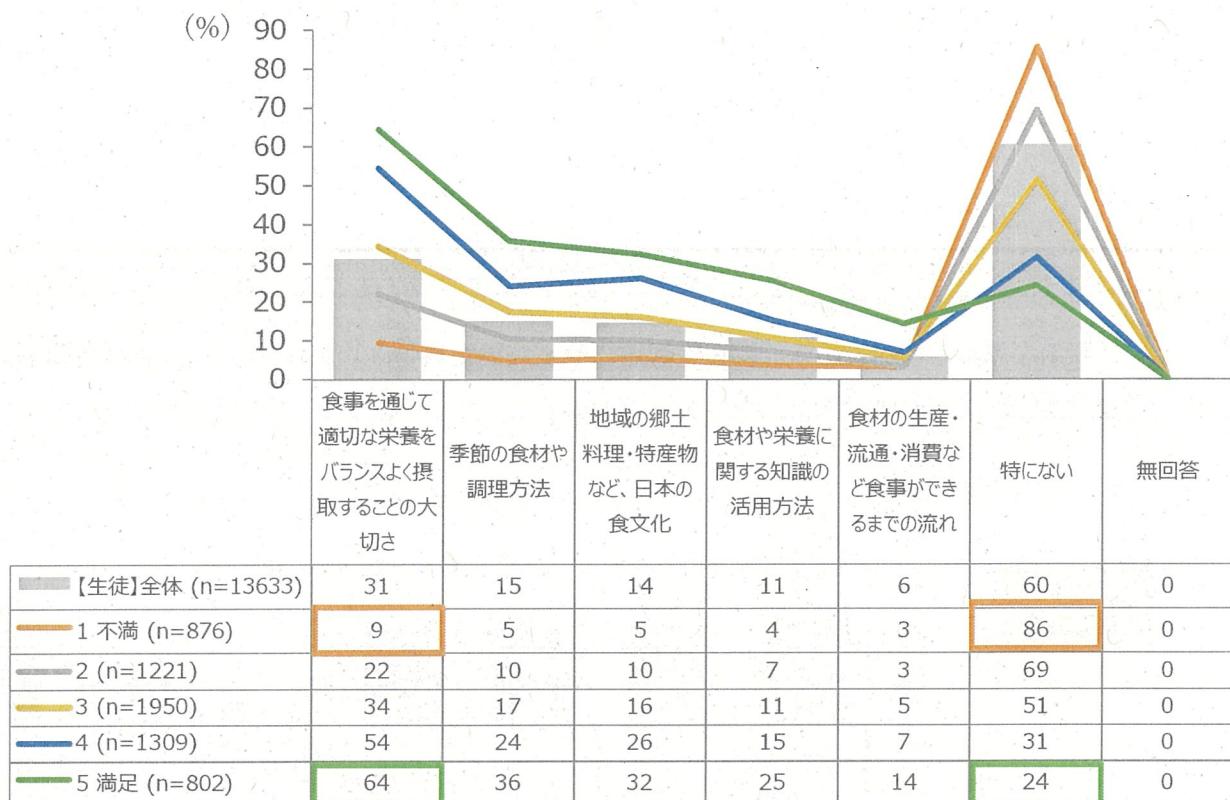
「知らなかった」と回答した保護者が62%となっている。



2 クロス集計結果

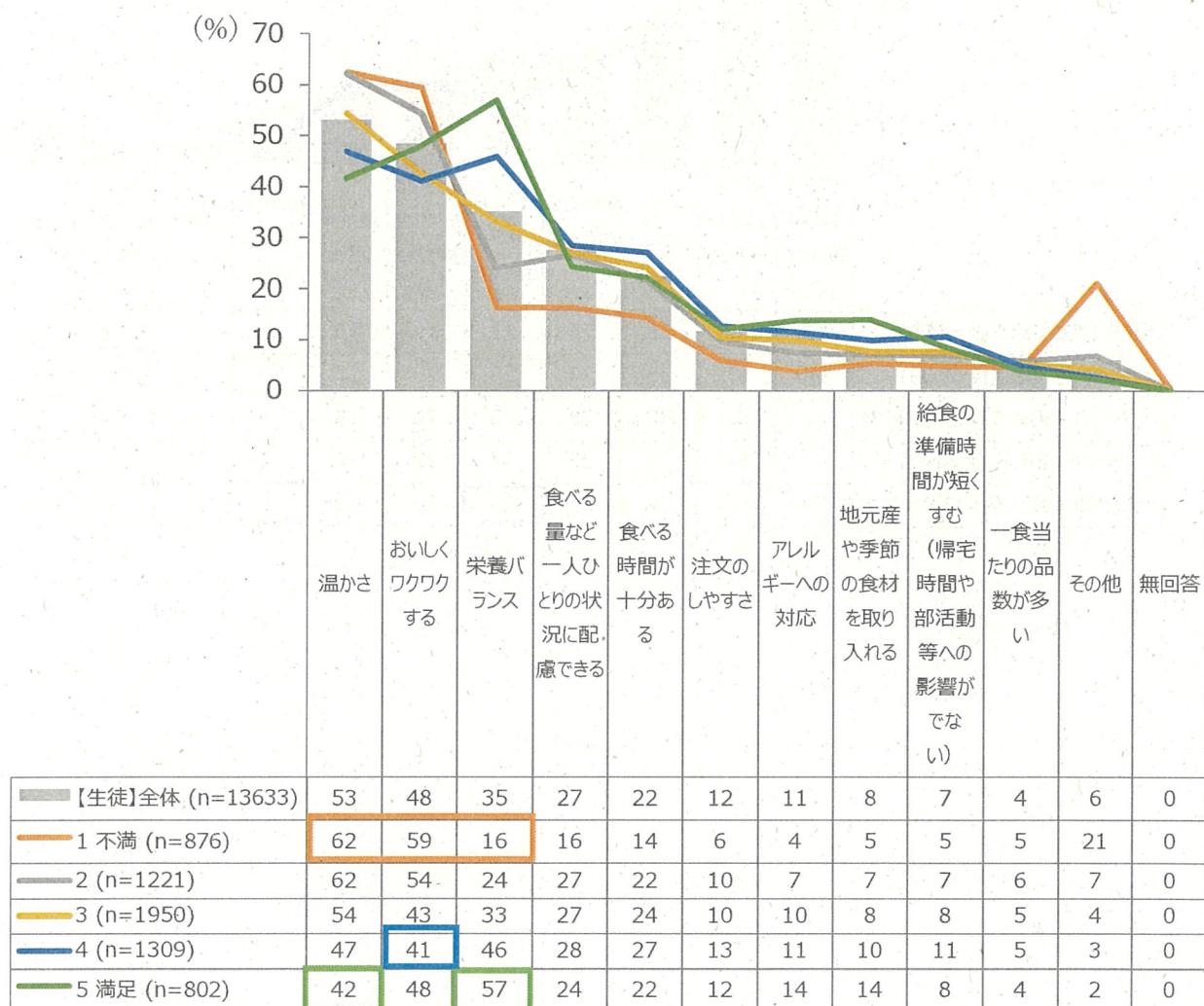
【グラフ 13】これまでの中学校給食を通して知ったこと、学んだこと（生徒：満足度別）(MA)

満足度が高い「5」と回答した生徒の方が、満足度が低い「1」と回答した生徒より「食事を通じて適切な栄養をバランスよく摂取することの大切さ」と回答した割合が 55 ポイント高い。一方で、満足度が高い「5」と回答した生徒の方が、満足度が低い「1」と回答した生徒より「特になし」と回答した割合が 62 ポイント低い。



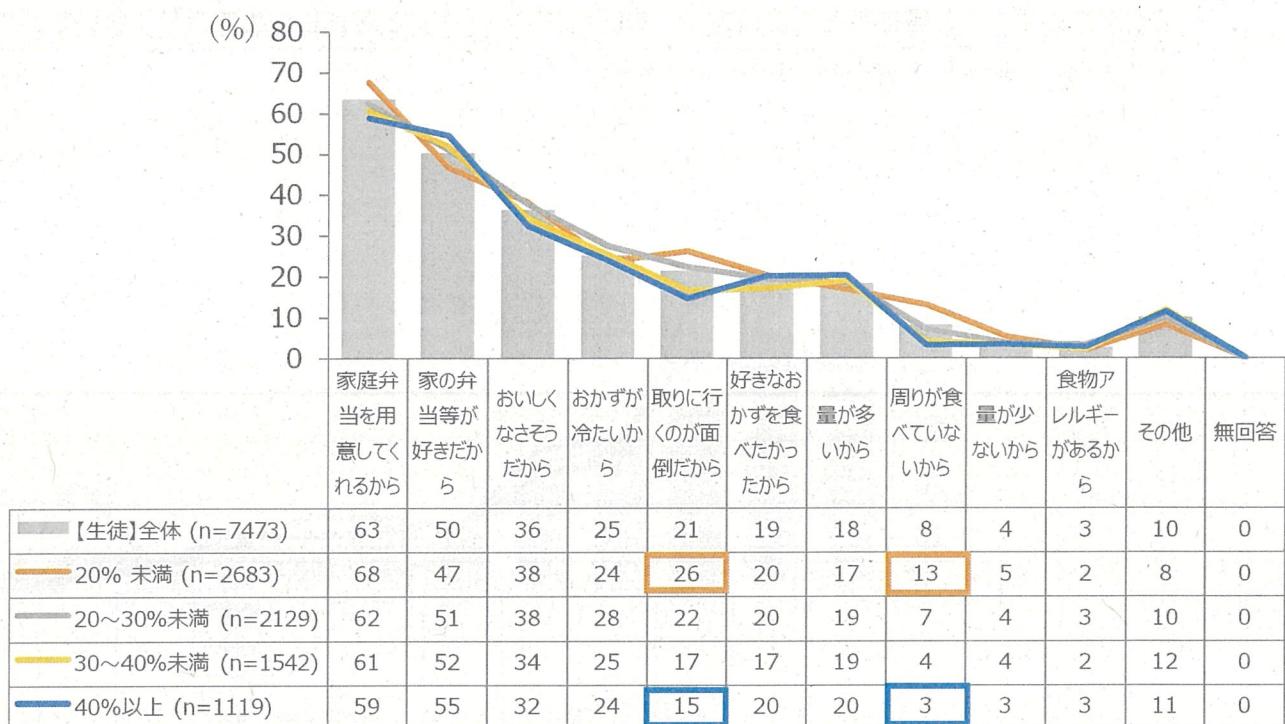
【グラフ 14】中学校給食をより良く変えていくために大切に思うこと（生徒：満足度別）(MA)

満足度が高い「5」と回答した生徒の方が、満足度が低い「1」と回答した生徒より「栄養バランス」と回答した割合が 41 ポイント高い。一方で、満足度が低い「1」と回答した生徒の方が、満足度が高い「5」と回答した生徒より「温かさ」と回答した割合が 20 ポイント高い。また、満足度が低い「1」と回答した生徒の方が、満足度が高い「4」と回答した生徒より「おいしくワクワクする」と回答した割合が 18 ポイント高い。



【グラフ 15】給食を利用しなかった理由（生徒喫食率別）（S A）

喫食率が 20%未満の学校は「取りに行くのが面倒だから（26%）」「周りが食べていないから（13%）」となっている。一方で、喫食率が 40%以上の学校は「取りに行くのが面倒だから（15%）」「周りが食べていないから（3%）」となっており、10 ポイント以上の開きがある。



3 自由記述欄

		生徒	保護者
(n) 回答者数		13633	8532
		件数	割合
記入あり		2902	21.3%
現在の給食に関するご意見		2336	17.1%
a	現在の給食を肯定するご意見	603	4.4%
b	味に関するご意見	790	5.8%
c	献立に関するご意見	341	2.5%
d	温度に関するご意見	752	5.5%
e	量に関するご意見	220	1.6%
f	昼食時間に関するご意見	53	0.4%
g	配膳方法に関するご意見	44	0.3%
今後の給食に関するご意見		128	0.9%
h	実施手法に関するご意見	71	0.5%
i	全員喫食や選択制に関するご意見	46	0.3%
j	食育に関するご意見	3	0.0%
k	アレルギー対応に関するご意見	18	0.1%
z	その他	685	5.0%
記入なし		10735	78.7%
Z2	その他（給食以外）	164	1.2%
Z3	特になし	412	3.0%
Z4	回答なし	10159	74.5%
		5536	64.9%
		628	7.4%
		20	0.2%
		16	0.2%
		5500	64.5%

事業者へのサウンディング調査結果

1 調査概要

ア 実施日程 令和4年6月10日～17日 (各社1時間程度)
 イ 参加事業者 18社 (センター方式: 8社、デリバリー方式: 5社、両方式: 5社)

2 主なサウンディング調査結果

①参入意欲のある事業者数の把握

センター方式: 13社 (うち市内に本社: 1社)
 デリバリー方式: 10社 (うち市内に本社: 2社、市内に製造工場: 無し)
 ⇒うち、市内に製造工場を新設する意向がある事業者 7社

②事業実施までの準備期間 (契約後、施設整備等に要する期間)

センター方式: 2年～2年半 ※他に、本市が施設水準等を策定する期間(2年程度)が必要
 デリバリー方式: 工場新設の場合 1年半～2年 既存施設活用の場合 1年～1年半

③契約期間に対する希望

センター方式: 10～30年の長期契約を希望 (他都市のPFI事業の多くは15年)
 デリバリー方式: 工場新設の場合 10年～20年 既存施設活用の場合 5年

④人員確保策について (両方式共通)

必要人員数: 1か所あたり 100人程度 ※デリバリー方式の場合は規模による
 確保策等: 市内でのパート雇用、社内異動、新卒の募集、ネットでの求人などにより確保
 工夫・課題等: • 夏休み期間中の勤務が無いので保護者に人気がある
 • 立地が良くないので、従業員向けの駐車場を整備できると求人しやすい
 • 早朝の重労働で離職が多いが、外国人研修生の雇用が最も頼りになる
 • 工業地域だと、同様の求人が多いので、条件面での競争がある など

⑤民間事業者による事業用地確保について

センター方式: 不可 ※市が事業用地を確保することが前提での参入
 デリバリー方式: 可能性あり ※ただし、期間内に確実に確保できる保証はない

⑥アレルギー対応について

センター方式: 建設時に専用レーンを設けることで対応可能
 デリバリー方式: 可能性あり ※卵・乳の除去食、小部屋での製造など (対応不可の工場あり)

⑦地域貢献策のアイデア（両方式共通）

主な意見：災害時支援、施設見学、食育セミナー、夏休みの学童への弁当提供※など

※給食以外の事業収益を得ることで設備投資の回収に充てられるという意見がある一方、夏休みは施設のメンテナンス期間であることや、夏休みに仕事が無いことがメリットの従業員の雇用条件等の課題があるという意見もありました。

⑧その他の意見

両方式共通：・半導体不足の影響により、車両の手配に1年以上かかることがある

センター方式：・光熱水費は市が負担してほしい。原油高の影響により、事業者負担となると、委託料を高く設定することになる。

【デリバリー方式のみに関する質問】

⑨工場新設に対する意欲

⇒市内に工場を新設する意向がある事業者 7社 ※製造食数は確保できる用地による

⇒市外の既存工場を拡張（新設）する意向がある事業者 3社

⑩工場新設のための条件など

契約期間：10年～20年の長期契約を希望

条件など：・事業者で土地を確保する際の銀行融資のために、早期に契約締結する必要がある

- ・土地の仮押さえ金や施設の設計費などのために、給食提供開始前に着手金が必要
- ・民設民営の方が土地も建物もコンパクトにできる。また、学童への配食サービスなど、他事業展開への融通が利くので設備投資費の回収もでき、市からの委託料を抑えることができる。

⑪民間事業者による事業用地確保の可否

主な意見：・市内に土地を探すことは可能だが、タイミングよくいい物件があるか不透明

・市内の土地は、市外と比べ土地単価が高い

・過去に市内の土地を探した際、とても苦労した。事業用地は市が用意してほしい

・条件付き定期借地で市有地を貸与していただきたい。期間終了後は更地にして市に返却するか、市が建物の残存価値で買い取る等の条件を付せば、契約後も市として給食事業の継続を担保できる。

⑫製造可能食数（見込み）

既存施設：41,300食～61,000食 ※提供可能エリアの重複や衛生管理上の確認が必要

工場新設：30,000食～40,000食

⇒市内に工場を整備する事業用地の確保ができれば、組合せにより、全生徒・教職員の合計83,000食の供給体制を確保できる見通し

凡例		
自校可	自校調理可能	同区・隣接区での親子可能
親子可	同区・隣接区でのきょうだい可能	
きょうだい可		同区・隣接区でのきょうだい可能

中学校給食＜ミックス方式＞小中学校組み合わせ(令和4年8月版)

【考え方】

＜ミックス方式＞

- ①自校調理方式⇒②親子方式（区内⇒隣接区）⇒③きょうだい方式（区内⇒隣接区）の優先順位で実施可否を検討。
- 自校方式の実施可否については、敷地内に給食室設置に必要なスペースが確保できるかに加えて、食品納品動線や敷地の形状も考えて検討。
- アレルギー対応を含めた児童生徒の状況に合わせた給食の提供を行う必要があることから、責任等を明確にするため、親子・きょうだい方式では、1つの中学校に対して1つの小中学校から配達することを前提に検討する（1小1中方式・1中1中方式）
- 中学生の給食量は小学生の1.3倍となることから、小学校の調理余力と整合させるため、親子方式での中学校必要食数は生徒数+教職員数の1.3倍とする。

※実施の可否は事務局で図面等を参考に検証したもので、生徒の動線など学校運営上の配慮については学校には未確認です。

※生徒教職員数・学校については令和3年5月時点です。

＜ミックス方式＞

区	中学校名	自校方式の検討		親子方式の検討					きょうだい方式の検討			実施方式/不足食数	区内不足食数		
		実施の可否	調理を担当する小学校	小学校の調理余力(食)	親子方式の場合の中学校必要食数(生徒数+教職員数の1.3倍)	親子方式区内実施可否	親子方式区内・隣接区実施可否	小学校敷地での食缶置場増築実施可否	親校名	余力	実施の有無	同区隣接区	きょうだい校名		
鶴見	市場	自校調理可	市場 平安	26 233	—					155	無			自校可	
鶴見	潮田	否	潮田 下野谷	0 454	737	否	否	—						567	
鶴見	上の宮	否	馬場 獅子ケ谷	146 92	836	否	否	—						643	
鶴見	寛政	否	入船 汐入	661 386	287	可	可	否	汐入					221	
鶴見	末吉	否	末吉 上末吉 下末吉	204 0 123	1,299	否	否	—						999	
鶴見	鶴見	否	鶴見 豊岡	86 141	709	否	否	—						545	
鶴見	寺尾	否	旭 東台 上寺尾	119 0 266	1,439	否	否	—						1,107	
鶴見	生麦	否	生麦 寺尾 岸谷	478 247 164	1,010	否	否	—						777	
鶴見	矢向	否	矢向 新鶴見	0 0	1,075	否	否	—						827	
鶴見	横浜サイエンスフロンティア高等学校附属	否			335	可	可	可	下野谷					親子可	
神奈川	浦島丘	自校調理可	浦島 神奈川 子安	23 227 0	—					264	有			自校可	
神奈川	神奈川	否	白幡 大口台	110 229	757	否	否	—						582	
神奈川	栗田谷	否	幸ヶ谷 二谷 青木	0 204 127	659	否	否	—						507	
神奈川	菅田	否	菅田の丘 羽沢	309 104	636	可	可	否	南神大寺					489	2,535
神奈川	錦台	自校調理可	西寺尾 西寺尾第二	224 230	—					31	無			自校可	
神奈川	松本	自校調理可	三ツ沢 南神大寺	27 644	—					152	無			自校可	
神奈川	六角橋	否	神橋 神大寺 中丸 斎藤分	306 13 164 381	1,244	否	否	—						957	
西	老松	否	戸部 東 一本松	513 288 274	646	否	否	—						497	
西	岡野	否	浅間台 平沼	0 196	424	可	可	可	戸部					親子可	497

区	中学校名	自校方式の検討		親子方式の検討					きょうだい方式の検討				実施方式/ 不足食数	区内 不足食数	
		実施の可否	調理を担当する 小学校	小学校の調理 余力 (食)	親子方式 の場合の 中学校 必要食数 (生徒数+ 教職員数 の1.3倍)	親子方式 区内 実施可否	親子方式 区外 隣接区 実施可否	小学校敷地 での食缶置 場増築 実施可否	親校名	余力	実施 の有 無	同区 隣接 区	きょうだい 校名		
西	軽井沢	否	宮谷	87	381	否	可	否	本牧			隣接区	岩井原	きょうだい可	
西	西	否	西前	327	257	可	可	否	西前			隣接区	浦島丘	きょうだい可	

区	中学校名	自校方式の検討		親子方式の検討					きょうだい方式の検討				実施方式/ 不足食数	区内 不足食数	
		実施の可否	調理を担当する 小学校	小学校の調理 余力 (食)	親子方式の場合の 中学校必要食数 (生徒数+教職員数の1.3倍)	親子方式 区内 実施可否	親子方式 区内 隣接区 実施可否	小学校敷地 での食缶置場 増築実施可否	親校名	余力	実施の有無	同区 隣接区	きょうだい 校名		
港北	大綱	否	大綱 大豆戸 太尾 菊名	0 0 121 0	1,242	否	否	—						955	
港北	篠原	否	篠原 篠原西 港北	212 233 62	891	否	否	—						685	
港北	城郷	否	小机 城郷	291 267	874	否	否	—						672	
港北	高田	否	高田 高田東	68 204	488	否	可	可	すみれが丘					親子可	
港北	樽町	否	大曾根 綱島東 師岡	0 245 0	1,252	否	否	—						963	5,676
港北	新田	否	新吉田 新吉田第二 新田 綱島	140 389 0 202	1,045	否	否	—						804	
港北	新羽	否	新羽	458	441	可	可	可	新羽					親子可	
港北	日吉台	否	日吉台 日吉南 矢上 箕輪 北綱島	50 16 6 0 231	1,468	否	否	—						1,129	
港北	日吉台西	否	下田 駒林	200 56	608	否	可	否	入船					468	
緑	鴨居	否	緑 竹山	0 676	719	否	否	—					同区	霧が丘	きょうだい可
緑	霧が丘	自校調理可	霧が丘	347	—					567	有			自校可	
緑	田奈	否	いぶき野 長津田 長津田第二	96 0 312	1,344	否	否	—						1,034	
緑	中山	自校調理可	中山 上山 森の台	0 488 61	—					13	無			自校可	1,918
緑	十日市場	否	三保 十日市場 新治	0 232 57	1,149	否	否	—						884	
緑	東鴨居	自校調理可	鴨居 東本郷	369 93	—				202	無				自校可	
青葉	緑が丘	否	山下 山下みどり台 谷本	375 575 36	677	否	否	—						521	
青葉	青葉台	自校調理可	青葉台 檻が丘	0 254	—				144	無				自校可	
青葉	あかね台	否	田奈 奈良の丘	329 483	670	否	否	—						515	
青葉	あざみ野	自校調理可	あざみ野第一 あざみ野第二 荏子田	240 313 489	—				280	無				自校可	
青葉	すすき野	自校調理可	嶺山 黒須田	202 295	—				464	無				自校可	
青葉	市ヶ尾	自校調理可	東市ヶ尾 荏田西	339 52	—				323	無				自校可	
青葉	美しが丘	否	美しが丘 美しが丘東	109 76	468	可	可	否	荏子田					360	
青葉	鴨志田	否	鴨志田第一 鴨志田緑	299 489	387	可	可	可	鴨志田緑					親子可	
青葉	奈良	否	桂 奈良 恩田	478 308 419	771	否	否	—						593	
青葉	みたけ台	否	みたけ台 鉄	290 417	413	可	可	可	奈良の丘					親子可	
青葉	もえぎ野	否	もえぎ野 市ヶ尾	327 109	603	否	可	可	竹山					親子可	
青葉	山内	自校調理可	山内 元石川 新石川 美しが丘西	176 474 219 227	—				208	無				自校可	
青葉	谷本	自校調理可	藤が丘 つつじが丘 さつきが丘	292 123 307	—				192	無				自校可	1,989

区	中学校名	自校方式の検討		親子方式の検討					きょうだい方式の検討				実施方式/ 不足食数	区内 不足食数	
		実施の可否	調理を担当する 小学校	小学校の調理 余力 (食)	親子方式の場合の 中学校必要食数 (生徒数+教職員数の1.3倍)	親子方式 区内 実施可否	親子方式 区内 隣接区 実施可否	小学校敷地 での食缶置 場増築 実施可否	親校名	余力	実施 の有 無	同区 隣接区	きょうだい 校名		
都筑	荏田南	否	荏田南 荏田東第一 つづきの丘	298 477 202	944	否	否	—						726	
都筑	川和	否	川和 川和東	351 0	1,125	否	否	—						865	
都筑	茅ヶ崎	否	茅ヶ崎 茅ヶ崎台 茅ヶ崎東	0 136 51	1,294	否	否	—						995	
都筑	都田	否	都田 都田西	60 0	852	否	否	—						655	
都筑	中川	否	中川 南山田 牛久保	128 220 317	814	否	否	—						626	
都筑	中川西	自校調理可	中川西 すみれが丘 荏田 都筑	317 517 241 257	—					19	無			自校可	
都筑	早渕	否	折本 勝田	0 95	853	否	否	—						656	
都筑	東山田	自校調理可	山田 東山田 北山田	86 345 332	—					151	無			自校可	
泉	泉が丘	否	中和田南 下和泉 伊勢山	263 132 269	632	否	否	—				同区	上飯田	きょうだい可	
泉	いずみ野	否	いずみ野 新橋 阿久和	258 290 511	502	可	可	可	阿久和					親子可	
泉	岡津	否	岡津 緑園東 緑園西 上矢部	357 458 515 216	1,271	否	否	—						978	
泉	上飯田	自校調理可	上飯田 飯田北いちょう	115 405	—					613	有			自校可	
泉	中田	否	中田 東中田	78 341	837	否	否	—						644	
戸塚	汲沢	否	葛野 汲沢	389 378	767	否	否	—						590	
泉	中和田	自校調理可	中和田 和泉	177 202	—					51	無			自校可	
泉	領家	否	西が岡 鳥が丘	392 296	686	否	否	—						528	
栄	飯島	否	飯島 千秀	50 356	553	否	可	否	小坪					425	
栄	桂台	否	桂台 公田	235 600	437	可	可	可	公田					親子可	
栄	上郷	否	上郷 庄戸	395 269	629	否	否	—						484	
栄	小山台	自校調理可	小山台 小菅ヶ谷 本郷台	328 365 422	—					280	無			自校可	
栄	西本郷	否	笠間 西本郷	302 391	614	否	否	—						472	
栄	本郷	否	本郷 桜井	269 535	586	否	可	否	野庭すずかけ					451	

4,523

2,740

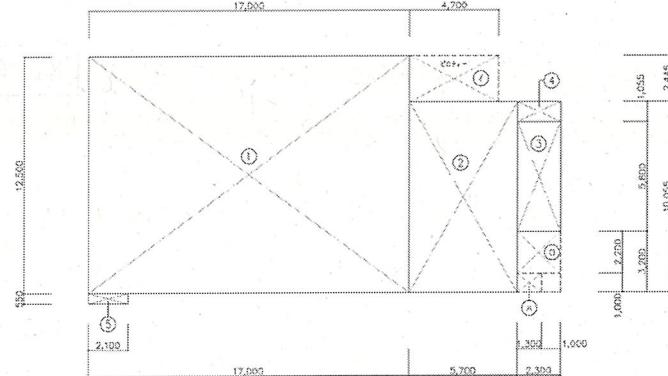
1,832

区	中学校名	自校方式の検討		親子方式の検討					きょうだい方式の検討			実施方式/ 不足食数	区内 不足食数	
		実施の可否	調理を担当する 小学校	小学校の調理 余力 (食)	親子方式の場合の 中学校必要食数 (生徒数+教職員数 の1.3倍)	親子方式 区内 実施可否	親子方式 区内 隣接区 実施可否	小学校敷地 での食缶置 場増築 実施可否	親校名	余力	実施 の有 無	同区 隣接 区	きょうだい 校名	
戸塚	秋葉	否	品濃	134	716	否	否	—					551	
			秋葉	0										
			川上	284										
戸塚	大正	自校調理可	東俣野	561	—					288	無			自校可
			大正	376										
			小雀	151										
戸塚	戸塚	否	戸塚	0	1,231	否	否	—					947	
			東汲沢	453										
			矢部	188										
戸塚	豊田	否	倉田	422	997	否	否	—					767	
			豊田	124										
戸塚	名瀬	自校調理可	名瀬	417	—					290	無			自校可
			川上北	0										
戸塚	平戸	否	東品濃	346	910	否	否	—					700	
			平戸	253										
			平戸台	355										
戸塚	深谷	自校調理可	深谷	337	—					525	有			自校可
			横浜深谷台	534										
戸塚	舞岡	自校調理可	柏尾	215	—					257	無			自校可
			舞岡	529										
戸塚	南戸塚	自校調理可	東戸塚	0	—					126	無			自校可
			南戸塚	406										
			下郷	406										
瀬谷	東野	自校調理可	相沢	279	—					262	無			自校可
			二つ橋	89										
瀬谷	下瀬谷	否	瀬谷第二	243	658	否	否	—					506	
			瀬谷さくら	186										
瀬谷	瀬谷	自校調理可	瀬谷	211	—					0	無			自校可
			大門	0										
			上瀬谷	469										
瀬谷	原	否	三ツ境	267	1,153	否	否	—					887	
			原	0										
瀬谷	南瀬谷	自校調理可	南瀬谷	137	—					401	無			自校可
実施困難な学校数		106校で自校方式実施困難	84校で自校方式・親子方式実施困難					73校で自校方式・親子方式・きょうだい方式実施困難					自校・親子・きょうだい以外の手法での調理必要数	48,367
													自校可	39校
													親子可	22校
													きょうだい可	11校
													合計	72校

実施方式の検証に使用した検討図

実施方式の検証のため、実施方式ごとに整備の内容を定め、施設整備費や学校への整備の可否の検討に使用しました。

自校方式：	全中学校に整備する給食室
親子方式：	親子方式の親校小学校に整備する食缶置場 全中学校に整備する配膳スペース
センター方式	市内に6か所整備する給食センター 全中学校に整備する配膳スペース
デリバリー方式	全中学校に整備する配膳スペース
きょうだい方式	きょうだい方式の調理校に整備する食缶置場 きょうだい方式の配達先校に整備する配膳スペース



給食室 1階 求積図 S-1/100

給食室 2階 求積図 S-1/100

給食室 建築面積 計定表			
	幅 (A)	奥行 (B)	面積 (A × B)
①	12.50	×	17.00
②	10.055	×	5.70
③	5.80	×	2.30
④	1.055	×	2.30
⑤	0.55	×	2.10
⑥	2.445	×	4.70
⑦	2.20	×	2.30
⑧	1.00	×	1.30
合計			304.5985 → 304.59

給食室 床床面積 計定表			
	幅 (A)	奥行 (B)	面積 (A × B)
①	12.50	×	17.00
②	10.055	×	5.70
③	5.80	×	2.30
④	1.055	×	2.30
⑤	0.55	×	2.10
⑥	2.445	×	4.70
⑦			298.2265 → 298.23
合計			298.2265 → 298.23

	幅 (A)	奥行 (B)	面積 (A × B)		
2階	⑤	7.10	×	7.95	56.445
合計				56.445	→ 56.45

給食室面積表 (床床面積)		
	給食室	合計
新規面積	304.59	304.59
既存面積	298.23	298.23
2階床面積	56.45	56.45
計へ床面積	354.68	354.68

給食室 実積面積 計定表			
	幅 (A)	奥行 (B)	面積 (A × B)
①	12.50	×	17.00
②	10.055	×	5.70
③	5.80	×	2.30
合計			283.1535 → 283.15
階	No	幅 (A)	奥行 (B)
2階			
合計			0.00 → 0.00

給食室面積表 (文科面積)		
	給食室	合計
1階床面積	283.15	283.15
2階床面積	0.00	56.45
計へ床面積	283.15	283.15

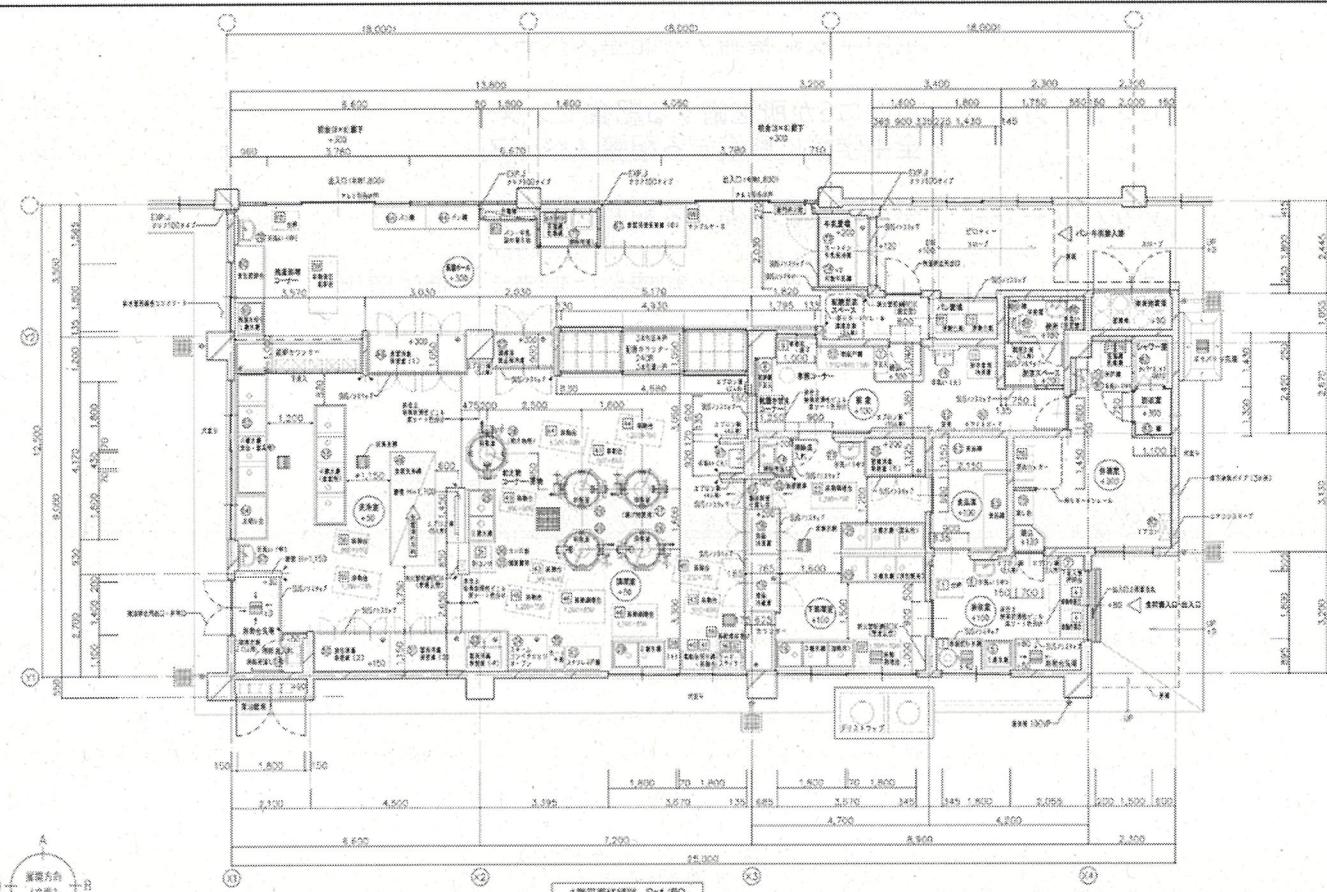
小学校給食室 面積表

改訂の履歴

横浜市小・中学校標準図 給食室10改（令和元年度改訂版）

横浜市建築局

工事名	給食室 (ドライシステム) 10改 (令和元年度改訂版)
年月	令和2年2月
監修者	1/100
監査者	正積表
監査年	2020年
監査月	2月
監査日	2020年2月26日
監査者	A-05



1階平面詳細図 S-1/50

小学校給食室 1階平面詳細図

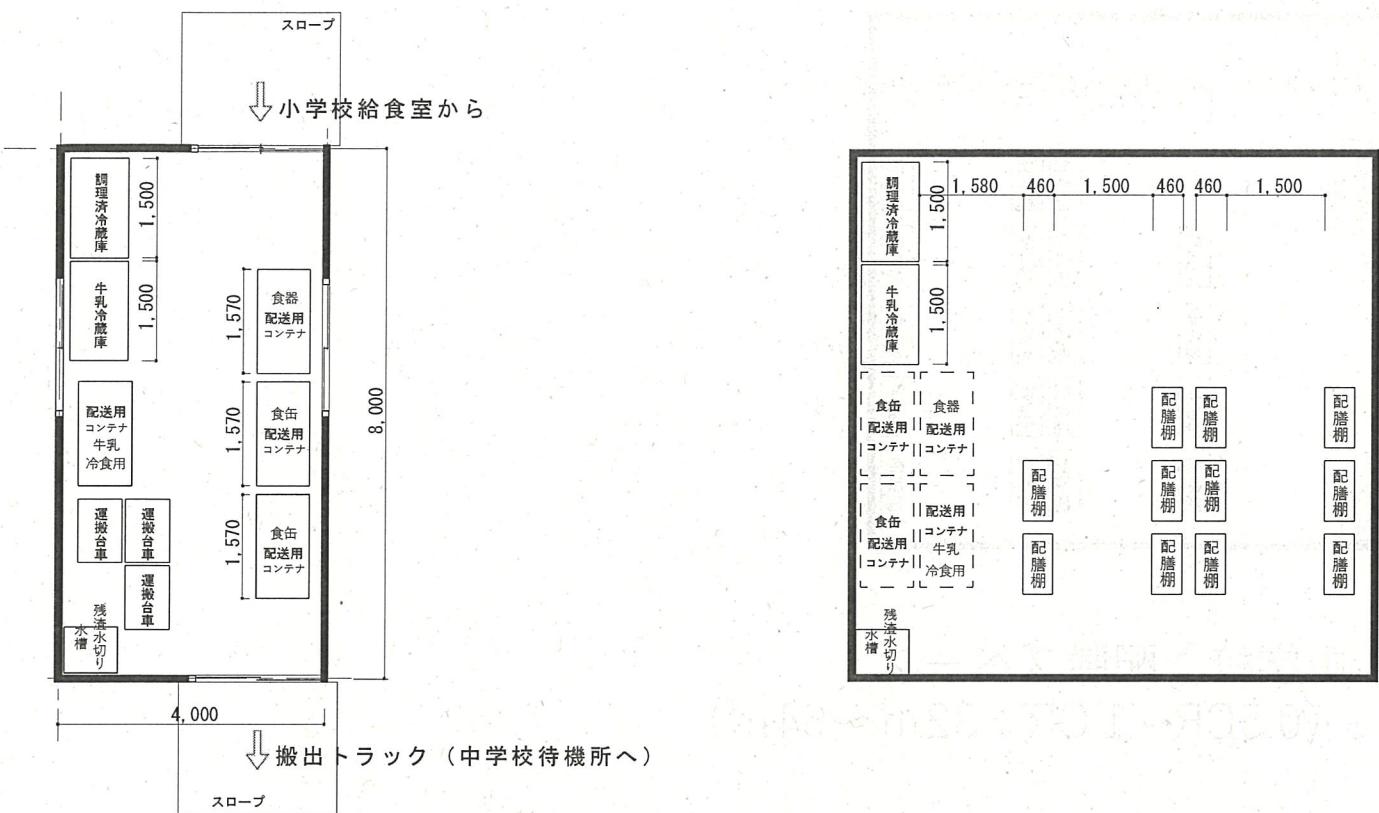
改訂の履歴

横浜市小・中学校標準図 給食室10改（令和元年度改訂版）

横浜市建築局

工事名	給食室 (ドライシステム) 10改 (令和元年度改訂版)
年月	令和2年2月
監修者	1/50
監査者	正積表
監査年	2020年
監査月	2月
監査日	2020年2月26日
監査者	A-05

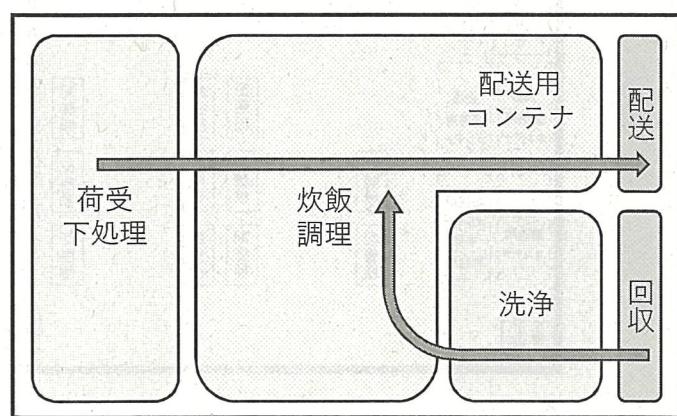
<親子方式>



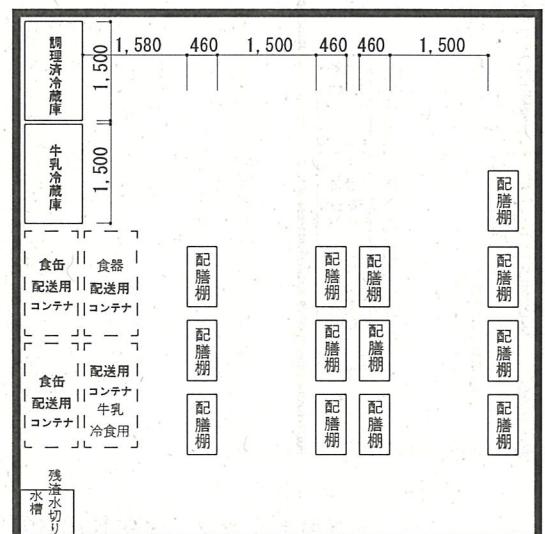
小学校：食缶置場
(0.5CR : 32m²)

中学校：配膳スペース
(1 CR : 64m²)

<センター方式>

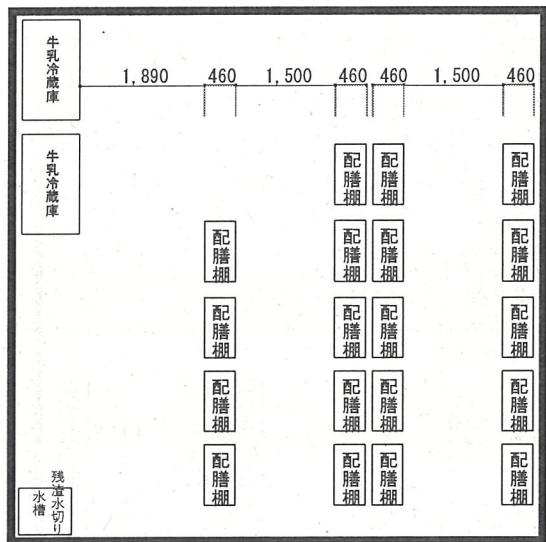


給食センター



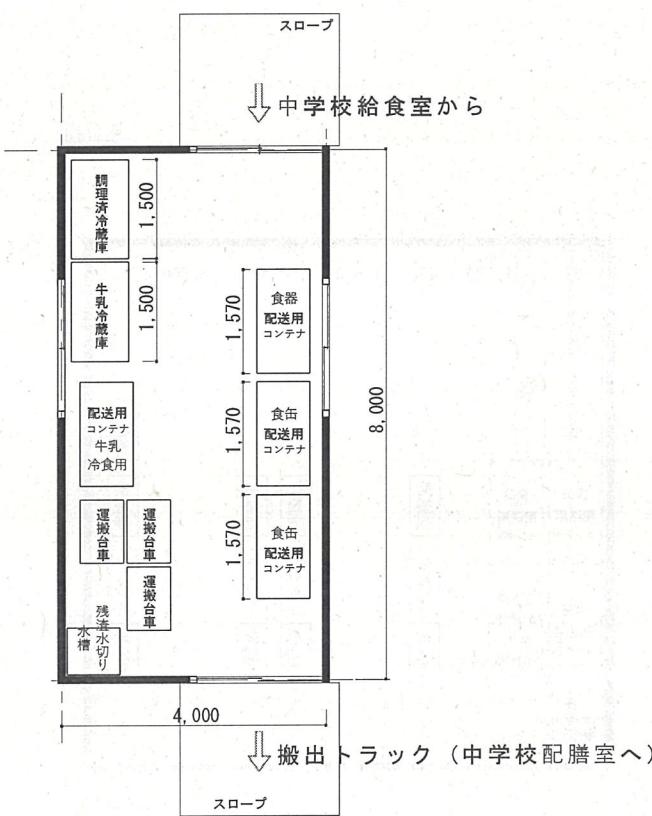
中学校：配膳スペース
(1 CR~1.5CR : 64m²~96m²)

<デリバリ方式>

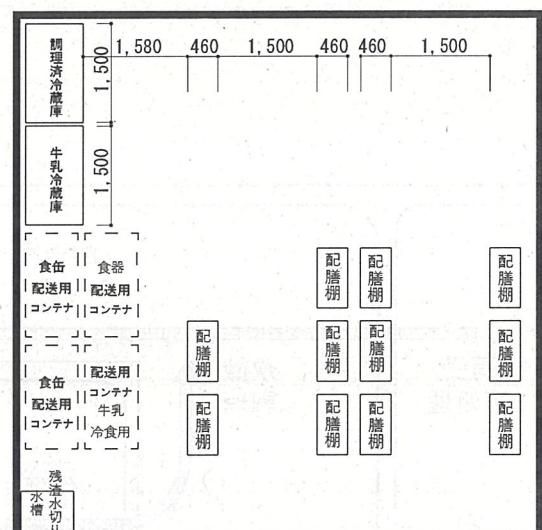


中学校：配膳スペース
(0.5CR~1CR : 32m²~64m²)

<きょうだい方式>



中学校：食缶置場
(0.5CR : 32m²)



中学校：配膳スペース
(1CR : 64m²)

令和4年度 横浜市教育課程研究協議会の開催について

本市教育委員会では、市立学校の教育課程の編成・実施・評価・改善を促進し、学習指導の充実を図るために、教育課程研究委員会 総則部会及び専門部会を組織して研究を進めています。毎年、8月に研究協議会を開催し、事務局説明、各教育課程委員の実践を通した研究成果の発信、参会者による意見交換等を行っています。

今年度は、平成28年度から取り組んできたカリキュラム・マネジメントと資質・能力の育成についての研究を振り返り、「児童生徒に資質・能力がしっかりと身に付いているかどうか」を検証していく一年としました。

総則部会では、今後の教育施策の方向性やこれから横浜の学校教育について講演と座談会を行ったほか、児童生徒の理解を深める非認知能力についての研究や、一人ひとりの学力の伸びを捉えられるように改訂した市学力・学習状況調査などについて提案しました。

なお、学校の教員からの特別支援教育を学びたいというニーズを踏まえ、今年度初めて教育課程研究委員会の中に「一般学級における特別支援教育専門部会」を設置し、理解を深めました。



1 令和4年度 教育課程研究委員会 研究テーマ

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を育む教育課程の創造
～「育成を目指す資質・能力」をどのように捉えていくか～

総則部会…教育活動の質の向上を図る学校経営の在り方

専門部会…教科等における「じっくり考え 高め合い 次につなげる確かな学び」の実現に向けた授業改善

2 令和4年度 教育課程研究委員会 総則部会及び専門部会 参加者数一覧

	開催日	会場	参加者数		
			集合	オンライン	合計
総則	8/18	関内ホール	439	442	881
一般学級における特別支援教育	8/19	南公会堂	301	387	688
国語	8/22	緑園学園	198	496	694
社会	8/23	港中学校	192	418	610
算数、数学	8/23	子安小学校	116	441	557
理科	8/23	小机小学校	168	444	612
生活	8/23	荏田西小学校	342		342
YICA、外国語	8/23	港南中学校	171	408	579
音楽	8/23	茅ヶ崎中学校	287	266	553
図画工作、美術	8/23	下末吉小学校	348	139	487
家庭、技術・家庭	8/22・23	花咲研修室	210	395	605
体育、保健体育	8/23	南中学校	150	441	591
道徳	8/23	花咲研修室	269	238	507
特別活動	8/22	川上北小学校	301	462	763
総合的な学習の時間	8/22	花咲研修室	464		464
個別支援学級	8/23	戸塚小学校	533	71	604
通級指導教室等	8/22	特総センター	49	78	127
特別支援学校	8/19	花咲研修室		395	395
高等学校	8/19	戸塚高等学校	144		144
合 計			4,682	5,521	10,203

※いずれも暫定値であり、正確な人数は現在集計中です。

3 令和4年度 教育課程研究委員会 研究協議会の発信

総則部会からの発信（8月18日）

講演 テーマ：「今後の教育施策の方向性」

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 審議官 合田 哲雄 氏

Society5.0による社会の構造的な変化は、「みんなと同じことができる事が大事」といったことから「他者との差異や違いに意味や価値がある」ことへと大きな変革をもたらし、日本社会自体が岐路に立たされている中、学校教育にも大きな転換が求められているという講演がありました。

座談会 テーマ：「これから横浜の学校教育」

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 参事官補佐 島谷 千春 氏
Space BD 株式会社 永崎 将利 氏 ほか

未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力とは何か、それぞれの立場から議論をしていただきました。同調圧力に屈せず自分の考えに責任をもって進めるようにすることや、失敗経験を繰り返す中で成長することの大切さなどについて語されました。

総則部会委員提案

第1WG 「中期学校経営方針における資質・能力のエビデンスに基づく評価について」

第2WG 「非認知能力と学力との関係～非認知能力の可視化を通して～」

第3WG 「これからの学びをどのようにデザインしていくか」

参会者の感想

- ・「みんなと同じことができる事が大事」から「他者との差異や違いに意味や価値がある」への変革という、一貫した大きなテーマが心に響いた。子どもにとってはとてもわくわくする時代が来たのだなと思いました。
- ・とても興味深い話ばかりで、キーワード「みんな一緒にからの脱却」「衝動」「質」はどれもストンと落ちた。
- ・指導者一人ひとりが目の前の様々な特性をもつ子どもたち一人ひとりの個別最適な学びを保障し、社会に出た時に役立つ学びを提供するという意識をもつことから始めたい。この総則の資料は全職員に見てもらいたい。

一般学級における特別支援教育専門部会からの発信（8月19日）

第1部 インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進について

第2部 各校の取組紹介

- ・一人ひとりを大切にする学校づくり
- ・一般学級における特別支援教育の取組
- ・通級担当教員による協働型巡回指導
- ・車椅子を使用する児童生徒の体育、保健体育科授業への参加支援

第3部 座談会「特別な配慮が必要な児童生徒の授業の中での支援や指導について」

横浜国立大学 副学長 泉 真由子 氏
明治学院大学 心理学部 教育発達学科 教授 小林 潤一郎 氏 ほか

第2部の各校の取組について価値付けていただいたほか、当日の参会者からアンケートフォームによりリアルタイムで受け付けた質問に対し、回答していただきました。これから学校で特別支援教育を進めていく上で押さえておかなければならないポイントについて、分かりやすくお話ををしていただくことができました。

参会者の感想

- ・今年度からこの「一般学級における特別支援教育専門部会」が立ち上がった背景がよくわかった。多くの教員がこの説明を聞くことが必要だと思った。校長のリーダーシップのもと、校内の支援体制の整備を進めたい。
- ・特別支援教育が「特別」でなくなるように、学校の営みの土台であると心にとめ、明日から頑張りたい。

専門部会からの発信（8月22日・23日）

各教科等の授業改善の具体や、評価の観点が3観点に統一されたことを踏まえた指導と評価の一体化、授業改善に資するICTの活用の在り方について提案され、活発な研究協議が行われました。

教委第 23 号議案

横浜市教育委員会会議規則の一部改正について

横浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

教育長又は委員がやむを得ない事由により会議場に参集できない場合であつても、会議に参加することを可能とするため、横浜市教育委員会会議規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会会議規則（昭和23年11月横浜市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書きを加える。

ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 教育長及び委員は、やむを得ない事由により、会議場に参集することができないときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を利用して会議に参加すること（以下「オンライン参加」という。）ができる。

2 前項の規定にかかわらず、会議において、その議事の性質上オンライン参加が適当ないと認められる場合は、オンライン会議システムを利用して会議に参加している教育長及び委員（以下「オンライン参加者」という。）は、その議事に参与することができない。

3 教育長及び委員は、オンライン参加を希望するときは、開議前までに、会議場に参集できない事由とともにその旨を教育長に届け出なければならない。

4 教育長及び委員は、第1項の規定によりオンライン会議システムを利用して会議に参加するときは、招集された期日の開会時刻までに、オンライン会議システムにより会議場との映像及び音声が支障なく送受信できることを確認しなければならない。

5 オンライン参加者は、会議に出席しているものとみなす。ただし、第2項の規定により参与することができない議事については、この限りでない。

6 オンライン会議システムを利用した会議の参加手続その他必要な事項は、教育長が別に定める。

第25条中「会議場にある」を「出席している」に改め、「委員」の次に「（オンライン参加者を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、オンライン参加者は、記名投票及び無記名投票による表決の数に加わらない。

第39条中「教育長の制止」を「現に会議場にいる委員が教育長の

制止」に改め、「委員がある」を削り、「教育長は」の次に「、当該委員に対し、」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教育長を除くオンライン参加者が教育長の制止又は発言取消の命令に従わないときは、教育長は、当該オンライン参加者に対し、前項に規定する発言の禁止又はオンライン会議システムの映像及び音声の送受信の停止をすることができる。会議の進行を妨げる事情があると認められるときも、同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会会議規則の一部改正について

1 趣旨

現行規定において、横浜市教育委員会会議の開催については、教育長及び委員は会議場に参集することを前提としており、新型コロナウイルス感染症や災害等の影響によって会議場に参集することが困難な場合には、会議を欠席せざるを得ない状況となっております。

このたび、教育長又は委員の参集が困難な事態においても、教育委員会の機能を維持するため、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム（以下「オンライン会議システム」といいます。）を利用することで、会議への参加が可能となるように規則の一部を改正します。

2 改正概要

(1) 参集義務（第2条）

参集について、やむを得ない事情を加味するようにします。

(2) オンライン参加（第9条の2）

参集が困難な場合について、オンライン会議システムを利用して会議に参加することができるようになります。

(3) 採決（第25条）

オンライン会議システムを利用して会議に参加した場合についても、投票の場合を除き表決できるようにします。

(4) オンライン参加者の発言禁止等（第39条）

会議場にいる委員に加え、オンライン会議システムを利用して会議に参加している委員に対しても、教育長がその発言等について権限を行使できるよう整理します。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和4年9月15日（木）

横浜市教育委員会会議規則 新旧対照表

現行	改正案
(第1条及び第1条の2、省略)	(第1条及び第1条の2、省略)
第2条 委員は、招集された期日の開会時刻までに指定された会議場に参集しなければならない。	第2条 委員は、招集された期日の開会時刻までに指定された会議場に参集しなければならない。 <u>ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</u>
(第3条から第9条、省略) (新設)	<p>第9条の2 教育長及び委員は、やむを得ない事由により、会議場に参集することができないときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を利用して会議に参加すること（以下「オンライン参加」という。）ができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会議において、その議事の性質上オンライン参加が適当でないと認められる場合は、オンライン会議システムを利用して会議に参加している教育長及び委員（以下「オンライン参加者」という。）は、その議事に参与することができない。</p> <p>3 教育長及び委員は、オンライン参加を希望するときは、開議前までに、会議場に参集できない事由とともにその旨を教育長に届け出なければならない。</p> <p>4 教育長及び委員は、第1項の規定によりオンライン会議システムを利用して会議に参加するときは、招集された期日の開会時刻までに、オンライン会議システムにより会議場との映像及び音声が支障なく送受信できることを確認しなければならない。</p> <p>5 オンライン参加者は、会議に出席しているものとみなす。ただし、第2項の規定により</p>

	<p>参与することができない議事については、この限りでない。</p> <p>6 オンライン会議システムを利用した会議の参加手続その他必要な事項は、教育長が別に定める。</p>
(第 10 条から第 24 条、省略)	(第 10 条から第 24 条、省略)
第25条 採決の際、 <u>会議場にある</u> 教育長及び委員は、表決の数に加わらなければならない。 <u>(新設)</u>	第25条 採決の際、 <u>出席している</u> 教育長及び委員(オンライン参加者を含む。)は、表決の数に加わらなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、オンライン参加者は、記名投票及び無記名投票による表決の数に加わらない。
(第 26 条から第 38 条、省略)	(第 26 条から第 38 条、省略)
第39条 教育長の制止又は発言取消の命令に従わない <u>委員がある</u> ときは、教育長はその会議が終わるまで発言を禁止し、又は会議場の外に退出させることができる。 <u>(新設)</u>	第39条 <u>現に会議場にいる委員が教育長の制止</u> 又は発言取消の命令に従わないときは、教育長は、 <u>当該委員に対し</u> 、その会議が終わるまで発言を禁止し、又は会議場の外に退出させることができる。 2 教育長を除くオンライン参加者が教育長の制止又は発言取消の命令に従わないときは、教育長は、当該オンライン参加者に対し、前項に規定する発言の禁止又はオンライン会議システムの映像及び音声の送受信の停止をすることができる。会議の進行を妨げる事情があると認められるときも、同様とする。
(第 40 条及び第 41 条、省略)	(第 40 条及び第 41 条、省略)

教委第24号議案

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

市長部局において「横浜市行政文書取扱規程」の改正を行ったことに伴い、
横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第 1 号

横浜市教育委員会行政文書取扱規程（平成 17 年 4 月 横浜市教育委員会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也

第 20 条に次の 1 項を加える。

5 1 件の決裁文書に基づく異なる内容の発送文書には、それぞれ枝番号を付した文書番号を付けることができる。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

横浜市教育委員会行政文書取扱規程の一部改正について

1 趣旨

このたび、市長部局において横浜市行政文書取扱規程の改正を行ったことに伴い、教育委員会事務局においても「横浜市教育委員会行政文書取扱規程」の一部を改正したいので、令和4年9月2日の教育委員会定例会にて教育委員会に提案します。

2 改正の概要

1件の決裁文書に基づく異なる内容の発送文書には、それぞれ枝番号を付した文書番号を付けられることとすることとすることに伴い、改正を行います。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 公布・施行予定日

(1) 公布予定日

令和4年9月15日の横浜市報に掲載予定

(2) 施行予定日

公布の日から施行

横浜市教育委員会行政文書取扱規程新旧対照表

現行	改正案	備考
(第1条から第19条まで省略) (発送文書の記号、文書番号等) 第20条 (第1項から第4項まで省略) (以下省略)	(第1条から第19条まで省略) (発送文書の記号、文書番号等) 第20条 (第1項から第4項まで省略) <u>5. 1件の決裁文書に基づく異なる内容の発送文書には、それぞれ枝番号を付した文書番号を付けることができる。</u> (以下省略) <u>附 則</u> <u>この達は、公布の日から施行する。</u>	

教委第 25 号議案

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部改正について

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、横浜市立学校に勤務する会計年度任用職員について、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則（令和2年3月横浜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第4号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

横浜市教育委員会会計年度任用職員の 休暇に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児参加のための休暇の対象期間の拡大について、令和4年10月1日の施行が予定されているところです。

本市の正規職員においても、男性職員の育児参加休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大するため、同日施行で人事委員会規則を改正し、同時に本市の会計年度任用職員においても規則を改正する予定です。

このたび、学校に勤務する会計年度任用職員についても同様の措置とするため、横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の一部を改正します。

2 改正する規則と主な内容

横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則

休暇種別	会計年度任用職員（時間額職）	
	現行	改正後
男性職員の育児参加休暇	出産予定日の6週間前の日から当該出産の日 <u>後8週間を経過する日まで</u>	出産予定日の6週間前の日から当該出産の日 <u>以後1年を経過する日まで</u>

3 施行期日

令和4年10月1日

新旧対照表（横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則）

現行	改正案
(第1条から第4条まで省略) (特別休暇)	(第1条から第4条まで省略) (特別休暇)
第5条 (第1項及び第2項省略) 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇の期間については、当該各号に掲げる期間とする。 (1) 病気休暇 次に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア 1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるもの 10日の範囲内で必要と認められる期間 イ 1週間の要勤務日が3日未満とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日未満であるものであって、6月以上の任期が定められているもの 別表第3に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる病気休暇の日数の範囲内で必要と認められる期間 ウ ア及びイのいずれにも該当しない者 0日 (2) 出産休暇 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま	第5条 (第1項及び第2項省略) 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市立学校会計年度任用職員の特別休暇の期間については、当該各号に掲げる期間とする。 (1) 病気休暇 次に掲げる市立学校会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア 1週間の要勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日以上であるもの 10日の範囲内で必要と認められる期間 イ 1週間の要勤務日が3日未満とされている者又は週以外の期間によって要勤務日が定められている者のうち一休暇年度の要勤務日が121日未満であるものであって、6月以上の任期が定められているもの 別表第3に掲げる1週間の要勤務日又は一休暇年度の要勤務日の日数の区分に応じ、同表に掲げる病気休暇の日数の範囲内で必要と認められる期間 ウ ア及びイのいずれにも該当しない者 0日 (2) 出産休暇 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま

<p>での期間内において必要とされる期間</p> <p>(3) 育児時間 60分以内の期間（男性の市立学校会計年度任用職員にあっては、当該育児時間の請求に係る子についてその配偶者が取得する育児時間の時間を60分から差し引いた期間を超えない期間）</p> <p>(4) 男性職員の育児参加休暇 配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日<u>後8週間</u>を経過する日までの期間内において5日の範囲内の期間</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>での期間内において必要とされる期間</p> <p>(3) 育児時間 60分以内の期間（男性の市立学校会計年度任用職員にあっては、当該育児時間の請求に係る子についてその配偶者が取得する育児時間の時間を60分から差し引いた期間を超えない期間）</p> <p>(4) 男性職員の育児参加休暇 配偶者の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日<u>以後1年</u>を経過する日までの期間内において5日の範囲内の期間</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>
---	---

教委第 26 号議案

第 4 期横浜市教育振興基本計画の素案について

「第 4 期横浜市教育振興基本計画 素案」を次のとおり作成する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

「横浜教育ビジョン 2030」（2018（平成 30）年策定）の具現化に向けたアクションプランである「第 4 期横浜市教育振興基本計画」の素案を別添案のとおり作成する。

第4期 横浜市教育振興基本計画 素案
概要版
(案)

令和4年●月
横浜市教育委員会

目次

CONTENTS

↳ 計画策定の趣旨	1
1本計画の位置づけ／2市立学校との関連について／ 3計画期間／4横浜市が策定した他の計画等との関係	
↳ 「横浜教育ビジョン2030」	2
1横浜の教育が目指す人づくり／2横浜の教育が育む力／ 3横浜の教育の方向性	
↳ 計画の構成	2
↳ 第4期教育振興基本計画の視点	3
↳ 第4期横浜市教育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて(イメージ図)	4,5
↳ 計画体系	6
↳ 各柱の内容	
柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進	
施策1 主体的・対話的で深い学びの実現	7
施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進	7
施策3 特別支援教育の推進	9
施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	9
施策5 新たな時代に向けた高校教育の推進	10
施策6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	10
柱2 ともに未来をつくる力の育成	
施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	11
施策2 持続可能な社会の創り手育成の推進	11
柱3 豊かな心の育成	
施策1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	12
施策2 安心して学べる学校づくり	12
柱4 健やかな体の育成	
施策1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	13
柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	
施策1 多様な主体とつながる教育の充実	14
施策2 福祉・医療等との連携による支援の充実	14
施策3 家庭教育支援の推進	14
柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員	
施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	15
柱7 安全・安心でより良い教育環境	
施策1 学校施設の計画的な建替え	16
施策2 安全・安心な施設環境の確保	16
施策3 学校規模・通学区域の適正化	16
柱8 市民の豊かな学び	
施策1 生涯学習の推進	17
施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	17
施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	17



計画策定の趣旨

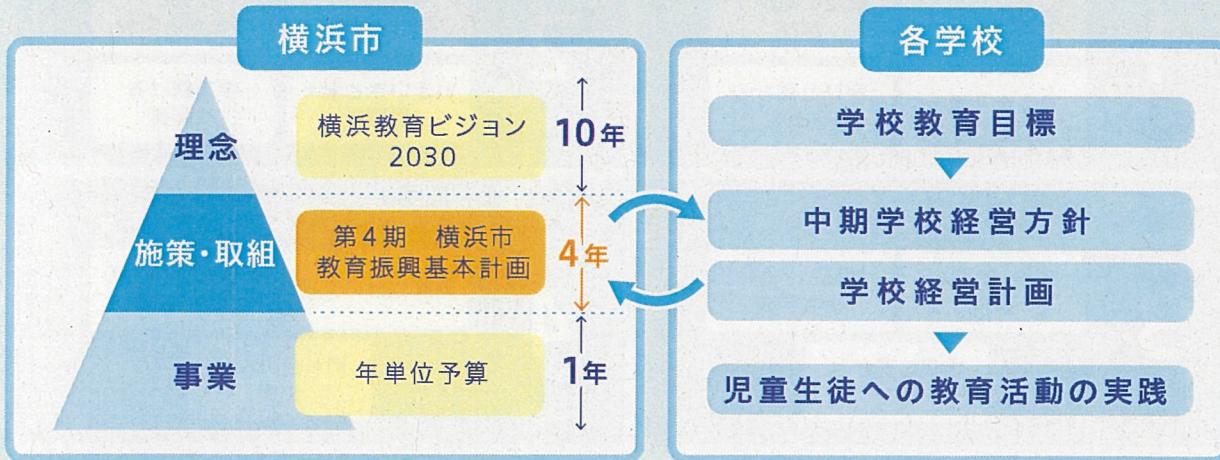
1 本計画の位置付け

「第4期横浜市教育振興基本計画」(以下「4期計画」という。)は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018(平成30)年策定)のアクションプランです。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。¹

2 市立学校との関連について

各学校においては、「横浜教育ビジョン2030」に定める、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指して学校教育目標を設定し、目標を達成するためのアクションプランとして、3か年の中期学校経営方針及びそれに基づく毎年の学校経営計画や各種プランを作成しています。

市全体で教育の方向性を共有し、教育政策を連携させることにより、質の高い教育につなげるために、各学校では4期計画を鑑みて学校経営計画を作成することが大切です。なお、教育委員会においても、学校現場の状況を丁寧に把握・支援するよう努めています。



3 計画期間

4年間: 2022(令和4)年度～2025(令和7)年度

4 横浜市が策定した他の計画等との関係

4期計画の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。

1 「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和4年度以降は本計画の第1章をもって代えることが、令和3年度横浜市総合教育会議において決定されました。



横浜教育ビジョン2030

1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知

生きて
はたらく知

徳

豊かな心

体

健やかな体

公

公共心と
社会参画

開

未来を開く
志

3 横浜の教育の方向性 ~多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します~

方向性

1

子どもの可能性を広げます

主体的な学び

創造に向かう
学び

方向性

3

豊かな教育環境を整えます

安全・安心な
環境

地域とともに
歩む学校

市民の豊かな
学び

方向性

2

魅力ある学校をつくります

安心して
学べる学校

社会と
つながる学校

いきいきと働く
教職員

学び続ける
教職員

方向性

4

社会全体で子どもを支えます

家庭教育の支援

多様な主体との
連携・協働

切れ目のない
支援



計画の構成

「横浜教育ビジョン2030」が示す教育の方向性に基づき、柱と施策を示します。(本計画の柱は、ビジョンの方向性に示される取組を一部統合して構成します。)施策ごとに、「指標」「主な取組」「想定事業量」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。

横浜教育ビジョン2030

第4期教育振興基本計画において新たに定める部分

方向性

柱

施策

指標

主な取組

想定事業量



第4期教育振興基本計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

EBPM※の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成



計画体系

柱

施策

1

一人ひとりを大切にした
学びの推進

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現
- 2 情報教育の充実及び教育DXの推進
- 3 特別支援教育の推進
- 4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進
- 5 新たな時代に向けた高校教育の推進
- 6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進

2

ともに未来をつくる力の育成

- 1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進
- 2 持続可能な社会の創り手育成の推進

3

豊かな心の育成

- 1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進
- 2 安心して学べる学校づくり

4

健やかな体の育成

- 1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

5

家庭・地域等の多様な主体
との連携・協働

- 1 多様な主体とつながる教育の充実
- 2 福祉・医療等との連携による支援の充実
- 3 家庭教育支援の推進

6

いきいきと働き、学び続ける教職員

- 1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

7

安全・安心でより良い教育環境

- 1 学校施設の計画的な建替え
- 2 安全・安心な施設環境の確保
- 3 学校規模・通学区域の適正化

8

市民の豊かな学び

- 1 生涯学習の推進
- 2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進
- 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進

施策1 主体的・対話的で深い学びの実現

目標・
方向性

現状と
課題

主な
指標

児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」の策定、約24万人の小中学生を対象とした「横浜市学力・学習状況調査」の実施、チーム・マネジャーの配置や教科分担制の導入による学年経営の強化等により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取り組んできましたが、引き続きICTの活用も含めた一層の取組が必要です。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル※において、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合	小6 国68.1% 算63.7% 中3 国63.9% 数51.3% (令和4年度速報値)	小6 国70% 算70% 中3 国70% 数70%
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 75% 中3 70%

※横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した42の段階

主な
取組

1.児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善

- 「横浜市学力・学習状況調査」の改訂と端末で調査を実施するCBT化の検討
- 横浜市教育課程研究協議会の実施

2.子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援とチーム学年経営の推進

- 「読みのスキル」向上推進校における指導、放課後学習支援校の拡大
- 小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の全校導入

施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進

目標・
方向性

現状と
課題

主な
指標

児童生徒の情報活用能力及び教職員のICT活用指導力の育成を図るとともに、新たな教育センターの開設を進めます。

小・中・特別支援学校の児童生徒1人1台端末や大容量・高速の校内LAN等を整備・運用するとともに、クラウドサービスの活用や国の学習者用デジタル教科書の実証事業への参加などに取り組んできました。さらなる情報教育の充実及び教育DXの推進のために、学校全体のICT活用の推進やそのための支援、教員のスキルアップなどが重要です。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合		小6 90% 中3 90%
校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に向けた指導ができると答える教職員の割合	72.8% (令和2年度)	95%

主な
取組

1.児童生徒の情報活用能力の育成

- クラウドサービス、端末、学習者用デジタル教科書の活用、オンライン授業の推進

2.教職員のICT活用指導力の育成及び新たな教育センターの開設準備

- ICTコーディネーターの育成
- 教育DX推進の基盤となる新たな教育センターの開設準備(令和10年度開設予定)

未来の教育の実現に向けた横浜教育DX

なお、本市は日本最大の基礎自治体として、26万人の児童生徒等のビッグデータのほか、教育機関が学習者用タブレットを導入した台数が世界でも有数の都市であるなど、教育DX推進の拠点として世界の注目を集め得るポテンシャルを有する都市です。今後は「使えるデータにリソース^{※3}が集まる」との考えの下、新たな教育センターを中心に、産学公民の多様な連携・協働を推進し、日本の教育DXをリードする先進的な取組実績の蓄積を目指します。

横浜教育DXは、

- ◆①児童生徒、②教職員・学校、③教育委員会の三者それぞれにおけるよりよい教育活動^{※1}の実現に貢献するとともに、
- ◆三者をつなぐデータの一層の活用^{※2}を一体となって推進することで、横浜の公教育全体の質の向上を目指します。

横浜教育DX

DX戦略に基づき「教育を科学」することで、子どもの学びの質の向上へ

新たな教育センター

Message EBPMを基盤にした教育DXのハブ機能

理想の姿

人材育成

Action 調査・研究・開発

人材の連携・研究成果の共有

現行の施策

きめ細かな具体的授業等の可視化

認知・非認知能力調査研究事業

●数値化が可能な学力等の「認知能力」と、意欲や好奇心など、いわゆる「非認知能力」の関連性等について、児童生徒の表情や発話を最先端技術等の活用により分析します。

●具体的の授業等を撮影し、きめ細かく教育実践を可視化します。

Action 26万人のビッグデータの解析・活用

実現した姿

学年や空間を越えた個別最適な学び

Commitment リモートスタディ

さまざまな理由で登校できない児童・生徒がリアルタイムでともに学んでいる

Commitment AIを活用

デジタル教科書を使いこなし、さらに、AIドリルによって習熟度に合わせて学んでいる

Message

EBPMを基盤にした教育DXのハブ機能

理想の姿

人材育成

Action 調査・研究・開発

人材の連携・研究成果の共有

Action 26万人のビッグデータの解析・活用

教職員・学校

Message

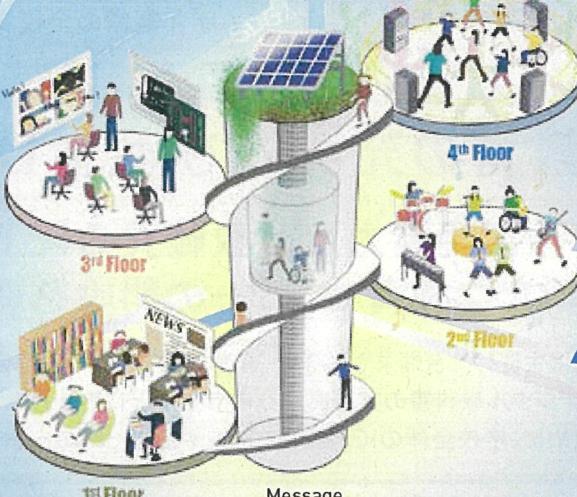
「誰ひとり取り残さない」持続可能な学校の実現

理想の姿

- チーム学年経営の導入で、実際の子どもの姿について複数の教職員が見とり、一人ひとりの様々なデータと合わせて、適切な支援ができる
- 登校・対面が前提の黒板とチョークの授業から、どこでも、誰でも、いつでも、子どもの状況に応じた多様な学びが提供できている
- ICTを活用した業務改善が進み、保護者とお互いに効果的・効率的なやり取りができる



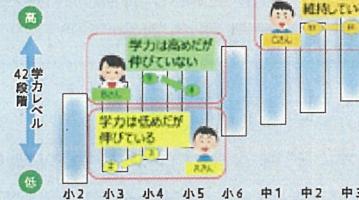
未来の児童生徒の学び 「一人ひとりを大切にした学び」の実現



Message 主体的・対話的で深い学び
個別最適な学びと協働的な学びの実現

Action

目的やデータの共有



教育委員会

Message

客観的なデータ等に基づく教育政策の実現

理想の姿

- CBT化された学校調査による学校ごとのデータをリアルタイムで把握し、支援と指導をバランスよくできている
- データ比較等を通じ、他の自治体と切磋琢磨することで、より良い教育政策立案を行っている
- 市民がわかりやすい情報が簡便に入手でき、戦略的な情報発信ができている

現行の施策

IRT導入による一人ひとりの成長の可視化
横浜市学力・学習状況調査

- 24万人の児童生徒を対象とした、基礎自治体としては全国初・最大のIRT^{※4}型の学力調査を開始。

(※1) ICTを活用した質の高い学びの実現に向けた授業改善・校務のICT化による働き方改革の推進、教育ビッグデータの活用によるより良い教育政策の立案 (※2) ①児童生徒のデータに基づく学校による早期の児童生徒支援の実現②学校の超過勤務データ等を踏まえた教育委員会による具体的の支援の実施 (※3) リソースとは、人材、予算、設備、知見やノウハウなど (※4) IRT (Item Response Theory) 項目反応理論: 問題への回答状況から問題の精度や難易度、受験生の能力などを推定する理論

施策 3

特別支援教育の推進

目標・
方向性

現状と
課題

主な
指標

多様で柔軟な学びの場の充実及び教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

この10年で、特別な支援や配慮が必要な児童生徒は、令和3年度13,790人と約1.7倍に増加しており、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上や、校内支援体制の充実が必要です。また、特別支援学校における児童生徒の障害は、重度化・重複化・多様化しており、医療的ケアの体制について引き続き検討する必要があります。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につながっていると感じている保護者の割合	88%	90%

主な
取組

1.小中学校等における特別支援教育の推進

- 個別支援学級担当教諭等の特支校免許状取得の推進及び医療的ケア児受入体制の整備
- 通級指導教室、通級指導教室協働型巡回指導実施校、特別支援教室実践推進校の拡大

2.特別支援学校の充実

- 通学支援や医療的ケア体制の充実、小中学校と特別支援学校の協働研究の推進

施策 4

多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

目標・
方向性

現状と
課題

主な
指標

増加する不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の支援など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

この10年で、不登校児童生徒等は令和2年度6,572人（コロナ感染回避のための30日以上欠席者885人を含む）と約1.8倍、日本語指導が必要な児童生徒は令和3年度3,110人と約2.6倍に増加しているなど、多様な教育的ニーズに対応した教育の推進が一層必要です。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があると感じる割合	78.9%	85%
日本語指導が必要な児童生徒のうち、自尊感情や共感・配慮等の合計値が上昇した割合*	小3~6 47.3%	小3~6 60%

*横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

主な
取組

1.不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

- 校内ハートフル事業（いわゆる校内フリースクール）の拡充
- アットホームスタディ事業（オンライン学習教材を活用した学習支援）の拡充

2.日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

- 4か所目の日本語支援拠点施設の開設及び取組の推進
- 国際教室設置校や外国語補助指導員配置校の拡充、研修や学校訪問の拡充

3.子どもの貧困対策の推進

- 支援を必要とする子どもに対する生活支援や学習支援の実施
- 定時制高校に通う生徒への相談やキャリア形成支援を行う校内カフェの実施

施策 5

新たな時代に向けた高校教育の推進

目標・
方向性

主体的な学びを実現する高校教育を推進し、各校の特色ある取組を発展させ、世界で活躍する人材を育成します。

現状と
課題

市立高校においては、各校の特色を活かしながら、「総合的な探究の時間」の取組の推進による「主体的・対話的で深い学びの実現」、グローバル教育やサイエンス教育を推進しています。取組をさらに推進し、発展させていくとともに、多様化する生徒や、特別な教育的支援のニーズの高まりに対応するため、相談・支援体制の更なる充実が必要です。

主な
指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
「総合的な探究の時間」では主体的に考え、行動し、課題解決できるようになったと答える生徒の割合	81%	95%

主な
取組

1.各校の特色を活かした高校教育の推進

- 課題探究型学習に関する生徒の成果発表や教職員研修の開催
- グローバル教育及びサイエンス教育の推進
- SDGs達成の担い手育成(ESD)の推進(ESD推進校:東高校)
- 教員養成講座の開講(桜丘高校)

2.多様化する生徒への支援

- 市立高校における「通級による指導」(自校通級、他校通級及び巡回指導)の実施

施策 6

小中一貫教育及び幼保小連携の推進

目標・
方向性

小中9年間を見通した教育を充実させるとともに、幼保小連携を推進し、小学校教育への円滑な接続を図ります。

現状と
課題

義務教育学校や併設型小・中学校では、制度の特例を活かした特色ある取組に着手し、小中一貫教育の一層の充実を進めていくことが必要です。幼保小連携においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、子どもの育ちや学びをつなぐことが求められています。

主な
取組

1.小中一貫教育の充実

- 義務教育学校や併設型小・中学校における独自教科導入の推進

2.「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

- 幼保小間における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解・共有の推進

柱 2 ともに未来をつくる力の育成

施策 1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

目標・
方向性

現状と
課題

主な
指標

主な
取組

グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向け、英語教育や国際理解教育を推進します。

英語を母語とする外国人講師であるAETの小学校全校派遣及び中学校・高等学校全校配置、外国出身の講師が英語で出身国や地域の文化などを紹介する国際理解教室など、英語教育や国際理解教育に力を入れています。引き続き、英語でコミュニケーションを図る力を育成するとともに、異文化に触れ、自国の文化に目を向ける態度を養う必要があります。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う児童生徒の割合	小6 73.9% 中3 66.5%	小6 80% 中3 70%
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.9%	60%

1.英語によるコミュニケーション能力の育成

- AETの小学校全校派遣、中学校・高等学校全校配置、小学校英語専科教員拡充
- 横浜ラウンドシステム※の活用、教材デジタルプラットフォーム整備・活用
※年間に教科書等を複数回反復使用し、一人ひとりに合った外国語の表現ができることをを目指す指導法

2.国際理解教育の推進

- 国際理解教室やよこはま子ども国際平和プログラムなどの実施

施策 2 持続可能な社会の創り手育成の推進

目標・
方向性

現状と
課題

主な
指標

主な
取組

持続可能な社会の創り手を育成するため、SDGs達成の担い手育成とキャリア教育を一体的に推進します。

SDGsの担い手育成であるESDに一部の学年等で取り組む学校は増加していますが、学校全体で推進することが重要です。また、児童生徒の主体的な姿勢につなげるため、企業等と連携・協働し、社会課題を解決していく学校の取組である「はまっ子未来カンパニープロジェクト」などの「自分づくり(キャリア)教育」との一体的な推進が必要です。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たちで解決できると思う児童生徒の割合		小4~6 平均 60% 中1~3 平均 40%

1. SDGs達成の担い手育成(ESD)推進

- 「横浜市ESD推進コンソーシアム」※を中心とする連携の推進
- SDGs達成の担い手育成(ESD)の充実
※市立学校でESDの理念に基づく教育が広がるように、多様な組織が参加・連携した共同体

2.自分づくり(キャリア)教育のさらなる充実

- 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」※の取組校の拡充
- 「自分づくり(キャリア)教育」実践推進校の拡充
※企業等と連携・協働し、社会課題を解決していく学校の取組

柱3

豊かな心の育成

施策 1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進

目標・
方向性

一人ひとりが安心して過ごすことができる学校風土を醸成とともに、自分も他の人も大切にできる、心豊かな子どもを育成します。

現状と
課題

人間関係の希薄化や子どもの背景の複雑化、多様化など、人権課題の顕在化などが指摘される中、自分も他の人も大切にし、尊重する心を育てることや、それらを支える風土づくりが求められています。そのために、子どもの心情の変化を把握するY-Pアセスメントの活用や、道徳教育の充実、子どもの感性を磨く本物に触れる機会の創出が必要です。

主な
指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合※	小3～6 48.1%	小3～6 60%

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

主な
取組

1.「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用推進

- Y-Pアセスメント年間2回以上活用実施校の拡充
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」指導者の養成

2.「本物」に触れる機会の創出

- オーケストラ鑑賞やバレエ鑑賞等、児童生徒の舞台芸術等体験の推進
- オリンピアン・パラリンピアン等トップアスリート招聘事業の推進

施策 2 安心して学べる学校づくり

目標・
方向性

教職員の意識向上を推進とともに、様々な課題に対して組織的に対応できる児童生徒支援体制の充実を図ります。

現状と
課題

令和3年度のいじめ認知件数は7,524件(暫定値)と増加傾向です。本市は、認知件数が多い学校について、いじめを積極的に認知し解消に向けたスタートラインに立っていると肯定的に評価する国の見解に基づき、認知件数の向上に努めるとともに早期発見に取り組んでいます。引き続き、専門家や関係機関と連携しながら早期解決を図る必要があります。

主な
指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合 【再掲 柱3施策1】	小3～6 48.1%	小3～6 60%

主な
取組

1.安心して参加できる集団づくり

- 教職員向け各種人権研修の実施
- 「横浜子ども会議」における学校と保護者や地域との連携の推進

2.子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化

- 児童支援・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤講師の常勤化の拡充
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充

柱4

健やかな体の育成

施策 1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

目標・
方向性

児童生徒の健康づくりに取り組むとともに、学校給食法の趣旨を踏まえ、すべての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保します。

現状と
課題

令和3年4月より選択制の中学校給食(デリバリー型)を提供していますが、供給体制に課題があります。日本最大の生徒・教職員約83,000人に対する供給体制の確保が必要です。また、本市の児童生徒の体力はコロナ禍の影響によりさらに低下しており、児童生徒が生涯にわたって主体的に健康を保持増進することが重要となります。

主な
指標

指 標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
中学校給食の供給体制	最大40% (令和4年度)	全員に供給できる 体制の確保が完了
体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思う児童生徒の割合	-	70%

主な
取組

1.すべての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進

- 中学校給食のデリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備
- 食育推進ネットワークを持つ小中学校ブロックの拡充

2.健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現

- 小中学校における「健やかな体の育成 プラン」の作成・推進

3.持続可能な部活動の実現

- 「横浜市立学校部活動ガイドライン」の推進
- 部活動指導員や部活動コーディネーター※の配置
※生徒及び顧問教職員等に、短時間で効率的な活動計画の作成等に資する指導・助言を行う

4.歯科保健教育の支援

- 学校歯科医等と連携した歯科保健教育の推進

5.健康教育の推進

- 感染症やゲーム障害も含めた依存症など現代的な健康課題に関する健康教育の充実

柱 5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働



施策 1 多様な主体とつながる教育の充実

目標・
方向性

子どもたちと社会がつながる機会を創出します。

現状と
課題

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働、登下校時の安全確保や防災教育、福祉等の活動の充実などを引き続き推進する必要があります。

主な
指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合	小 93.7% 中 87.3%	小 95% 中 95%

主な
取組

1. 地域との連携・協働の推進

- 学校運営協議会委員向け研修の実施や運営支援、学校・地域コーディネーターの養成
- 通学路の交通安全対策、登下校時の見守り活動の実施
- 家庭や地域と連携した防災教育や防災対策の推進
- 福祉施設等への訪問・交流、手話や車椅子体験などの地域や社会参画の推奨

施策 2 福祉・医療等との連携による支援の充実

目標・
方向性

福祉・医療等の機関との連携を強化し、子どもを支えます。

現状と
課題

子どもを取り巻く複雑・多様な課題への対応や、児童生徒の放課後の居場所づくり、医療的ケア児の支援など、一人ひとりに寄り添うために、関係機関との連携強化が必要です。

主な
取組

1. 福祉・医療等との連携強化

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、専門家や関係機関との連携強化
- 放課後キッズクラブや放課後児童クラブとの連携強化
- 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターによる支援の促進

施策 3 家庭教育支援の推進

目標・
方向性

家庭教育支援の充実に取り組みます。

現状と
課題

地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化しており、家庭教育を学ぶ機会の提供、保護者同士や地域との交流の支援など、支援の充実が必要です。

主な
取組

1. 関係機関、地域と連携した家庭教育支援

- 親子体験活動、講演会などへの支援
- 特別な支援や配慮が必要な子どもの育ちのための保護者教室の開催
- 幼保小の連携による、未就学児の保護者の学校訪問等の実施
- 思春期の子どもや保護者への保健講座の開催

柱 6 いきいきと働き、学び続ける教職員

施策 1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

目標・
方向性

遅くとも19時までの退勤を原則とし、働き方改革の推進による学ぶ時間の確保及び教職員の資質・能力の向上を目指します。

現状と
課題

教員志望者は年々減少傾向である一方で、意欲や能力の高い教員を確保していく必要があります。また、経験の浅い教職員への支援や、教育内容の多様化による学ぶ時間の確保が課題となっています。さらに、時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合は着実に減少しているものの、一定数の長時間勤務が発生しており、働き方改革は道半ばの状況です。

主な
指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
資質・能力が向上した教職員の割合※1	92%	95%
2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員数※2	2,798人	0人
19時までに退勤する教職員の割合	75.9%	90%

※1 教職員が分析チャートを基に自身の資質・能力が向上したと回答した割合。

※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、本指標を達成した時点で、規則で定めた月45時間に係る指標の再設定を検討。

主な
取組

1. 優れた人材の確保及び採用前教職員の養成

- 採用方法の工夫や広報活動の充実
- 教員志望者を対象としたよこはま教師塾の開催

2. 学び続ける教職員の育成・支援

- 研修管理システムの活用による育成制度、研修制度の整備
- ICTを活用した多様な研修方法の推進・充実

3. チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

- チームで対応することによる組織力の強化
- 教職員以外の専門スタッフ等(ICT支援員など)の配置拡充

4. 学校業務の改善・適正化

- 学校業務の精査、業務のアウトソースの推進
- ICT等の活用による教職員の柔軟で効率的な働き方の推進
- 部活動改革の推進(部活動指導員の配置や地域移行の検討を含む)

5. 管理職のマネジメント力の強化・意識改革

- 各校の勤務実績の集計結果を活用した、学校教育事務所による学校経営支援
- 新任2年目校長を対象とした働き方研修等の実施



柱 7

安全・安心でより良い教育環境



施策 1

学校施設の計画的な建替え

目標・
方向性

計画的かつ効果的な学校建替えを推進します。

現状と
課題

築50年以上の学校施設が4割近くを占め、老朽化が進行しています。機能改善、学校統合、公共施設等との複合化も考慮しつつ、自然環境に配慮した建替えが必要です。

主な
指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
建替工事着手校数	4校(累計)※	17校(累計)

※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

主な
取組

1.学校施設の計画的な建替えの推進

- 建替え検討の対象校の選定、建替え基本構想や設計の実施
- 建替え基本方針の見直し

2.自然環境に配慮した学校施設の整備

- 建替え等を契機とする内装等への木材利用や、太陽光発電設備の設置等

施策 2

安全・安心な施設環境の確保

目標・
方向性

安全・安心で、誰もが使いやすい教育環境を整備します。

現状と
課題

学校施設の老朽化対策や防災対策等を進めるとともに、空調設置、トイレの洋式化、エレベーター設置等、快適で誰でも使いやすい施設環境の整備を推進する必要があります。

主な
取組

1.学校施設における児童生徒の安全確保

- 外壁・サッシ等の非構造部材の改修、学校敷地のがけ地の安全確保、ブロック塀の対策等

2.快適で誰もが使いやすい施設環境の整備

- 空調設備の更新、トイレの洋式化、エレベーター等の新規設置、太陽光発電設備の設置等

施策 3

学校規模・通学区域の適正化

目標・
方向性

学校規模の適正化や通学区域の見直しを進めます。

現状と
課題

地域の状況に応じた学校規模の適正化や通学区域の見直しについて、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていく必要があります。

主な
取組

1.学校規模・通学区域の適正化

- 上白根北中学校の開校(統合)、阿久和小学校・いずみ野小学校、日限山小学校・南舞岡小学校、東戸塚小学校、斎藤分小学校の学校規模適正化等

施策 1

生涯学習の推進

目標・
方向性現状と
課題主な
取組

市民の生涯学習や、社会参加のすそ野の拡大を推進します。

人生100年時代において、生涯学習の重要性が高まっています。また、社会参加のすそ野を拡大するため、契機となる学習活動を生み出す人材の育成が必要です。

1.生涯学習の推進

- 市民の社会参加を促すコーディネーター人材の育成支援
- 体験型社会教育プログラム「子どもアドベンチャーカレッジ」の実施

施策 2

新たな図書館像の構築及び読書活動の推進

目標・
方向性現状と
課題主な
指標

市立図書館の知の拠点の機能に加え、居心地よく豊かな時間を過ごせるよう再整備を検討し、読書活動を推進します。

市立図書館は、全18館のうち6館が築40年を超えており、修繕と建替えを計画的に行うとともに、まちの魅力向上につながる図書館の再整備の在り方を検討することが必要です。また、市民の読書機会の創出や、地域や学校における読書活動推進の取組の拡充が必要です。

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
図書館における貸出冊数※	1,160万冊/年	1,200万冊/年
市立図書館の再整備の在り方検討	-	ビジョン策定(令和5年度)

※市立図書館での貸出(電子書籍の貸出を含む)及び広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出も含む

主な
取組

1.新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実

- 再整備の在り方の調査・検討及びビジョンの策定、蔵書と電子書籍の充実等

2.読書活動の推進

- ボランティアの活動支援、全市的な読書機会の創出、学校司書や司書教諭の研修の充実

施策 3

横浜の歴史に関する学習の場の充実

目標・
方向性現状と
課題主な
取組

文化財の保存・活用、歴史文化の学びの充実を図ります。

市内の多様な文化財は、横浜の歴史を知るうえで重要な役割を担っており、様々な活用を通じて、地域の魅力向上や地域活性化につなげ、次世代に継承する必要があります。

1.市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 「横浜市文化財保存活用地域計画」の策定、無形民俗文化財調査、史跡等の安全対策

2.横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

- 博物館学芸員等による訪問授業、文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成

パブリックコメントの実施 ~素案へのご意見をお寄せください~

(1) 受付期間

令和4年9月30日（金）～令和4年10月31日（月）

(2) 素案冊子及び概要版の配布場所

- 市民情報センター（横浜市庁舎3階）
- 各区役所広報相談係
- 行政サービスコーナー
- 横浜市立図書館
- 教育委員会事務局教育政策推進課（横浜市庁舎14階）

【ホームページにも素案及び概要を掲載します。】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/kyoikuplan/2010-2014kyoshinn.html>

(3) 意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAXのいずれかでお寄せください。

● 横浜市電子申請・届出システムでのご意見提出

横浜市電子申請・届出システムのオンライン入力フォームへ
アクセスし、ご入力ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/83e193e8-d4a8-4fb8-917e-e800f8879db5/start>



● 電子メール

氏名、住所、本計画に関する意見を記載のうえでお送りください。

送付先アドレス：ky-4keikaku@city.yokohama.jp

● 郵送

氏名、住所、本計画に関する意見を記載のうえでお送りください。

書式は問いません。（郵送の場合は、10月31日消印有効とさせていただきます。）

郵送先：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課 あて

● FAX

氏名、住所、本計画に関する意見を記載のうえでお送りください。

書式は問いません。

FAX番号：045-663-3118

※ 電話又は口頭でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。

※ ご意見の提出に伴い取得した住所・氏名等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

(4) パブリックコメント実施結果と計画策定について

いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方を取りまとめ、後日公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

第4期 横浜市教育振興基本計画 素案 概要版

作成：横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-3243 FAX：045-663-3118

第4期横浜市教育振興基本計画 素案

(案)

令和4年●月

横浜市教育委員会

目 次

第1章 第4期横浜市 教育振興基本計画について	1
1 計画策定の趣旨	2
2 横浜市が策定した他の計画等との関係	2
3 「横浜教育ビジョン2030」	3
4 計画の構成	3
5 第3期計画以降の横浜市の教育の主な状況変化等	4
6 第4期教育振興基本計画の視点	5
7 第4期横浜市教育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて（イメージ図）	8
第2章 8の柱	9
1 計画体系	10
2 各柱の内容	12
柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進	13
主体的・対話的で深い学びの実現	13
情報教育の充実及び教育DXの推進	17
特別支援教育の推進	23
多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	28
新たな時代に向けた高校教育の推進	36
小中一貫教育及び幼保小連携の推進	40
柱2 ともに未来をつくる力の育成	42
英語教育の充実及び国際理解教育の推進	42
持続可能な社会の創り手育成の推進	46
柱3 豊かな心の育成	50
人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	50
安心して学べる学校づくり	54
柱4 健やかな体の育成	57
生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	57
柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	61
多様な主体とつながる教育の充実	61
福祉・医療等との連携による支援の充実	65
家庭教育支援の推進	67

柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員	69
教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	69
柱7 安全・安心でより良い教育環境	77
学校施設の計画的な建替え	77
安全・安心な施設環境の確保	79
学校規模・通学区域の適正化	81
柱8 市民の豊かな学び	83
生涯学習の推進	83
新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	85
横浜の歴史に関する学習の場の充実	89
3 指標一覧	91
4 脚注一覧	95
5 用語一覧（50音順）	102

第1章 第4期横浜市 教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

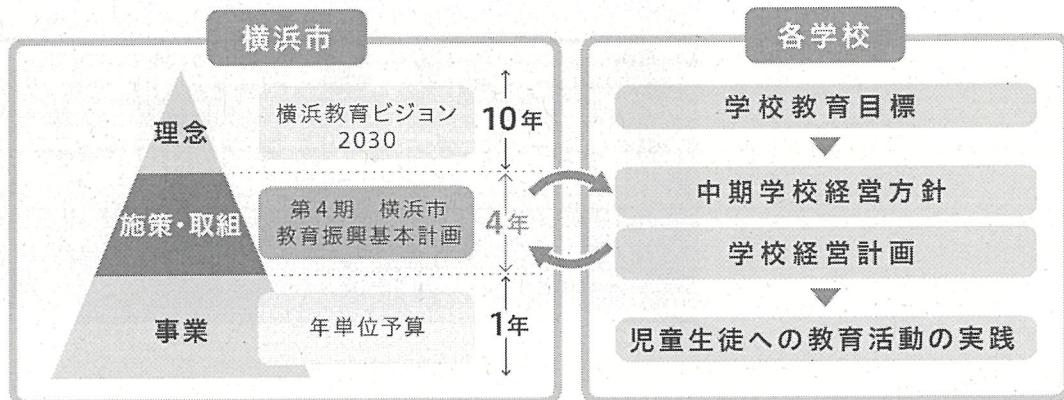
(1) 本計画の位置付け

「第4期横浜市教育振興基本計画」(以下「4期計画」という。)は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018(平成30)年策定)のアクションプランです。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。¹

(2) 市立学校との関連について

各学校においては、「横浜教育ビジョン2030」に定める、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指して学校教育目標を設定し、目標を達成するためのアクションプランとして、3か年の中期学校経営方針²及びそれに基づく毎年の学校経営計画や各種プランを作成しています。

市全体で教育の方向性を共有し、教育政策を連携させることにより、質の高い教育につなげるために、各学校では第4期教育振興基本計画を鑑みて学校経営計画を作成することが大切です。なお、教育委員会においても、学校現場の状況を丁寧に把握・支援するよう努めています。

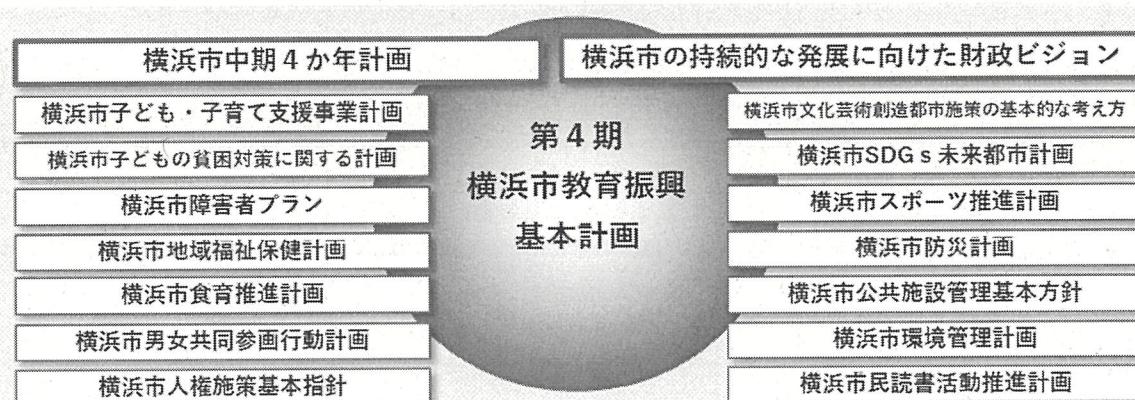


(3) 計画期間

4年間：2022(令和4)年度～2025(令和7)年度

2 横浜市が策定した他の計画等との関係

4期計画の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。



¹ 横浜市教育大綱：「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和4年度以降は本計画の第1章をもって代えることが、令和3年度横浜市総合教育会議において決定されました。

² 中期学校経営方針：学校教育目標の達成に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの。

3 「横浜教育ビジョン 2030」

(1) 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

(2) 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく知	<ul style="list-style-type: none">● 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力● 主題的に考え、意欲的に学び続ける力● 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力
徳 豊かな心	<ul style="list-style-type: none">● 自分を大切にし、しなやかに生きる力● 自分を律する態度と人を思いやる優しさ● 「本物」に触れることで育む豊かな感性
体 健やかな体	<ul style="list-style-type: none">● 自ら健康を保持増進しようとする態度● 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力● 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度
公 公共心と社会参画	<ul style="list-style-type: none">● 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力● 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力● 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度
開 未来を開く志	<ul style="list-style-type: none">● 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力● グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力● 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

(3) 横浜の教育の方向性～多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します～

方向性 1 子どもの可能性を 広げます

主体的な学び

創造に向かう学び

支え合う風土

学びと育ちの連続性

方向性 2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校

社会とつながる学校

いきいきと働く教職員

学び続ける教職員

方向性 3 豊かな教育環境を整えます

安全・安心な環境

地域とともに歩む学校

市民の豊かな学び

方向性 4 社会全体で子どもを支えます

家庭教育の支援

多様な主体との連携・協働

切れ目のない支援

4 計画の構成

「横浜教育ビジョン 2030」が示す教育の方向性に基づき、柱と施策を示します。（本計画の柱は、ビジョンの方向性に示される取組を一部統合して構成します。）施策ごとに、「指標」「主な取組」「想定事業量」を掲げ、PDCA サイクルに基づき、進捗管理を行います。

横浜教育ビジョン2030

第4期教育振興基本計画において新たに定める部分



5 第3期計画以降の横浜市の教育の主な状況変化等

第3期横浜市教育振興基本計画期間においては、持続可能な学校への変革及びEBPMの推進を基本姿勢に、新学習指導要領の全面実施を見据え、横浜教育ビジョン2030が掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指す教育を着実に推進してきました。一方、同計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大を筆頭に、前例のない変化にも直面したほか、多様な教育的ニーズへの対応等の従来からの課題については、一層の取組が求められており、第3期計画の総括等を踏まえた令和の時代にふさわしい計画の策定が求められています。

◆新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年春の市立学校一斉臨時休業、6月からの段階的な教育活動の再開、令和3年夏の分散登校をはじめ、前例のない対応が多数生じました。臨時休業や分散登校の期間中、各学校においては、保護者等のご協力をいただきながら、児童生徒の健康状態や家庭での学習状況の把握に努めました。また、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の居場所の確保を目的とした「緊急受入れ」や「校庭開放」を実施しました。さらに、家庭での学習習慣の定着、学びの保障を目的とした双方向のICTを活用したオンライン学習など、児童生徒への支援に取り組んできました。現在は消毒や換気等の「3密」を避けるなどの感染対策を行いながら教育活動を継続しています。

◆新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びとGIGAスクール構想による1人1台端末の整備

横浜市では、令和2年度から全面実施された新学習指導要領に基づき、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。また、国において、当初令和5年度までとしていた1人1台端末の整備が令和2年度中へ前倒しとなったことを受け、横浜市では令和2年9月に「横浜市におけるGIGAスクール構想³（以下、「GIGAスクール構想」という。）」を公表しました。構想に基づき、端末や校内LAN等のICT環境を整備するとともに、今までの横浜の教育と最先端のICTのベストミックスを図りながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を実現する取組を行っています。

◆国における教育政策の主な動き及び横浜市の抱える課題等

小学校の学級編制標準の段階的な引き下げ（35人学級）や学校における働き方改革の推進、教育ビッグデータを活用した教育DXの推進をはじめとした国における政策を受け、横浜市でもより良い教育の実現に向けた取組を推進してきました。

また、横浜市においては、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等、多様できめ細かな支援に対するニーズは増加し続けていることに加え、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨等を踏まえ、教育と福祉・医療分野の連携がますます重要になっています。さらに、いじめ等児童生徒が抱える様々な課題の早期発見・早期対応に向け、引き続き取り組んでいくことも必要です。

グローバル化の進展やSDGsを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組の要請等を踏まえ、英語教育及び国際理解教育の推進や、課題発見・課題解決力の育成も引き続き重要です。

さらに、子どもたちの学びを支える安全・安心な教育環境の実現に向け、学校施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、計画的な建替えを含む環境改善等を進める必要があります。

中学校給食については、令和3年4月より学校給食法上の給食（デリバリー型）の提供を開始し、令和4年4月の喫食率は30.1%となっています。

³ 横浜市におけるGIGAスクール構想：文部科学省が提唱した「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した横浜市の構想。

6 第4期教育振興基本計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・
みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

E B P M^{*} の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※ Evidence Based Policy Making : エビデンスに基づく政策形成

(1) 一人ひとりを大切に

横浜市は、これまで「横浜教育ビジョン 2030」等に基づき、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進してきました。4期計画ではさらに、それぞれの個性や発達の段階に応じて、資質・能力を育成するための指標を掲げ、全ての子どもの資質・能力の向上に取り組み、自ら未来を切り拓き、創る子どもを育成します。

横浜市では、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒は年々増加しており、適切な支援を行うことが求められています。さらに、何らかの理由で学校生活に困難を感じている児童生徒や、虐待やいじめなど口に出せないけれども苦しみを抱えている児童生徒も大勢います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、児童生徒が学校で学ぶ喜びを感じられるよう、教職員の努力や家庭や地域、関係者の方々のご協力により、感染対策を行いながら教育活動を再開していますが、感染症への不安など、児童生徒の心への影響を意識する必要があります。

私たちは、今だからこそ、子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にして丁寧に見守り、「だれもが」「安心して」「豊かな」学校生活を送れるよう日々の教育活動に取り組んでいく姿勢を徹底する必要があります。そのような学校風土の中で、子どもが失敗を恐れず夢や目標に向かってチャレンジすることを応援していきます。

その上で、それぞれの資質・能力を育成していくよう取り組みます。

平成29年の新学習指導要領の改訂を踏まえ、横浜市では「社会に開かれた横浜らしい教育課程」の実現を目指し、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領⁴」の策定を行ってきました。これに基づき、各学校では、それぞれの「学校らしさ」を生かした教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をはじめとする教育活動の質の向上に取り組んできました。

また、GIGAスクール構想³の推進に基づき、1人1台端末や、大容量・高速ネットワークが整備され、児童生徒の学びの可能性が広がりました。

さらに、令和4年度には「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂⁵し、一人ひとりの「学力」⁶の伸びを、義務教育の9年間経年で把握できるようになりました。

横浜が今まで大切にしてきた教育の強みと、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒が学ぶことがますます楽しくなり、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成につなげられるよう、授業改善を推進します。

⁴ 横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領：新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領。

⁵ 「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂：児童生徒一人ひとりの学力の伸びの経年変化を捉えられるようにするために、調査問題の作成に項目反応理論（IRT）を導入するとともに一人ひとりの児童生徒に個人番号を付与。また、今後は端末上で調査を実施すること（CBT）を見据えて検討。

⁶ 「学力」：学校教育法で定義される広義の学力ではなく、横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を指す。

(2) みんなの計画・みんなで実現

児童生徒のだれもが安心して豊かな学校生活を送り、それぞれの資質・能力を伸ばしていくためには、学校の内外で連携し、社会全体のみんなで子どもを育む環境づくりが求められています。

すなわち、①学校において複数で見守る体制や、組織的な児童生徒の支援体制の整備 ②教職員と家庭・地域・児童相談所や医療や福祉等の関係機関・民間企業・NPO 等との連携・協働による「チーム横浜」での児童生徒の成長への関わり ③教職員が児童生徒をしっかり支えることができるよう、教職員の育成・働き方改革の推進 が必要です。

横浜市はこれまで、教科分担制によるチーム学年経営の推進、児童支援・生徒指導専任教諭⁷の授業を代替することを目的とした非常勤講師配置のフルタイム化の推進、スクールソーシャルワーカー⁸の拡充等による専門職の活用、部活動指導員⁹や職員室業務アシスタント¹⁰の配置、ICT 支援員の派遣など、様々な取組を通じて複数での見守りや、児童生徒支援体制の拡充に努めてきました。一人ひとりを大切にした教育実践のために、引き続き取組を推進していく必要があります。また、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の配置・派遣など、引き続き医療・福祉等の関係機関との連携を強化していく必要があります。さらに、児童生徒のより良い学びや不登校児童生徒支援等にあたっての民間企業・NPO 等との連携や、市立図書館など学校教育以外の部署との連携、幼保小連携、学校運営協議会¹¹と地域学校協働活動¹²の一体的な推進による地域と学校の連携・協働、など学校外との連携も重要です。

「みんな」のうち、子どもたちにとっての最大の教育環境となる教職員については、全国的に教員志望者が減少している中、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、小学校の学級編制において1学級あたりの標準が40人から35人へ段階的に引き下げられることに加えて、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う個別支援学級¹³数の増加傾向により、更なる教員数の増加が見込まれるため、意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められます。

また、人権意識を高める中でそれぞれがもつポテンシャルを最大限発揮できるよう持続可能な体制の構築を目指していきます。その中で、新学習指導要領の実施や1人1台端末の活用など教育内容の多様化に対応するため、教職員の資質・能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保することが必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。

教職員の働き方改革については、横浜市では平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」（以下、プラン。第2章 p.71 参照）に掲げた4つの戦略に基づいた40の取組を総合的に推進してきました。その結果、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は、プランを策定した平成30年度と令和3年度の市の全体平均を比較すると、小学校で8.1%から5.1%、中学校では32.8%から18.0%と着実に減少しているものの、80時間を超える教職員は一定数残っており、道半ばの状況です。

今後は、さらに改革の実効性を高め、一人ひとりが改善を実感できるようにするために、プランに基づくこれまでの総合的・全市的な取組に加え、具体的で焦点を絞った取組を加速させることが重要です。そのため、データ分析により焦点化された課題とその解決に向けた教職員への支援を連動させること等を通じて、働き方改革と教職員の資質・能力の向上をこれまで以上に一体的に推進していきます。

⁷ 児童支援・生徒指導専任教諭：いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

⁸ スクールソーシャルワーカー（SSW）：社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境（家庭、地域等）に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題の解決に向けて支援する専門職。

⁹ 部活動指導員：校長の監督を受け、技術指導や引率等を行い、単独で顧問も担うことができる会計年度任用職員。

¹⁰ 職員室業務アシスタント：職員室における事務的な業務（印刷、電話対応等）をサポートする会計年度任用職員。

¹¹ 学校運営協議会：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること（必須）、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること（任意）、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること（任意）の3点。

¹² 地域学校協働活動：持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動。

¹³ 個別支援学級：障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級。

(3) EBPMの推進(客観的な根拠に基づく教育政策の推進)

横浜市はこれまで、横浜市学力・学習状況調査の結果の分析等を通じ、客観的な根拠に基づく教育政策の推進に努めてまいりました。3期計画の策定から3年たち、世の中のデータ活用の流れはいっそう加速しています。教育においても、GIGAスクール構想³を前倒して進めたことにより、児童生徒一人につき1台端末が整備され、将来的には学習履歴等の把握・蓄積が進むことが期待されています。

現在、整備を進めている新たな教育センターでは、産学公民が連携し、子どもの新たな学びを創造するために、最先端のICTやデータ等を活用した調査・研究等に取り組む予定です。

なお、データ活用は、教職員による教育実践の蓄積という横浜市の財産に加え、これまで培われてきた実践の成果や課題を可視化し、共有するための手助けになるものです。日々刻々と状況が変わる学校現場における最終的な判断はプロフェッショナルである「教師」によってなされることはこれまでと変わりありませんが、その一助としてデータを活用し、よりよい教育への探究を継続することが有効です。

また、EBPMを推進し、客観的なデータに基づいて目指す方向や進捗状況について対話をを行うことは、様々な人の共通理解を得るとともに、学校現場における教育実践と教育委員会における政策を連携させ、教育の質をあげることにつながります。

「一人ひとりを大切に」の視点を実現していくためにもEBPMは大いに貢献します。

これまで横浜市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象とした年1回の「全国学力・学習状況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学校2年生から中学校3年生約24万人を対象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。

過去5年間の「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の各教科の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回る結果となっています。市全体の「平均」は一定程度の結果を安定して示すことができている一方で、「横浜市学力・学習状況調査」を分析すると、個人の正答率の差が大きく、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導が求められているという現状があります。

こうした課題に取り組むために、「横浜市学力・学習状況調査」を令和4年4月に全面改訂⁵し、一人ひとりの「学力」⁶の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしていきます。

今までも、調査した年度の学校や学年の「学力」⁶の全体像については、横浜市の平均との比較、学力層¹⁴や経年変化等により分析し、各学校が学習状況に応じた指導の工夫を行ってきました。

しかし、あくまでも当該年度の平均値との比較、学校や学年の全体像の把握であり、児童生徒一人ひとりの「学力」⁶の経年での伸びを捉えることはできていませんでした。

改訂した調査を活用し、児童生徒一人ひとりの「学力」⁶の「伸び」を測る指標を計測することで、より一層、個性や発達の段階に応じた教育活動が行われることを目指します。

約24万人の児童生徒を対象にした試みは、基礎自治体としては全国最大・初となります。

引き続き、全国学力・学習状況調査を通じた全国平均と横浜市平均との比較や、横浜市学力・学習状況調査を通じた学校や学年の「学力」⁶の概況の把握については継続しながら、4期計画では、いわゆる非認知能力¹⁵の一層の分析を含め、国や企業・大学等の関係機関と連携しながら、一步踏み込んだ形で客観的なデータに基づいた学力¹⁶分析・学力向上に挑戦します。さらに、「Y-Pアセスメント¹⁷」の活用による深い児童生徒理解、授業改善、支え合う風土づくりを推進します。

¹⁴ 学力層：各教科について、横浜市の当該学年の児童生徒全体を、人数がほぼ等しくなるよう正答率で四分割したもの。正答率が同じ児童生徒が多数いるため、学力層は完全に25%ずつにはなりません。

¹⁵ 非認知能力：意欲・粘り強さ・好奇心など数値で測れない感情や心の働きにかかる能力で、テストの得点など点数や数値で可視化できる認知能力以外の能力と言われており、最近の研究では「社会情動的コンピテンシー」とも言われる。

¹⁶ 学力：学校教育法第30条第2項で定義されるもの。一般に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」と表現されている。

¹⁷ Y-Pアセスメント：横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール。

7 第4期横浜市教育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて (イメージ図)

**自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人
わたしの・あなたの・みんなの成長**

視点 1 一人ひとりを大切に…
～本気で「誰ひとり取り残さない」を実現～
特別な支援が必要な子どもも、日本語指導が必要な
子どもも、不登校の子どもも、口には出せないけれども
苦しみを抱えている子どもたち。
26万人全員の個性に応じた「成長」を大切にします。

視点 2 みんなの計画・
みんながで実現

先生が一人で抱え込む教育は限界。
学校のチカラ、家庭・地域のチカラ、企業・NPOのチカラ、
子どもの成長に関わるみんなの力を集めて、
みんなではまつ子を育みます。

視点 3 経験・勘察 × データ
先生が培ってきた経験・勘察にデータをかけ合わせ、
より確かな子どもの理解、
早期の子どものサイン発見を実現します。
EBPM* の推進

Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成

クラスや学校、市の平均点の比較にとらわれず
一人ひとりの学力に応じて「伸びばす」教育へ。
「学力」の平均値が高い学校≠「学力」が伸びやすい学校
「学力」の平均値 (R4の結果) ↓
「伸び」 (R3とR4が記録比較) ↑

児童生徒数 (2021.5.1) **26万4,894人**

特例支援学校や矯正支援学校
などで学ぶ児童生徒 … 約14,000人
日本語指導が必要な児童生徒 … 約3,100人
不登校児童生徒考 … 約6,600人

上記1～3点は、右記の本計畫
視点2「みんなの計画・みんながで実現」の精神を軸とする教育を進めるために、それその資源・能力を育成します。
視点3「EBPM」の推進、「横浜市学力・学習状況調査」のデータ分析による指標を用いて、データに基づく改善や児童生徒個々の成長を把握するなども、監視して育む点で重要な視点につなげます。

第2章 8の柱

1 計画体系

柱	施策	主な取組
1 一人ひとりを大切にした学びの推進	1 主体的・対話的で深い学びの実現	児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進
	2 情報教育の充実及び教育DXの推進	児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成 ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進
	3 特別支援教育の推進	就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実
	4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進 教育相談の充実
	5 新たな時代に向けた高校教育の推進	各校の特色を活かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル＆サイエンス教育の推進 多様化する生徒への支援
	6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
	1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	英語によるコミュニケーション能力の育成 国際理解教育の推進
	2 持続可能な社会の創り手育成の推進	SDGs達成の担い手育成（ESD）推進 自分づくり（キャリア）教育のさらなる充実

柱	施策	主な取組
3 豊かな心の育成	1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出
	2 安心して学べる学校づくり	安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
4 健やかな体の育成	1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	すべての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進
	2 多様な主体とつながる教育の充実	地域等との連携・協働の推進
5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	1 福祉・医療等との連携による支援の充実	福祉・医療等との連携強化
	2 家庭教育支援の推進	関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援
	3 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメント力の強化・意識改革
6 いきいきと働き、学び続ける教職員	1 学校施設の計画的な建替え	学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備
	2 安全・安心な施設環境の確保	学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
	3 学校規模・通学区域の適正化	学校規模・通学区域の適正化
7 安全・安心でより良い教育環境	1 生涯学習の推進	生涯学習の推進
	2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進
	3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出
8 市民の豊かな学び	1	
	2	
	3	

2 各柱の内容

【各柱のページの見方】

◆ 施策の目標・方向性

施策ごとに、計画期間に実施する施策の目標や方向性を示しています。

◆ 現状と課題

施策ごとに横浜市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた取組の必要性についても記載しています。

◆ 指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため

- ・計画期間における事業や取組によりもたらされる効果や成果を、客観的、定量的に把握する指標
- ・施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標
- ・施策を実施した成果について、子どもの実感を問う指標

を設定しています。

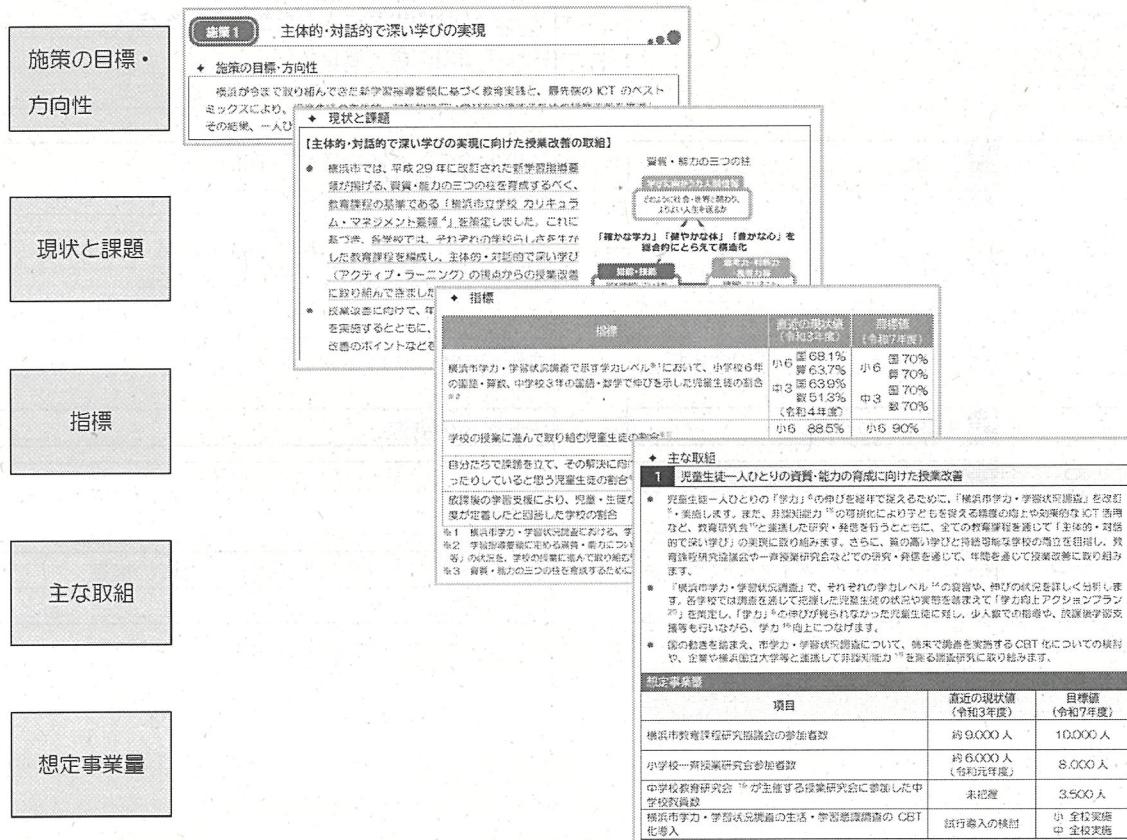
◆ 主な取組

計画期間に実施する事業や取組のうち、主なものを示しています。

◆ 想定事業量

目標の達成や施策の推進のために、計画期間で実施する具体的な事業や取組のうち、量的把握が可能なものを事業量として示しています。

※ 複数の施策に該当する指標・想定事業量については重複して掲載しており、【再掲】または【後掲】と示しています。



柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進

施策1

主体的・対話的で深い学びの実現

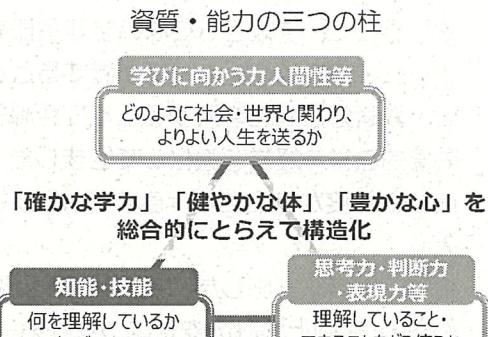
◆ 施策の目標・方向性

横浜が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

◆ 現状と課題

【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組】

- 横浜市では、平成29年に改訂された新学習指導要領が掲げる、資質・能力の三つの柱を育成するべく、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領⁴」を策定しました。これに基づき、各学校では、それぞれの学校らしさを生かした教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善に取り組んできました。
- 授業改善に向けて、年間を通じて研修や授業研究会を実施するとともに、授業におけるICT活用や授業改善のポイントなどをまとめた「資質・能力 育成ガイド」を全教員へ配付しました。



出典：文部科学省ウェブサイト

【EBPMの推進(客観的な根拠に基づく教育政策の推進)】

- これまで横浜市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象とした年1回の「全国学力・学習状況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒約24万人を対象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回っています。一方、「横浜市学力・学習状況調査」を分析すると、個人の正答率の差が大きいことから、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導や更なる授業改善が求められます。こうした課題に取り組むため、令和4年度に「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂⁵し、一人ひとりの「学力」⁶の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしています。

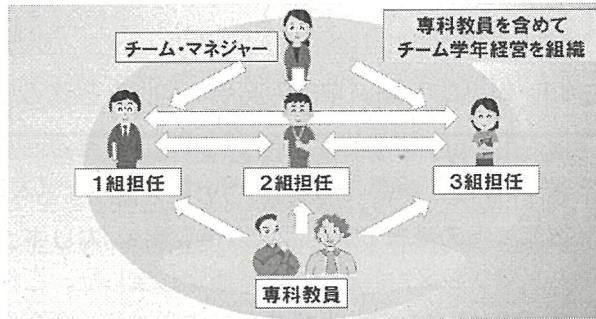
【一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援】

- 「横浜市におけるGIGAスクール構想³」によりオンライン学習が推進され、個別最適な学習方法や、動画等の表現の工夫等のオンラインの良さが明らかになりました。今後は、ICTを活用して、少人数での学習や放課後の学びの支援など、子どもの状況に応じたきめ細かな学習や支援を行うことが重要です。

- 「読みのスキル」はすべての教科等の基本であり、言語に関する学習のつまずきが顕在化する前の指導・支援を推進するため、令和元年度に4校を推進校に指定し、「読みのスキル」向上事業を開始しました。定期的なアセスメントを通じて読むことに関する課題を抱える子どもを把握し、重点的に支援・指導を実施することにより、読むことへの抵抗感の低減を図っています。基礎的な指導は小学校低学年で行いますが、学年が上がってもつまずいてしまう子どもはいることから、取組を学校全体のものとしていくことが今後の課題です。
- 家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない児童生徒に対して、「学校・地域コーディネーター¹⁸」を中心とした運営委員会等又は学校が、地域及び関係機関等と連携し、放課後等の学習支援を実施しています。事業を継続・拡充していくにあたり、ボランティア等の担い手や活動場所、活動時間の確保が難しいといった課題があります。

【チーム学年経営】

- 中学校との接続期である小学校高学年においては、児童指導上の課題が多様化・複雑化し、学習指導の内容も専門的になります。そこで、学級をもたない学年主任等をチーム・マネジャーとして配置するとともに、教科分担制を導入することで組織的・効果的な学年経営を強化してきました（平成30年度から令和4年度まで188校導入）。
- 令和3年度に実施した、チーム学年経営推進校の児童と家庭を対象としたアンケートでは、児童の学力¹⁶向上や心の安定につながる一定の成果が見られました。また、教員向けのアンケートからは、教員の育成と働き方についても、改善が図られてきています。
- 効果的にチーム学年経営に取り組むためには、チーム・マネジャーの存在が欠かせませんが、各学校では非常勤講師の加配を活用するなど、チーム・マネジャーを工夫して配置することが必要になっています。



出典：横浜市教育委員会事務局作成

¹⁸ 学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）：地域と学校が連携・協働するために、地域と学校をつなぐ役割を担うボランティア。横浜市は平成19年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成29年からは社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱。

◆ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル ^{※1} において、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合 ^{※2}	小6 国68.1% 算63.7% 中3 国63.9% 数51.3% (令和4年度) (速報値)	小6 国70% 算70% 中3 国70% 数70%
学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合 ^{※2}	小6 88.5% 中3 89.5%	小6 90% 中3 90%
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合 ^{※3}	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 75% 中3 70%
放課後の学習支援により、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度が定着したと回答した学校の割合	81%	85%

※1 横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した42の段階

※2 学習指導要領に定める資質・能力について、「学力」⁶の伸びによって「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の状況を、学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合によって「学びに向かう力、人間性等」の状況を測る指標

※3 資質・能力の三つの柱を育成するために必要な、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を測る指標

◆ 主な取組

1 児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人ひとりの「学力」⁶の伸びを経年で捉えるために、「横浜市学力・学習状況調査」を改訂⁵・実施します。また、非認知能力¹⁵の可視化により子どもを捉える精度の向上や効果的なICT活用など、教育研究会¹⁹と連携した研究・発信を行うとともに、全ての教育課程を通じて「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組みます。さらに、質の高い学びと持続可能な学校の両立を目指し、教育課程研究協議会や一斉授業研究会などでの研究・発信を通じて、年間を通じて授業改善に取り組みます。 「横浜市学力・学習状況調査」で、それぞれの学力レベル¹⁴の変容や、伸びの状況を詳しく分析します。各学校では児童生徒の状況や実態を踏まえて「学力向上アクションプラン²⁰」を作成し、「学力」⁶の伸びが見られなかった児童生徒に対し、少人数での指導等も行いながら、学力向上につなげます。また、放課後学習支援等により、学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ります。 国の動きを踏まえ、「横浜市学力・学習状況調査」について、端末で調査を実施するCBT化についての検討や、企業や横浜国立大学等と連携して非認知能力¹⁵を測る調査研究に取り組みます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市教育課程研究協議会の参加者数	約9,000人	10,000人
小学校一斉授業研究会参加者数	約6,000人 (令和元年度)	8,000人
中学校教育研究会 ¹⁹ が主催する授業研究会に参加した中学校教員数	未把握	3,500人
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査のCBT化導入	試行導入の検討	小 全校実施 中 全校実施

¹⁹ 教育研究会：市立学校の教職員が教科等ごとに学習指導の充実を図るために、任意で参加する研究会組織。

²⁰ 学力向上アクションプラン：「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組。

2 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援

- 学習のつまずきが顕在化する前の指導・支援を推進するため、すべての教科等の基本となる「読みのスキル」に関するアセスメントに基づき、推進校において効果的な指導を実施します。
- 一般学級に在籍する、特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して授業に参加できるようにするための教員研修や「学びのサポートブック」の活用等、取組を推進します。
- 家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない小・中学生に対して、放課後等に学習支援を実施し、子どもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、子どもたちの自己肯定感や将来の夢を育んでいきます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
「読みのスキル」向上推進校数	20 校（累計）*	40 校（累計）
放課後学習支援の実施校数	小 34 校 中 59 校	小 35 校 中 全校
肢体不自由など特別な配慮や支援が必要な子どもが授業参加できるようにするための教員研修回数	1 回/年	2回/年
特別支援教育の視点から考える ICT 研修 (アクセシビリティー研修) 回数	3回/年	4回/年

*事業を開始した令和元年度からの累計

3 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進

- 小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置するとともに、教科担任制・教科分担制を組み合わせることで、児童の学力¹⁶向上と心の安定や、学年経営の充実を図るチーム学年経営の全市立小学校での導入を目指し、推進します。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の推進校数	129 校	全校

コラム 一人ひとりを大切にした学びの実現に向けて授業はどう変わるのか

第4期横浜市教育振興基本計画の検討にあたり、学校現場とともにより良い教育の実現について考えるため、令和3年11月に教職員意見交換会を開催しました。

＜客観的なデータの活用による個別最適な学びの実現＞

- ◆前年より伸びが見られなかった児童生徒の状況を客観的に捉え、一人ひとりに合った最適な学習方法を提供することで、全体の学力¹⁶向上につなげる。
- ◆児童生徒一人ひとりが自らの学力¹⁶の変容をとらえることで、学校の授業に自ら進んで取り組む割合を増やしていきたい。
- ◆学校の中で協働的に授業改善を行い、児童生徒が自ら課題を立て、解決に向けて情報を集め今後も対話を通して学んでいる割合を増やしていきたい。



教師自身が、子どもたちの教育を通して社会を創っていくのだという気持ちで毎日の授業に臨みたい!!

施策2

情報教育の充実及び教育DXの推進

◆ 施策の目標・方向性

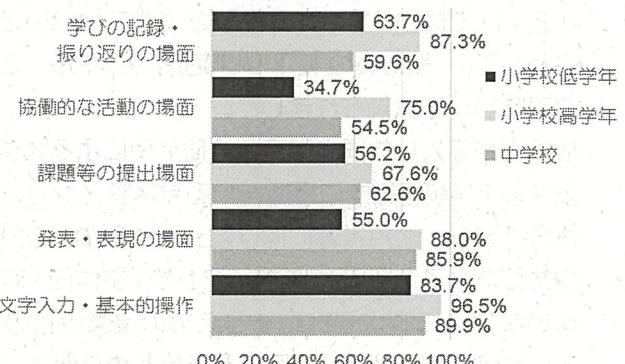
- ◆ 「横浜市におけるGIGAスクール構想³」（以下、「GIGAスクール構想」という。）を踏まえ、1人1台端末等のICT環境を効果的に活用し、児童生徒の情報活用能力²¹及び教職員のICT活用指導力の育成を図ります。
- ◆ 新たな教育センターの開設に向けて機能・連携の強化を図るとともに、客観的なデータに基づく教育政策立案（EBPM）を推進することで、より効果的・効率的な教育活動や教育施策を実現します。

◆ 現状と課題

【横浜市におけるGIGAスクール構想³】

- 国において、当初令和5年度までとしていた1人1台端末の整備が令和2年度中へ前倒しとなったことを受け、横浜市では令和2年9月にGIGAスクール構想³を公表しました。
- GIGAスクール構想³に基づき、端末や校内LAN等のICT環境を整備するとともに、横浜市が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端のICTのベストミックスを図ることにより、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。引き続き、すべての学校で等しく児童生徒がICTを活用できる環境整備、児童生徒の情報活用能力²¹や教職員のICT活用指導力の育成、最先端の研究の実施等により、教育の在り方を日々アップデートする必要があります。

授業でICTが活用されている場面



出典：GIGA端末の利用状況と活用推進等に関するアンケート（令和4年5月）

【児童生徒の情報活用能力²¹の育成】

- ロイロノート・スクール²²やGoogle Workspace for Educationのアカウントを全児童生徒に配付し、クラウドサービスを活用した教育環境の充実を進めてきました。
- 令和3年度から国の学習者用デジタル教科書²³の実証事業にモデル校が参加し、令和4年度は全小・中・特別支援学校が英語のデジタル教科書²³の実証事業に参加しています。



²¹ 情報活用能力：コンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

²² ロイロノート・スクール：横浜市教育委員会と株式会社LoiLoは、令和2年7月に教育活動支援に関する連携協定を締結しており、その後、令和3年6月に協定期間を延長（延長後の連携協定期間：令和2年7月20日から令和6年3月31日）。

²³ デジタル教科書：教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、平成31年度から、通常の紙の教科書に代えて使用が認められている。

- 情報活用能力²¹の育成に向け、「情報教育推進プログラム²⁴」に基づく情報教育実践推進校の実践事例の紹介など、各学校の情報教育全体計画の作成や推進を支援しました。
- プログラミング教育²⁵の推進のため、小中学校で校内研修支援や授業づくり支援を実施しました。また、プログラミングアプリの授業支援ハンドブックを学校向けに通知しました。
- 児童生徒の端末やインターネットを利用したトラブル等を未然に防止できるよう、令和2年度に保護者向けの情報モラルリーフレット（データ版）や情報モラル動画を配信しました。

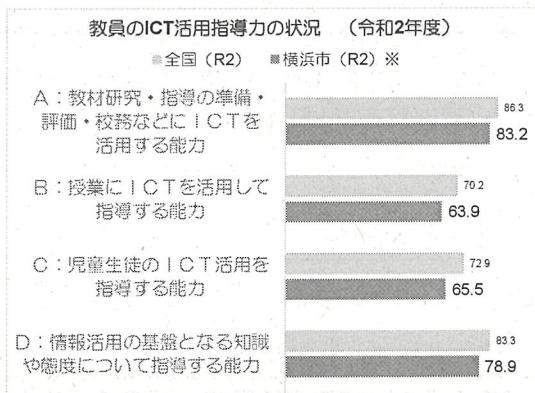
【教職員の ICT 活用指導力の育成】

令和2年度の教員の「ICT 活用指導力実態調査」によると、横浜市は児童生徒の ICT 活用を指導する教員の能力が全国平均の水準とほぼ変わらない状況ですが、現状では、学校間での活用の差が生じています。

小・中・義務教育学校で実施した GIGA 端末の利用状況と活用推進等に関するアンケート（令和4年5月）では、授業で ICT 活用ができていない理由として、「教職員の ICT 端末活用のスキル」との回答が一定数見られました。

横浜市が協力した国立教育政策研究所による調査²⁶によれば、学校の ICT 活用には、「研修の必要性」、「学校組織内に浸透させるマネジメント」、「キーパーソンの存在」が必要であることが示されており、活用推進に向けた支援体制の構築が必要です。

- 授業における ICT 活用のポイントや「主体的・対話的で深い学び」の視点を実現するための授業改善のポイント、各学校の実践の好事例などをまとめた冊子、「資質・能力 育成ガイド（単元・題材づくり編、授業づくり編）」を全市教員へ配付しました。
- 著作権法や情報セキュリティについて、教職員向けのオンライン研修や e ラーニング²⁷コンテンツを充実させ、適切に教育活動が実施できるよう周知しています。



出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)



【ICT 環境整備】

- 令和2年度に、小・中・特別支援学校の児童生徒 1 人 1 台端末や大容量・高速の校内 LAN 等を整備しました。また、令和3年度からは、今後の通信容量増大においても、安定した通信速度を確保するため、ネットワーク回線の専用線化を順次行っています。
- ICT をより効率的に活用するために、プログラミング教育²⁵の支援や、オンライン学習・オンライン授業、端末のトラブル等の相談に対応する ICT 支援員を全市立学校に派遣しています。

²⁴ 情報教育推進プログラム：学校と教育委員会事務局とが連携し、計画的に情報教育を推進し、子どもの情報活用能力を育成するための指針。

²⁵ プログラミング教育：児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。

²⁶ 国立教育政策研究所による調査：国立教育政策研究所プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」調査時期：令和3年7月～10月 調査対象：横浜市小学校 23 校 (4～6 年生)、中学校 15 校 (1～3 年生) の学級担任。

²⁷ e ラーニング：ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム。

【新たな教育センターと EBPM の推進】

- 平成 24 年度末に教育文化センターが閉鎖して以降、研究・研修、教育相談の各機能が複数の建物に分散し、機能間の連携の低下や入居する民間ビルの施設環境の制限等の課題を抱えながら業務を進めてきました。分散後の教育センターの課題やあるべき姿、新たな教育センターの整備手法等を検討し、令和 2 年 3 月の基本構想の策定、令和 3 年 12 月の基本構想の一部見直しを経て、令和 4 年 1 月に整備に向けた事業者募集を行いました。
- 新たな教育センターでは、これまでの課題を解決とともに、それぞれの機能を強化していくことが求められます。また、教育分野においても EBPM の推進が求められる中、「調査・研究・開発」機能を強化して実行に移していく必要があります。

教育センターのイメージパースを掲載予定



◆ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合	—	小6 90% 中3 90%
校務や授業に ICT を活用し、児童生徒の情報活用能力 ²¹ の育成に向けた指導ができると答える教職員の割合	72.8% (令和2年度)	95%

◆ 主な取組

1 児童生徒の情報活用能力 ²¹ の育成						
<ul style="list-style-type: none"> 教育活動全体を通して、全児童生徒 1 人 1 アカウントを配付しているクラウドサービスや端末を効果的に活用していきます。 学習者用デジタル教科書²³について、国の実証事業への参加を通じて効果や課題を検証するとともに、学校現場の利用状況やニーズを把握し、活用を検討します。 デジタル教材等は、これまでの副教材と同様に、各学校の実態に合わせた活用を進めます。 学校が計画的・系統的に児童生徒の情報活用能力²¹ の育成を図るため、自校の実情に応じて「情報教育全体計画」を作成し、各教科等の指導計画につなげるようにします。また、児童生徒の発達段階に応じた「情報活用能力²¹ チェック表」を活用して実態を把握するなど、具体的な支援をしていきます。 ネットトラブルに関わるリスクを軽減し、児童生徒が ICT を安全かつ適切に活用していくよう、情報モラル教育の充実に向けた指導例を作成し、教員研修の充実を図るなど、対策を講じていきます。 						
想定事業量						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>直近の現状値 (令和3年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報教育全体計画の策定・情報活用能力²¹ チェック表の活用校数</td> <td>—</td> <td>全校</td> </tr> </tbody> </table>	項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	情報教育全体計画の策定・情報活用能力 ²¹ チェック表の活用校数	—	全校
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)				
情報教育全体計画の策定・情報活用能力 ²¹ チェック表の活用校数	—	全校				

2 教職員の ICT 活用指導力の育成
<ul style="list-style-type: none"> 様々な理由で登校できない児童生徒へのオンライン学習や授業等に関する ICT 活用の差を解消するために、先進校における試行を通じて、好事例の発信や情報公開、ICT 活用推進のためのサポートを実施していきます。 ICT の活用が十分でない学校には、ICT 支援員や関連企業、教育委員会事務局による訪問型の支援を行います。 ICT 活用に関するマネジメントを担う教職員の ICT コーディネーターを育成し、組織で活用推進していく体制をつくるとともに、「ICT 活用指導力向上のための研修 navi²⁸」の研修体系に基づいた研修を充実させ、指導力向上につなげていきます。 教育研究会¹⁹と連携を図り、授業中の ICT 活用に資する「資質・能力 育成ガイド」を活用する研修、授業動画の収集やオンライン研修を充実させ、教職員の ICT 活用に関する意識向上を図ります。

想定事業量						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>直近の現状値 (令和3年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT コーディネーター研修を受講し、修了した教職員の人数</td> <td>—</td> <td>1,000 人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	ICT コーディネーター研修を受講し、修了した教職員の人数	—	1,000 人
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)				
ICT コーディネーター研修を受講し、修了した教職員の人数	—	1,000 人				

²⁸ ICT 活用指導力向上のための研修 navi : 全教職員に配付した「ICT 活用指導力向上のための研修」について受講方法や研修体系を掲載したリーフレット。

3 ICT環境整備

- ICT を活用した児童生徒の学習活動が円滑に進められるよう、将来的に初等中等教育機関への開放が予定されている、国（国立情報学研究所）が運用し、スーパーコンピューターの共同利用などで活用される高速な学術情報ネットワーク（SINET）を先行して活用して、新Y・Y NET²⁹回線を安定的に運用するとともに、端末故障等に関する保守について継続的に取り組みます。
- 秘匿性の高い個人情報を取り扱う校務システムが安全で安定的に保守・運用するとともに、教職員のニーズを踏まえながら計画的な改修を進めます。
- 端末の設定やアカウント登録、端末活用時の基本操作や不具合等の対応のため、ICT 支援員が定期的に訪問してサポートを行っています。今後も、各学校の活用状況や支援ニーズを捉え、学校に応じた支援を行っていくため、訪問回数を維持していきます。
- デジタル教科書²³の導入等、今後の家庭学習における端末の使用を想定して、児童生徒に貸与している端末の持ち帰りについて、試行を順次実施し環境を準備します。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ICT 支援員の訪問回数	小・中・特支： 各 48 回/年 高：24 回/年	小・中・特支： 各 62 回/年 高：24 回/年
教育用ネットワーク回線の増速・安定化	—	安定稼働

4 新たな教育センターと EBPM の推進

- 令和 10 年度の開設に向けて、新たな教育センターに必要な機能や設備を検討しつつ、選定事業者と設計・工事に関する協議を進めています。
- 最先端の ICT やデータを活用しながら、教育センター機能の一つである「調査・研究・開発」機能を核とし、EBPM を推進していきます。各機能において、開設までに先行して実施できる取組を順次進めています。
- 「横浜市学力・学習状況調査」にIRT（項目反応理論）を取り入れるとともに、調査自体をCBT（コンピューターでの調査の実施）化していくことで、効果的・効率的なデータ収集・分析の基盤を整えていきます。また、EBPM の具体的な取組として、非認知能力¹⁵と学力¹⁶向上との関連性について企業・大学等と連携して研究を行い、児童生徒の学力¹⁶向上や教員の授業改善を図ります。
- 国の動きを踏まえ、「横浜市学力・学習状況調査」について、端末で調査を実施するCBT化についての検討や、企業や横浜国際大学等と連携して非認知能力¹⁵を測る調査研究に取り組みます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
新たな教育センター開設に向けた取組	事業者の公募	工事着手
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査の CBT 化に向けた検討【再掲 柱1施策1】	試行導入の検討	小 全校実施 中 全校実施
認知・非認知能力 ¹⁵ 調査研究の実施	—	成果公表 (令和 6 年度)

²⁹ Y・Y NET：横浜市教育委員会及び横浜市立学校内ネットワーク等から構成されている横浜市教育情報ネットワーク。

未来の教育の実現に向けた横浜教育DX

なお、本市は日本最大の基礎自治体として、26万人の児童生徒等のビッグデータのほか、教育機関が学習者用タブレットを導入した台数が世界でも有数の都市であるなど、教育DX推進の拠点として世界の注目を集め得るポテンシャルを有する都市です。今後は「使えるデータにリソース^{※3}が集まる」との考えの下、新たな教育センターを中心に、産学公民の多様な連携・協働を推進し、日本の教育DXをリードする先進的な取組実績の蓄積を目指します。

横浜教育DXは、

①児童生徒、②教職員・学校、③教育委員会の三者それぞれにおけるよりよい教育活動^{※1}の実現に貢献するとともに、
三者をつなぐデータの一層の活用^{※2}を一体となって推進することで、横浜の公教育全体の質の向上を目指します。

横浜教育DX

DX戦略に基づき「教育を科学」することで、子どもの学びの質の向上へ

新たな教育センター

Message EBPMを基盤にした教育DXのハブ機能

実現した姿
学年や空間を越えた個別最適な学び

Commitment
リモートスタディ

さまざまな理由で登校できない児童・生徒がリアルタイムでともに学んでいる

Commitment
AIを活用

デジタル教科書を使いこなし、さらに、AIドリルによって習熟度に合わせて学んでいる

教職員・学校

Message

「誰ひとり取り残さない」持続可能な学校の実現

理想の姿

- チーム学年経営の導入で、実際の子どもの姿について複数の教職員が見とり、一人ひとりの様々なデータと合わせて、適切な支援ができる
- 登校・対面が前提の黒板とチョークの授業から、どこでも、誰でも、いつでも、子どもの状況に応じた多様な学びが提供できている
- ICTを活用した業務改善が進み、保護者とお互いに効果的・効率的なやり取りができる



未来の児童生徒の学び 「一人ひとりを大切にした学び」の実現

Action
人材の連携、研究成果の共有

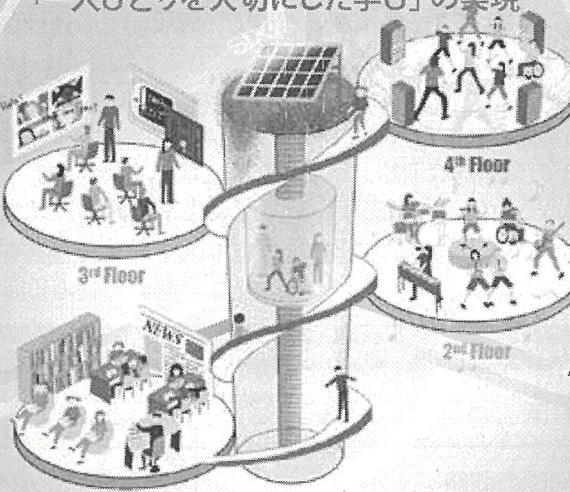
調査・研究・開発

Action

26万人のビッグデータの解析・活用

実現した姿

ICTを活用した、遠隔通信による地域・国籍や年代を超えた多様な人々と行う協働的な学び



Message
主体的・対話的で深い学び
個別最適な学びと協働的な学びの実現

Action

目的やデータの共有

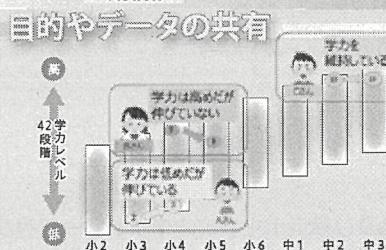
教育委員会

Message

客観的なデータ等に基づく教育政策の実現

理想の姿

- CBT化された学校調査による学校ごとのデータをリアルタイムで把握し、支援と指導をバランスよくできている
- データ比較等を通じ、他の自治体と切磋琢磨することで、より良い教育政策立案を行っている
- 市民がわかりやすい情報が簡単に入手でき、戦略的な情報発信ができている



現行の施策

IRT導入による一人ひとりの成長の可視化
横浜市学力・学習状況調査

- 24万人の児童生徒を対象とした、基礎自治体としては全国初・最大のIRT^{※4}型の学力調査を開始。

(※1) ICTを活用した質の高い学びの実現に向けた授業改善、校務のICT化による働き方改革の推進、教育ビッグデータの活用によるより良い教育政策の立案 (※2) ①児童生徒のデータに基づく学校による早期の児童生徒支援の実現 ②学校の超過勤務データ等を踏まえた教育委員会による具体的な支援の実施 (※3) リソースとは、人材、予算、設備、知見やノウハウなど (※4) IRT (Item Response Theory) 項目反応理論：問題への回答状況から問題の精度や難易度、受験生の能力などを推定する理論

施策3

特別支援教育の推進

◆ 施策の目標・方向性

- ◆ 国のインクルーシブ教育システム構築の考え方³⁰を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。
- ◆ 教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

◆ 現状と課題

【就学・教育相談】

- 特別な支援が必要な子どものふさわしい学びの場に関する相談は、平成24年度からの10年間で約1.4倍に増加しています。相談の体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えることが求められています。また、保護者に対して、特別支援教育総合センターでの来所相談以外でも、不安の解消につながる情報を発信する必要があります。
- 就学後の指導・支援にむけて、就学前の支援の円滑な引継ぎや、学校への適切な情報提供が行われるよう、幼稚園、保育所、地域療育センター、児童相談所、福祉・医療関係機関等の情報共有などを通じた相互の連携が必要です。
- 現在、特別な支援が必要な子どものふさわしい学びの場に関する相談は特別支援教育総合センターが、不登校や友人関係等の一般教育相談と心理・医療等の専門相談は教育総合相談センターが行っています。多様化する教育的ニーズに総合的に対応できるよう、分かりやすい相談窓口を構築し、相談の充実を図ることが必要です。



出典：横浜市教育委員会事務局調べ

【小中学校等の一般学級及び個別支援学級¹³】

- 小中学校等には、一般学級においても特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が在籍しており、様々な疾患や肢体不自由、医療的ケアなど、見守りや介助が必要となっています。個別支援学級¹³においては、平成24年からの10年間で在籍者数が約1.9倍と急激に増加しています。
- 児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うためには、全ての教職員の特別支援教育に係る知識・理解の向上や、特別支援教育コーディネーター³¹を中心とした校内支援体制の充実が必要です。個別の指導計画の作成や校内委員会を通して支援内容を明確にするとともに、横浜型センター的機能³²を効果的に活用し、特性に応じた合理的な配慮を提供することが必要です。

³⁰ インクルーシブ教育システム構築の考え方：同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

³¹ 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育推進のため、各学校において、特別支援教育に関する委員会や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

³² 横浜型センター的機能：横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援。

【通級指導教室³³】

- 通級指導教室³³を利用する児童生徒数は、平成24年からの10年間で約1.8倍と急激に増加しています。入級希望者の増加による過大規模化に対し、十分な指導場所や指導時間の確保を進めるとともに、通級指導教室³³の増設に向けた検討の必要があります。
- 児童生徒が在籍する小中学校等においては、その子の特性や発達段階を踏まえて必要な支援を把握し、学級担任等の対応力を高めることが重要です。そのため、通級指導教室³³担当教員による協働型巡回指導の取組や横浜型センター的機能³²を充実させていく必要があります。
- 通級指導教室³³担当教員には高い専門性が求められるため、OJT³⁴だけでなく、外部の研究機関への研修派遣を積極的に行うなど、計画的に人材育成を行っていく必要があります。

【特別支援教室】

- 小中学校等においては、児童生徒が在籍する学級（一般学級、個別支援学級¹³）を離れて学習等をするためのスペースとして、特別支援教室を設置しています。特別支援教室では、教科指導や自分なりの学び方を身に付けるための支援のほか、登校支援や在籍学級への適応に向けた支援など、児童生徒の社会性、コミュニケーション等の課題に対する様々な支援が行われています。
- これまで、特別支援教室実践推進校においてモデル的に取組を進めてきたことを踏まえ、取組の好事例を各校で共有し、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な活用や、非常勤講師の配置等を含めた指導体制の充実にさらに取り組む必要があります。

【特別支援学校】

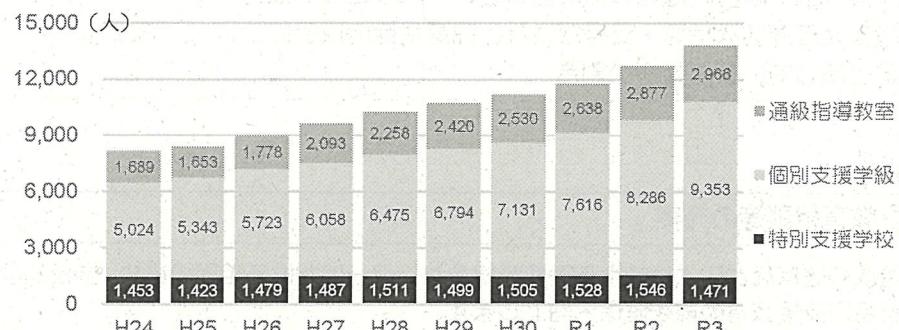
- 横浜市においては、学校教育法で定める5障害種全ての特別支援学校を全13校設置しています。在籍児童生徒数は全体的に横ばい傾向ですが、市北東部など一部の地域においては、今後、増加することが見込まれています。国の特別支援学校設置基準や神奈川県の特別支援教育の推進指針等を踏まえ、県市が連携して、児童生徒の受け入れ体制の充実に取り組む必要があります。
- 児童生徒の障害は、重度化・重複化・多様化しており、教員の専門性の更なる向上のもと、個々の教育的ニーズを一層丁寧に把握し、実態に応じた指導や支援を行う必要があります。また、センター的機能の発揮を通じて小中学校等と連携した地域の特別支援教育を推進していくことが必要です。
- 重度化、重複化する医療的ケアの必要な児童生徒への対応のため、肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの体制の充実に取り組むことはもちろん、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校においても医療的ケアが必要な児童生徒が在籍していることを踏まえ、各校の実情に応じた医療的ケアの体制について引き続き検討する必要があります。
- スクールバスの乗車時間目標（60分）が達成できていない現状やスクールバスに乗車できない医療的ケアのある児童生徒への対応など、通学支援の充実に取り組む必要があります。

³³ 通級指導教室：一般学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の授業を一般学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別な指導を受けるための場。

³⁴ OJT：On the Job Training の略（日常の業務を通して職場教育）。

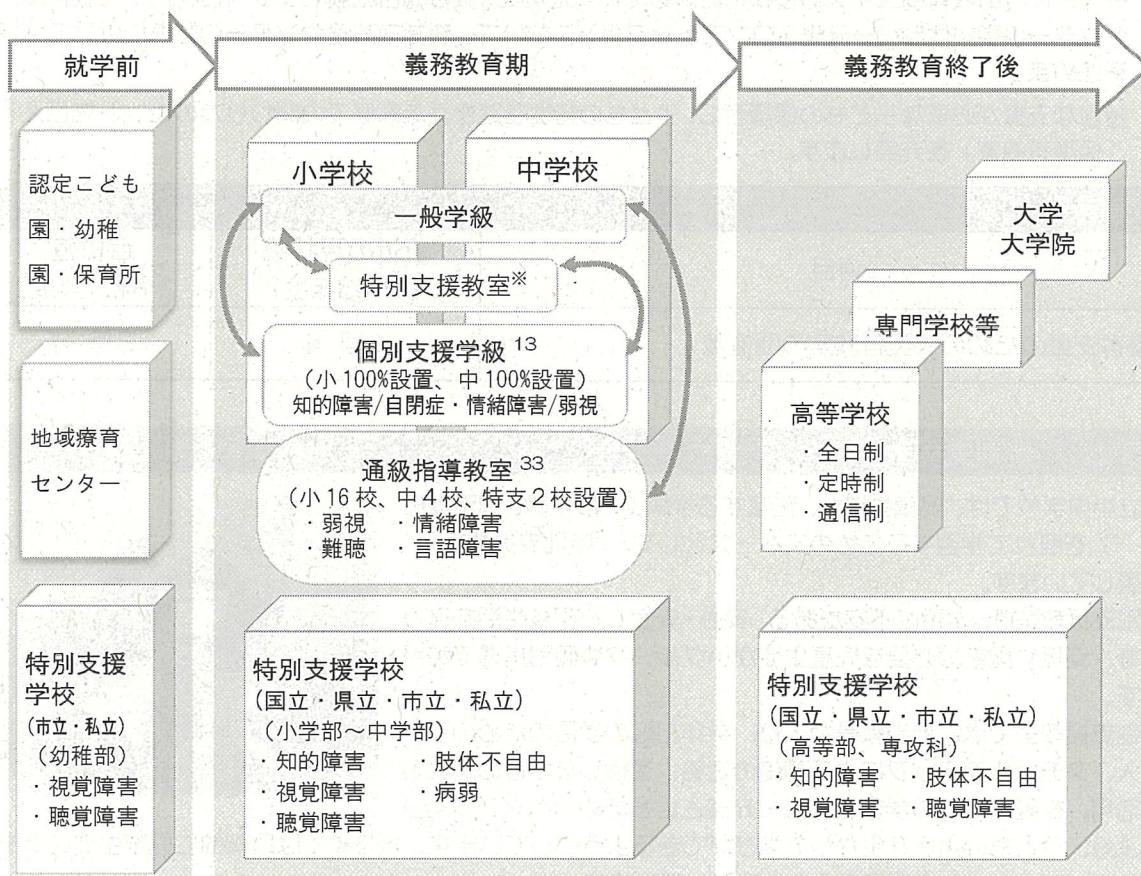
特別支援学校、個別支援学級¹³、通級指導教室³³に在籍する児童生徒数の推移

この10年で、特別な支援や配慮が必要な児童生徒は令和3年度13,790人と約1.7倍に増加しています。



出典：横浜市教育委員会事務局調べ

横浜市における特別支援教育に関する学びの場（2022（令和4）年現在）



※ 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級・個別支援学級¹³を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース

◆ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につながっていると感じている保護者の割合	88%	90%

◆ 主な取組

1 就学・教育相談等の充実						
<ul style="list-style-type: none"> 人材の育成や確保などにより特別支援教育総合センターにおける相談の質や、学校及び特別支援学校における特別支援教育の質を確保・向上します。 就学前の早期から始まっている支援を就学にあたり円滑に引き継ぐため、幼稚園・保育所・地域療育センターなど早期からの相談・支援を行っている福祉・医療関係機関等と情報共有などの連携を推進します。 一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じていくために、教育総合相談センターと特別支援教育総合センターの相談体制の一元化（ワンストップ化）について、新たな教育センターの整備に併せて準備を進めます。 特別な支援が必要な子どもの保護者に、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える「保護者教室」を充実します。 						
想定事業量						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>直近の現状値 (令和3年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者支援のための保護者教室の開催数</td> <td>1回/年</td> <td>8回/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	保護者支援のための保護者教室の開催数	1回/年	8回/年
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)				
保護者支援のための保護者教室の開催数	1回/年	8回/年				

コラム 特別支援教室

市立小中学校では、児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級¹³⁾を離れて学習するためのスペースとして、「特別支援教室※」を設置しています。

特別支援教室は、学習に不安がある、安心・安定した学校生活を送りたい等、支援や配慮の必要な児童生徒が小グループや個別指導で利用します。

特別支援教室では、担当教員が入り、学年相応の学習のための丁寧な導入、スマールステップによる基礎の定着、連続した学びの場としての活用、在籍学級での学習を安定・充実させるためのベースづくり等により、子どものよさを生かした学びができるようにしています。各学校では段階的に児童生徒の実態や教育的ニーズに応じた支援を考えて、実践しています。

特別支援教室で学んだ児童生徒からは、「学習に前向きになった」、「安心して学校生活を送ることができるようになった」などの声がたくさん上がっています。特別支援教室の運営にあたっては、教職員の特別支援教育の理解や校内体制の構築等を引き続き、推進していく必要があります。



※実際の教室の名前は、各学校によって異なります。

※柱1施策4に掲載している「校内ハートフル事業³⁵」も特別支援教室の場所を使用して行われています。

³⁵ 校内ハートフル事業：不登校傾向にある生徒への支援強化のため、中学校の特別支援教室等に支援員を配置。

2 小中学校等における特別支援教育の推進

- あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や合理的配慮を提供するため、一般学級、個別支援学級¹³、通級指導教室³³、特別支援教室における指導・支援体制や教室環境の充実を図ります。
- 学級種・学校種をまたいだ人事交流、国立特別支援教育総合研究所等への研修派遣、特別支援教育コーディネーター³¹や教職員の資質向上のための研修など教職員の育成に力を入れるとともに、非常勤講師や特別支援教育支援員³⁶の効果的・効率的な配置を通じて校内支援体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な児童生徒の受入体制を引き続き整備します。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
特別支援教育コーディネーター ³¹ の養成人数	274人/年	350人/年
特別支援教育の充実と教職員の資質向上のための研修実施回数	110回/年	150回/年
小・中・義務教育学校個別支援学級 ¹³ 担当教諭等の特支校免許状取得者数	128人/年	150人/年
通級指導教室 ³³ 設置校数	小：16校 中：4校 特支：2校	小：17校 中：5校 特支：2校
通級指導教室 ³³ 協働型巡回指導の実施校数（情緒障害、LD・ADHD、弱視）	小：8校	小：13校 特支：1校
特別支援教室実践推進校数	36校	120校/年
市立高校における「通級による指導」（自校通級、他校通級及び巡回指導）の実施【後掲 柱1 施策5】	—	横浜総合高校 (自校通級) 盲特別支援校・ろう特別支援学校 (他校通級) 全校（巡回指導）

3 特別支援学校の充実

- 令和3年9月に公表された国の特別支援学校設置基準等や市立特別支援学校の整備・運営に関する考え方等に基づき、適切な教育課程を編成し実施するとともに、教職員の専門性の向上、通学支援や医療的ケアの体制の充実などに取り組みます。
- 将来の自立と社会参加に向けて、自己理解を深め、自己選択・自己決定力を高めるなど、キャリア発達を促す教育を充実していきます。
- 児童生徒の教育的ニーズを把握し、ＩＣＴ機器の活用など一人ひとりの障害の状態や成長段階に合わせた授業を工夫するとともに、就労支援や横浜型センター的機能³²の充実に引き続き取り組みます。

想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
小中学校と特別支援学校の協働研究推進プロック数	—	小中学校プロック4か所/年
スクールバス乗車時間の短縮	運行時間 60分を超えるコース 26コース	60分を超えるコースの解消
医療的ケアが必要な児童生徒の通学車両台数	4校 11台	6校 50台
肢体不自由特別支援学校における学校看護師の配置人数	30人	50人

³⁶ 特別支援教育支援員：学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行うボランティア。